

科学研究費助成事業
(JSPS科研費15K03220)

シンポジウム

企業価値向上型 コンプライアンス

～第二幕 大成劇場 大成建設の挑戦！？～

趣旨コメント

不祥事防止を目的とした管理型コンプライアンスは、現場を疲労させてしまいます。本科研費研究では、企業価値向上型の現場に元気が出るコンプライアンス態勢作りに取り組んでいます。その研究の一環として、本シンポジウムを開催いたします。

プログラム

13:00～13:05

開会のあいさつ

遠山 信一郎

(研究代表者：中央大学法科大学院教授)

13:05～13:50

基調講演「真のコンプライア
ンス企業への取組」

南波 裕樹

(大成建設株式会社管理本部法務部・部長)

14:00～15:50

パネルディスカッション

モデレーター 大杉 謙一

(中央大学法科大学院教授)

パネリスト 河谷 清文

(中央大学法科大学院准教授)

パネリスト 杉山 忠昭

(花王株式会社執行役員・法務コンプライアンス
部門統括)

パネリスト 南波 裕樹

(大成建設株式会社管理本部法務部・部長)

パネリスト 山本 信秀

(中央大学大学院戦略経営研究科修士課程
修了 現ソーラーフロンティア株式会社コーポレー
ト管理部統括課長 (法務))

16:00

総括コメント

柏木 昇

(中央大学法科大学院フェロー)

総合司会

遠藤 輝好

(弁護士)

開催にあたりまして

2015年4月1日にスタートした科学研究費助成事業「企業価値向上型コンプライアンス態勢モデルの構築－法律学と経営学の協働による－」は、本年で足かけ3年目に入りました。

その間、研究成果につきましては、着実に社会に発信してまいりました。

今回のシンポジウムは、前回(2016年1月16日開催)「花王の挑戦」に続く第二弾として、「第二幕 大成劇場・大成建設の挑戦！？」と銘打って開催いたします。

前回と同様に、ビッグビジネスの企業現場のリアルなコンプライアンス実践から、多くの知見・ノウハウを深掘り、学びとることを目的としております。

さらに、研究メンバーによる「企業価値向上型コンプライアンスの多角的分析」小論文の既発表の12作品を、本配付資料として添付させていただきましたので、ご高覧いただけすると幸いです。

皆様には、今後とも、本研究活動に対するご支援ご協力をお願い申し上げます。

2017年1月14日

研究代表者　遠山 信一郎

中央大学法科大学院教授

プロフィール

● 南波 裕樹 (大成建設(株)管理本部法務部・部長)

1984年 大成建設(株)入社・名古屋支店(84~91年)、営業本部(91~93年)、東京大学大学院法学政治学研究科(民刑事法)修士課程(93~95年)、法務部(95年~)を経て、2013年より現職。法学修士(東京大学)、認定コンプライアンス・オフィサー。

● 大杉 謙一 (中央大学法科大学院教授)

後掲 Chuo Online 『他人事(ひとごと)ではない、コーポレート・ガバナンス』
プロフィール欄参照。

● 河谷 清文 (中央大学法科大学院准教授)

後掲 Chuo Online 『自主規制による法令遵守』
プロフィール欄参照。

● 杉山 忠昭 (花王(株)執行役員・法務コンプライアンス部門統括)

後掲 Chuo Online 『なぜ、事業活動においてコンプライアンスは重要か』
プロフィール欄参照。

● 山本 信秀 (ソーラーフロンティア(株)コーポレート管理部 統括課長(法務))

2012年中央大学大学院戦略経営研究科(経営法務)修了。経営修士。1992年シャープ(株)入社後企業法務へ転身、ソニービジネスソリューション(株)リーガル&コンプライアンス部シニアマネジャー等を経て、2014年ソーラーフロンティア(株)法務部部長代理。2016年12月より現職。経営法友会第11次法務部門実態調査検討委員会副委員長(2016年)。

● 柏木 昇 (中央大学法科大学院フェロー)

後掲 Chuo Online 『企業の不祥事とコンプライアンスについて』
プロフィール欄参照。

企業価値向上型コンプライアンス

第2幕 大成劇場

～大成建設の挑戦！？～



大成建設の技術で実現する未来都市

大成建設株式会社 管理本部 法務部
部長 南波 裕樹
2017/01/14

第一章

大成建設グループについて

■ 社名の由来

大成

語源 : 創業者の戒名 「大成院殿礼本超邁鶴翁大居士」

意味 : 「集大成」

= 衆の長所を集めて一大長所をつくる (孟子万章下篇)

建設

「土木・建築」の両方を同時に表す新語として

英語の*construction*から訳出

(社名に「建設」と名付けたはしり)

(当社HPより)

3

■ 基本情報

Q. 大成建設グループの大きさは?

【連結DATA】

従業員数: 13,748人 うち外国籍社員778名

総資産額: 1兆6,608億円 純資産額: 5,213億円

有利子負債: 2,547億円 自己資本利益率(ROE): 15.3 %

連結子会社: 29社

持分法適用関連会社: 43社

(2016年3月末現在。最終桁を四捨五入)

Q. 大成建設グループの特徴は?

非同族会社

➤ 同族企業が多い日本の建設会社の中では数少ない非同族会社

■ 大成建設グループの海外ネットワーク



(当社HPより)

5

■ 中・長期ビジョン

■ TAISEI VISION 2020の目指す姿
「高付加価値型の事業構造への転換」

創業150周年に向けて
持続的な発展を続ける



(当社HPより)

5

6

■ グループ理念

人がいきいきとする環境を創造する

大成建設グループは、1990年にグループ理念として「人がいきいきとする環境を創造する」を策定しました。

これは、自然との調和の中で、安心・安全で魅力ある空間と豊かな価値を生み出し、

次世代のための夢と希望に溢れた地球社会づくりに取り組もう、という理念です。

私たち大成建設グループは、このグループ理念に基づき、ステークホルダーとの対話を大切にしながら、社会とともに持続的成長を果たしていきます。



Photo: Masaeiki Alhara 写真:けんせつ小町活性化促進表彰優秀賞を受賞した大成建設千葉支店外観自動車道田尻工事作業所の女性技術者の皆さん
(Taisei Corporate Report 2016より)

7

■ 理念体系

大成建設グループの 理念体系とステークホルダー

For a Lively World

グループ
理念

大成スピリット

大成スピリット

自由
闊達

価値
創造

伝統
進化

「グループ理念」を追求・実現するために、
大成建設グループ全役職員が
大切にする考え方

行動指針系

経営計画系

株主・
投資家

お客さま

お取引先さま

従業員

環境

(Taisei Corporate Report 2016より)

8

■ 経営計画系

【中期経営計画（2015-2017）基本方針】

建設事業本業の深耕

目指す姿

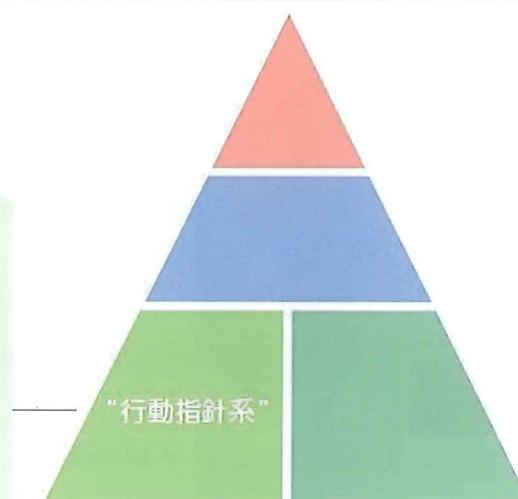
- ・品質と安全の確保によって、高い顧客満足を得る
- ・安定的かつ持続的な成長を図る
- ・高付加価値型の事業構造への転換を推進する
- ・すべてのステークホルダーから高い信頼と評価を得る

経営課題

- ① 注力プロジェクトへの戦略的な取組み
- ② 社会基盤整備への積極的な貢献
- ③ 次世代技術開発の推進
- ④ 注力分野での次世代ビジネスモデルの確立
- ⑤ 国内建設事業の強化
- ⑥ 海外事業の健全な成長に向けた基盤整備
- ⑦ グループ力の向上
- ⑧ 経営基盤の進化

9

■ 行動指針系



グループ行動指針

「自由闊達」

- ① 風通しの良い企業風土の形成
- ② 働きやすい職場の確保
- ③ 基本人権・多様性の尊重

「価値創造」

- ④ 人がいきいきとする環境の創造
- ⑤ 価値創造への挑戦
- ⑥ お客様満足の追求
- ⑦ 安全性・品質の確保と向上

「伝統進化」

- ⑧ 伝統の継承と尊重
- ⑨ 取引業者とのパートナーシップの推進
- ⑩ 環境の保全と創造への取り組み
- ⑪ 地域社会とのコミュニケーション
- ⑫ グローバルな事業活動の取り組み
- ⑬ 適切な情報開示
- ⑭ 社会的責任の遂行

個別方針

- IR方針
- CSR方針
- 業務の適正を確保するための体制の整備に関する基本方針
- ガバナンス基本方針
- コードオブレート
- 人権方針
- 調達方針
- 方針
- リスクマネジメント
- 情報開示方針
- 方針
- 個人情報の保護に関する方針
- 災害時における事業継続に関する方針
- 宣言
- 大成建設生物多様性
- 環境方針
- 安全衛生方針
- 品質方針

(Taisei Corporate Report 2016より)

7

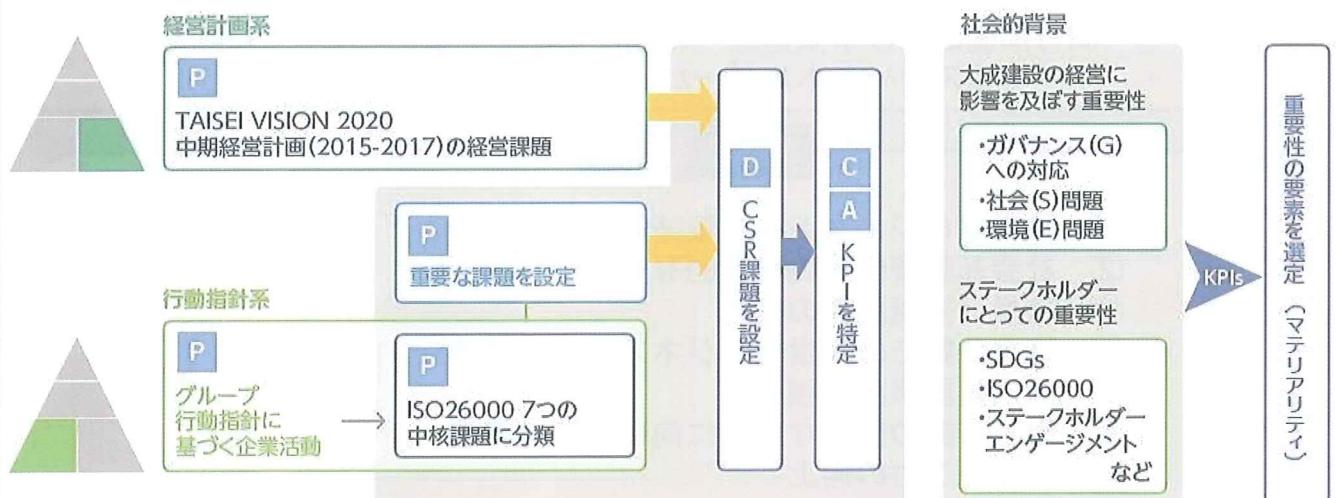
10

■ CSRマネジメント

大成建設グループは、組織の社会的責任に関する国際規格であるISO26000を参考し、CSRマネジメントを実施しています。グループ理念を実現するために、理念体系にある“行動指針系”と“経営計画系”的両方から抽出された「CSR課題」を定め、P-D-C-A(計画-実施-点検-改善)のサイクルによってCSR活動の改善を図っています。

KPI¹の特定

“行動指針系”ではグループ行動指針をISO26000の7つの中核課題²に分類し「重要な課題」を設定しています。“経営計画系”では、当社を取り巻く外部環境から「経営課題」を設定しています。“行動指針系”と“経営計画系”から設定された「課題」について、それぞれの関連性や社会や当社グループに与える影響を考慮しながら「CSR課題」を設定し、これらの項目を確認、改善するための指標として2011年度から「KPI」を特定しています。



(Taisei Corporate Report 2016より)

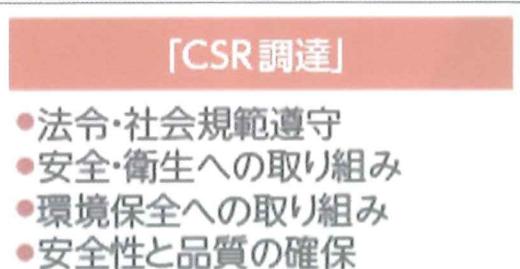
11

■ CSRマネジメントの一例(CSR調達)

調達方針と体制

大成建設は、グループ行動指針の一つとして「取引業者とのパートナーシップの推進」を掲げるとともに、2013年に「調達方針^{*}」を策定しました。「調達方針」に基づきお取引先さまとサプライチェーン全体でのCSR活動を推進しています。

* 2013年4月制定



東京五輪の調達コードの策定などサプライチェーン全体での「CSR調達」の取り組みが注目されています。

大成建設グループとして「CSR調達」を一層推進するために、主要グループ会社において調達方針の策定に向けた取り組みを実施します。



大成建設グループのCSRマネジメントは、グループ行動指針をISO26000から参照し、「中期経営計画」と対比して課題を設定(Plan)し、当社グループの主な取り組み項目を選定して実施(Do)しています。その結果については毎年、確認(Check)、改善(Act)しています。

(Taisei Corporate Report 2016より) 12

第二章 不祥事との戦い

1) 舵切り・足抜け 前史

■ 贈収賄事件

ゼネコン汚職（1993～94年）

企業年鑑
戦後70年

1993年6月29日、東京地検特捜部による仙台市長、石井亨の逮捕でゼネコン（総合建設会社）汚職事件は始まった。鹿島、清水建設、大成建設、大林組といつたゼネコン8社と大昭和製紙のトップらが贈賄容疑で、茨城県知事や宮城県知事ら自治体の首脳が收賄容疑で次々と逮捕された。

翌94年3月11日には、自民党建設族で建設相も務めた中村喜四郎があっせん收賄容疑で逮捕された。

端緒は、93年3月6日に前自民党副総裁の金丸信が脱税容疑で逮捕されたことだつた。膨大な押収資料の中に、ゼネコンから仙台市長に金が渡つたことを示すメモがあつた。ヤミ献金や贈収賄の流れは仙台、宮城、政界などの5ルートに分かれ、32人が起訴された。「政・官・業」の癒着は広範囲に及んだ。

（2015年5月31日付日本経済新聞 朝刊より）

■ 贈収賄事件

愛腐敗の代償 愛知ゼネコン汚職

副知事ら起訴

名古屋地検は17日、同県副知事、A容疑者(60)と同僚で解職を收賄罪で起訴された。B(57)は大成建設名古屋支店副支店長、C(53)は同支店営業部長、A被告(愛知県副知事)は、愛知県が大成建設事会社とする共同企業体幹事会社に有利な取り扱いをしてきたとして、A被告は贈賄罪で起訴された。3人はいずれも起訴される。3人はいずれも起訴されるとみられる。

（1994年6月18日付日本経済新聞　名古屋朝刊より）

■ 談合事件

大成建設

時期	事件名	命令・審決等
1988. 12. 8	米国海軍横須賀基地発注工事入札談合事件	排除措置・課徴金
1992. 6. 3	埼玉土曜会談合事件	排除措置・課徴金
2001. 12. 14	東京都新都市建設公社土木工事談合事件	排除措置・課徴金
2006. 5. 22	新潟市発注建設工事談合事件	排除措置・課徴金
2007. 5. 11	エコ・ステーション建設工事談合事件	立入調査
2007. 6. 20	防衛庁土木・建築談合事件	排除措置・課徴金
2007. 9. 10	和歌山県発注土木・建築工事談合汚職事件	損害賠償（大阪地裁）
2007. 11. 12	名古屋市地下鉄工事談合事件	排除措置

大成ロテック

時期	事件名	命令・審決等
2004. 2. 9	岩見沢談合事件	課徴金
2015. 4. 12	高知談合事件	刑事罰（須崎簡裁）

■ 当時の社内啓蒙施策

1992(平成4)年10月

① 独占禁止法遵守マニュアル

1996(平成8)年11月

② 法務実務研修テキスト:建設実務と企業犯罪

2005(平成17)年4月27日

③ コンプライアンス はやわかり



17

■ 当時の意識レベル

「悪いこと」とは認識している。しかし...

見て見ぬふり

男氣・任侠気取り

他人事

余所もやっているので

パンドラの箱は開けられない

墓場まで持っていく

自分だけではどうにもならない(諦め)

11

18

■ 当時の対応

社内・第三者調査 ⇒ なし

懲戒処分 ⇒ なし

損害賠償請求 ⇒ なし

むしろ「名誉の負傷」的な扱い

手厚いケア

有罪

依願退職

- ・ 退職金支払
- ・ グループ会社・協力会社への再就職
- ・ 子女の採用

etc...

■ 当時、法務部は何をしていた？

① 捜査・裁判・審判への対応

② 捜査対象者のケア

③ 経過・見通し等の報告(取締役会・経営懇談会等)

(n) 社内啓蒙ツールを用いた社内研修の講師

当時の法務部員の心の内

- うわべ・タテマエの世界
- エンジェルとデビルの混在 法務部は「エンジェル」役
- 何を言っても何も変わらない・・・・
- 言うだけ損
- 男は黙って〇〇ビール ・・・・・

第二章 不祥事との戦い

2) 舵切り・足抜け

21

■ 談合決別宣言

社長通知

2006年1月4日

本部長
支店長 各位

社長

公正な企業活動の推進について(独占禁止法の遵守)

今般、建設3団体から別紙のとおり通知がありました。

そこでは、業界各企業は社会的責任を果たすことを強く求められているにもかかわらず、依然として競争制限的行為の指摘を受け、建設業全体の信頼を損なっていることを憂慮しています。また、独占禁止法の改正、強化などの社会状況を十分認識し、独占禁止法違反行為を犯すことのないよう、加盟企業に対し企業倫理の確立、コンプライアンスの徹底を図ることを求めています。

独占禁止法違反行為は、今や企業の存立を左右しかねない重要な問題です。社会の疑惑を招く行為は、厳に慎むよう既に伝達したところですが、本通知の趣旨を理解し、より一層のコンプライアンスの徹底を図ることを強く要請します。

以上

(2006年1月4日付 社長通知)

13

22

■ CSR報告書2006

信頼回復のためにコンプライアンスを徹底。談合・調整行為は一切行いません

その最大の原因は、我々建設業に携わる人間あるいは建設業そのものが、国民から信頼されていないんじゃないのか、魅力がないんじゃないのか。そういうところを正さなければ、いくら正しいと思っていることを言っても、世の中には、なかなか素直に受け止めてくれないんじゃないのか。こういう思いで、コンプライアンスの徹底、談合・調整行為は一切止めよう、後戻りは絶対にしないぞ、と今年から更に強調して言い始めているわけです。(社長対談・葉山莞児社長(当時))

コンプライアンスのさらなる徹底について

大成建設は、これまで企業倫理の確立及びコンプライアンス徹底に努めてきたにもかかわらず、右のような公共工事入札に関する法令等に違反する事態が生じたことを厳粛に受け止め、従来からの施策に加え、内部統制システムにおけるコンプライアンス整備に関する次の基本方針に基づき、より一層の企業倫理の確立及びコンプライアンスの徹底に努めてまいります。

- 取締役は、コンプライアンスの確立が経営の根幹であることを深く自覚し、率先して誠実に企業行動憲章、役職員等行動規範等を遵守する。
- 社外有識者を加えたコンプライアンス委員会を設置し、法令等遵守体制の整備及び役職員等への遵法意識の浸透・定着を図る。
- 監査部は、コンプライアンスと合理性の観点から、経営活動の全般にわたる管理・運営の制度及び業務の遂行状況について内部監査を行う。

(CSR報告書2006より)

23

■ CSR報告書2006に対する第三者意見

公正な取引に向けて

一昨年来の報告書に対する第三者保証の提言を受け、ネガティブ情報も出すようになっている。しかし談合など法令違反の問題に関しては、ただ事実の簡単な記載にとどまっており、具体的に何があったのか、なぜ起ったのかについては触れられていない。CSR報告書ではその原因を調査・分析し、具体的な対応策を明記することが必要である。

今後の期待

これまでコンプライアンスを謳ってきたにもかかわらず、なぜ不徹底であったかを考える必要がある。今回新たに内部統制システムを構築し、コンプライアンス体制を再構築することが示されているが、いかに現場に徹底させていくか、具体的なシステムづくりとチェック体制を機能させていくことが、リーディング・カンパニーとしての大成建設には期待されている。

2006年8月

(CSR報告書2006より)

一橋大学大学院商学研究科(当時※) 谷本寛治教授

※現在は早稲田大学商学学術院商学部教授 経営学博士

■ 具体的に何を行ったか？

◆ 営業組織の一新

「談合担当部署」の廃止

「談合担当者」の営業部門以外の部署への配置換え

◆ 使途秘匿金の撤廃

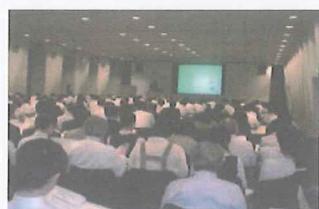
◆ 全役職員を対象としたコンプライアンス研修

◆ 入札業務の適正確認 ※詳細は後述

応札方針、JV編成理由、営業活動、積算業務などの入札業務の適正実施を、各業務担当者が記録化

◆ 法務部監査

毎年、入札業務の適正確認手続の実施状況を監査



コンプライアンス研修の様子

25

■ 具体的に何を行ったか？

◆ 全役職員から誓約書を徴求

◆ 懲戒の厳罰化

原則、懲戒解雇

◆ 内部通報制度(グループ全体及び協力業者を網羅)

◆ 社内リニエンシー

通報者の懲戒にあたり、通報・自白の事実を考慮

◆ その他の取組

取引約款におけるコンプライアンス条項の強化

官公庁退職者の採用基準の厳格化

グループ行動憲章携帯カードの配布

etc...

15

26

■ 詳述 入札業務の適性確認

目的：入札談合が入り込む余地をなくす

- ◆ 2007(平成19)年2月から実施
- ◆ 入札までの各フローの担当者(営業担当者⇒統括営業部長⇒積算担当者⇒土木・建築・管理各部長⇒支店長・事業本部長)が、各自の職掌に応じて、その都度確認
- ◆ 営業担当者・積算担当者が、確認内容に間違いないことを誓約(自筆署名)
- ◆ 決裁権者が最終確認(問題がある場合は入札辞退)

27

■ 詳述 入札業務の適性確認

▶ 適正確認シート様式 ① 営業部による確認

入札業務の適正確認シート	
支店	
項目	確 認 内 容
工事名称	土木・建築
工事種類	<input type="checkbox"/> 官庁工事 <input type="checkbox"/> 民間工事(補助金あり)
発注者	
入札公告日	20 年 月 日
図交・現説日	20 年 月 日
入札日	20 年 月 日
営業方針	<input type="checkbox"/> (条件が合えば) 応札したい。 <input type="checkbox"/> (条件が合いそうにないが) 応札したい。 ⇒応札したい理由(記入欄に理由を記入) <input type="checkbox"/> 辞退したい。⇒ 理由(記入欄に理由を記入) <input type="checkbox"/> その他 ⇒ (記入欄に内容を記入)
入札形態	<input type="checkbox"/> 単独 <input type="checkbox"/> J V ⇒ J V構成(当社 % : % : % : % : % : %) J Vでの応札理由: <input type="checkbox"/> 入札参加条件 <input type="checkbox"/> その他【 構成会社選定理由: <input type="checkbox"/> 技術力 <input type="checkbox"/> J V実績 <input type="checkbox"/> 施工実績 <input type="checkbox"/> 地元活用 <input type="checkbox"/> 技術者補完 <input type="checkbox"/> その他【
確認事項	発注者・設計者・コンサル・同業他社等との間で、調整行為につながる連絡や情報交換などは無かったか。 また、その他営業活動に違法行為との疑念を抱かれる行為が無かったか。 <input type="checkbox"/> 無かった。 <input type="checkbox"/> あった。 ⇒ 内容: 【

■ 詳述 入札業務の適性確認

➤ 適正確認シート様式 ② 土木部・購買部・積算部による確認

土木部 ・建築部 ・積算部	積算実施状況	<input type="checkbox"/> 積算した。⇒ 積算部署は? <input type="checkbox"/> 自支店の積算部門 <input type="checkbox"/> 自支店内の作業所(工事部) <input type="checkbox"/> 他支店 ⇒ 支店名: 【 】 支店 <input type="checkbox"/> 本社 ⇒ 実際に積算を行った期間は? 【 月 日 ~ 月 日 】
	積算資料	<input type="checkbox"/> 積算していない。⇒理由: 【 】
	確認事項	<input type="checkbox"/> 元積内訳書がある。 <input type="checkbox"/> 元積内訳書がない。⇒理由: <input type="checkbox"/> 官積算 <input type="checkbox"/> その他【 】
	その他特記事項	

29

■ 詳述 入札業務の適性確認

➤ 適正確認シート様式 ③ 営業担当者・積算担当者の誓約 部門長の最終確認と決裁者の応札判断

上記記載内容に相違ありません。

20 年 月 日

営業担当者 (氏名・自署) _____ 印 (氏名・自署) _____ 印

上記記載内容に相違ありません。

20 年 月 日

積算担当者 (氏名・自署) _____ 印 (氏名・自署) _____ 印

対象工事：官庁工事の全て。民間工事のうち補助金交付の対象であるもの全て。

確認時期：見積決裁時までに確認する。

保存方法：営業管理部門で5年間の保存とする。

上記のとおり確認しました。

確認責任者		確 認 者		
支店長/事業本部長		管理部	土木部/建築部/積算部	営業部
(応 札)	(辞 退)			

第二章 不祥事との戦い

3) 再 発



31

■ 2016年 再発の連鎖

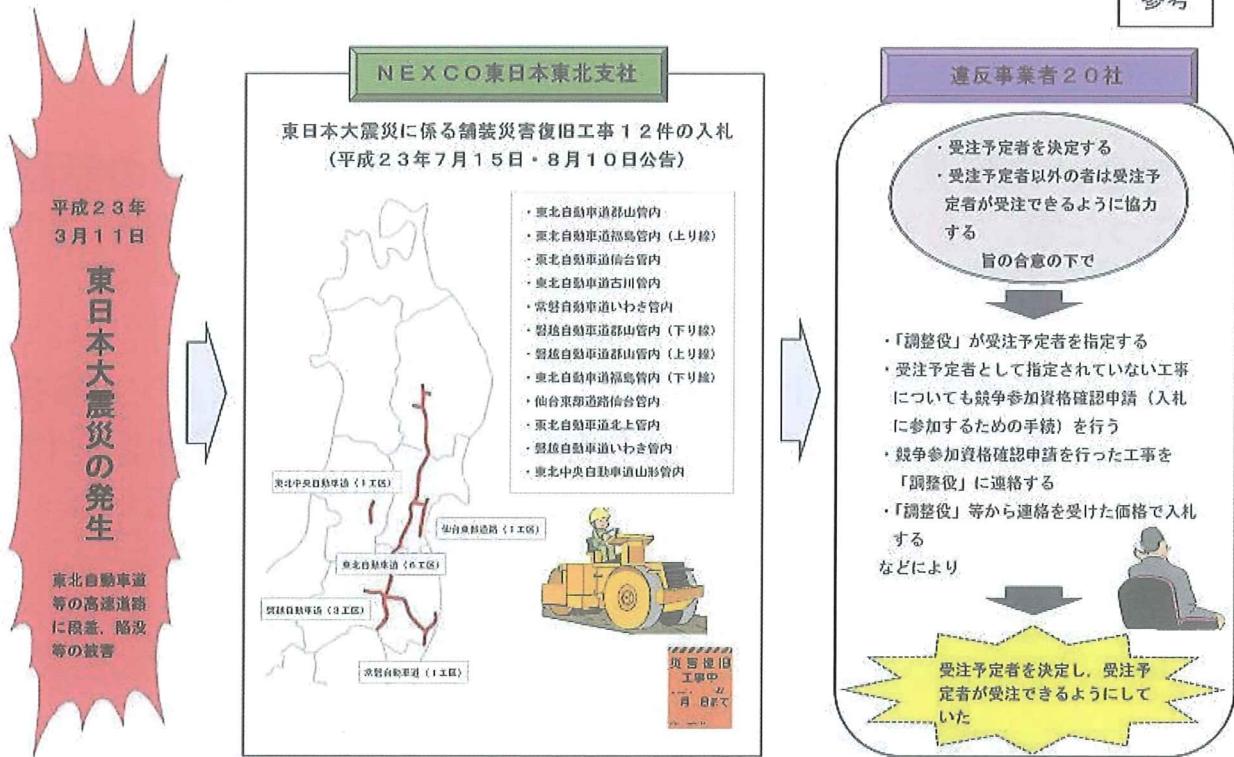
大成ロッテック

時 期	事 件 名	命 令・審 決 等
2016. 10. 27	震災復旧舗装談合事件（犯則調査）	刑事罰（東京地裁）
2016. 9. 6	震災復旧舗装談合事件（行政調査）（1）	排除措置・課徴金
2016. 9. 21	震災復旧舗装談合事件（行政調査）（2）	排除措置・課徴金

時 期	事 件 名	命 令・審 決 等
2016. 8. 2	空港舗装工事等談合事件（行政調査）	立入調査（調査継続中）
2016. 9. 28	合材価格カルテル事件（行政調査）	立入調査（調査継続中）

■ 震災復旧舗装談合事件(1)

1 本件違反行為の概要

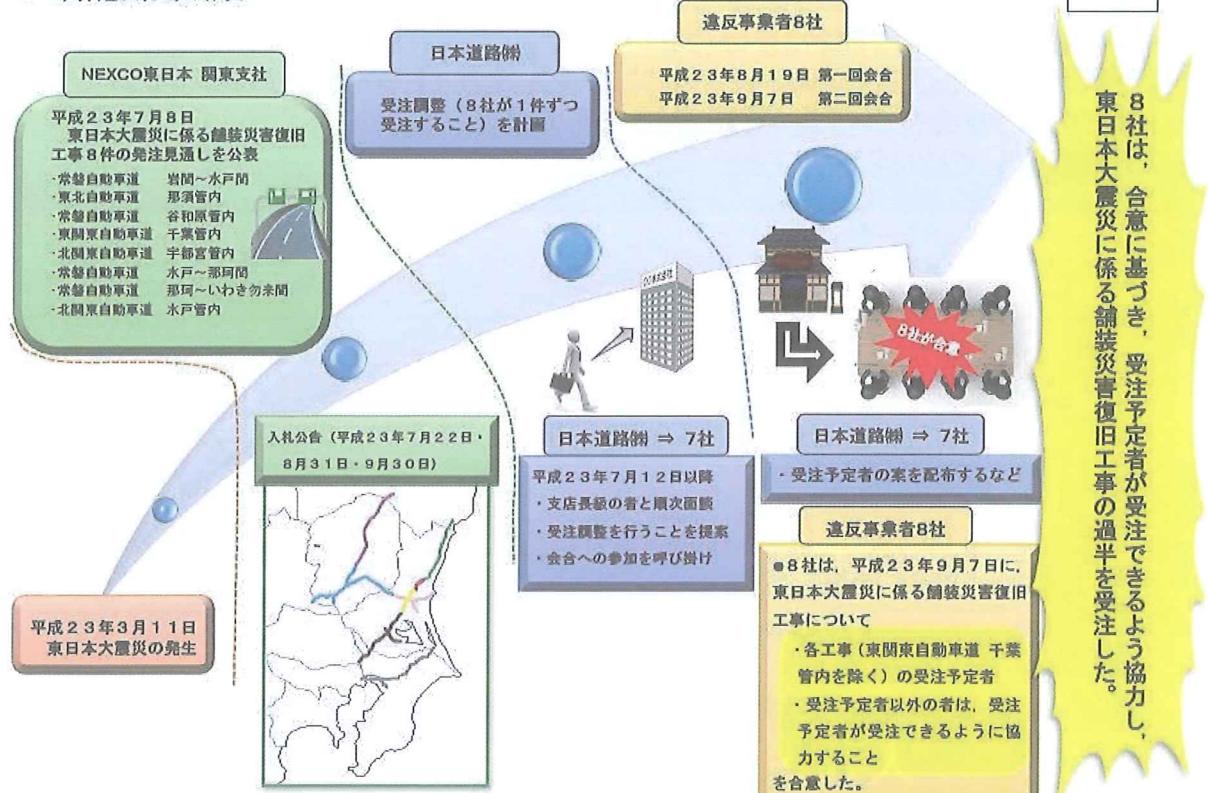


(公正取引委員会・報道発表資料)

33

■ 震災復旧舗装談合事件(2)

1 本件違反行為の概要



(公正取引委員会・報道発表資料)

19

34

■ 繰り返された「過ち」

～営業担当者の言い訳～

付き合いの延長で他社との会合に出席。工事の割り振りの話題となつた際、「当社は談合を厳しく禁止しているので、私の一存では決められない」と断つた

取りたい工事を言うだけなら構わないと思って、「本気」の工事を述べた。他社の希望も知り、調整役から入札金額の指示を受けたが、会社が談合を厳しく禁止しているので、会社に報告しなかつたし、応札金額を決める社内会議にも影響しなかつた

…だから大丈夫 …(誤解)

35

■ なぜ営業担当者は誤解してしまったのか

営業担当者は、繰り返しの研修により、次のことを教わった。

「会社は、絶対に『談合』を行わない」

「何が独禁法違反であり、何が公共工事入札ガイドラインでクロとなるか」

「どのような会社の行為が『談合』となるのか」

「会社がしてはならないこと」

⇒ 肝心なことを教えていない！

◆ 「会社が」ではなく「あなたが」…

⇒ 「あなたが」捕まる、「あなたが」刑を受ける、「あなたが」してはならない、会社ではなく、「あなたの」問題なのだ …と教えていない

◆ 会社に報告せずに行っても、会社は違反に

⇒ 会社の「人(ヒト)」が会社の業務で行動する以上、業務性あり、会社が違反となる(「会社は会社、自分は自分」ではない) …と教えていない

人(ヒト)目線の教育・啓蒙が欠落

結 章

自省からの若干の考察

37

■ 「トップマネジメントが肝要」というが…

トップマネジメント

- 過去との決別
- 決意表明
- 組織一新
- 再発防止の諸施策
- etc...

トップマネジメントが強力すぎると、思考停止に！



「会社は会社・個人は個人」

～ダブルスタンダードに嵌まってしまう！～

21

38

■ 「再発防止策」は本当に不祥事防止に効くのか？

[ソフト面の再発防止策の定番]

コンプラ教育 マニュアル チェックリスト 監査

数多のマニュアルとチェックリストの氾濫を、忠実にこなし…

「耳にタコ」と言われるほど、毎年、コンプラ教育を繰り返し…

法務部監査でも、特段の指摘受けず、高評価を得ていたが…



不祥事再発！

39

■ 不祥事再発！ 「再発防止策」は効かなかった…

・「会社」がしてはならないことは十分理解しているが、
「自分」が何をしてはいけないかは考えない。

・天(トップ)から降ってきた「再発防止策」の洪水が、
一人ひとりの判断を奪う。

○

○

○

- ・ チェックリスト・マニュアルどおりなら、問題ないんだ。
- ・ ひたすらリストの項目をこなすだけ。それでいいんだ。
- ・ 沢山あり、いちいち考えてなどいられない。
- ・ 面倒くさい… 疲れる…

■ 本当に必要なトップマネジメントとは

理念教育

会社の存在意義とは何か？

→ 社会に新たな富をもたらすこと

会社は社会の一員であり、社会を離れては成り立たない

社会が会社に期待することは当然遵守すべき（これぞコンプライアンス）

会社とはいかなる場所か？

→ 自己利益の実現の場

役職員一人ひとりは、自己利益の実現のために、社会の一員として責任ある存在であることを自覚し、能動的に関与する立場にある（自律の教え）

41

■ 本当に必要なトップマネジメントとは

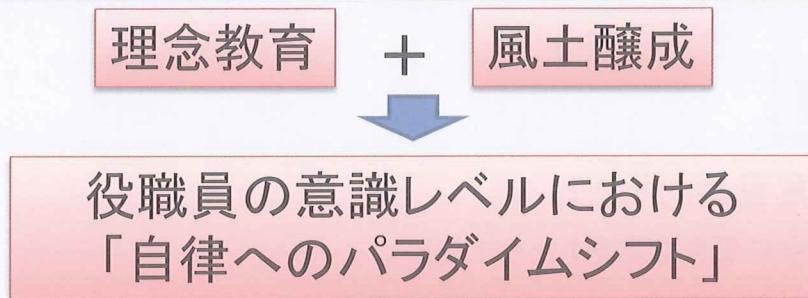
風土醸成

- ・ トップの強いコミットメント（トップダウン）とコンプライアンス環境の整備（ボトムアップ）
- ・ 経営者自ら、社会の期待するところに積極的に取り組み、社会の一員としての自覚を示す。
- ・ コンプライアンスは役職員を縛るものではない。役職員に安心・安全をもたらすもの。
- ・ 「ダメはダメ」でなく、できるところまで背中を押してあげる柔軟性・適応力（励ましのコンプライアンス）

23

42

■ 本当に必要なトップマネジメントとは

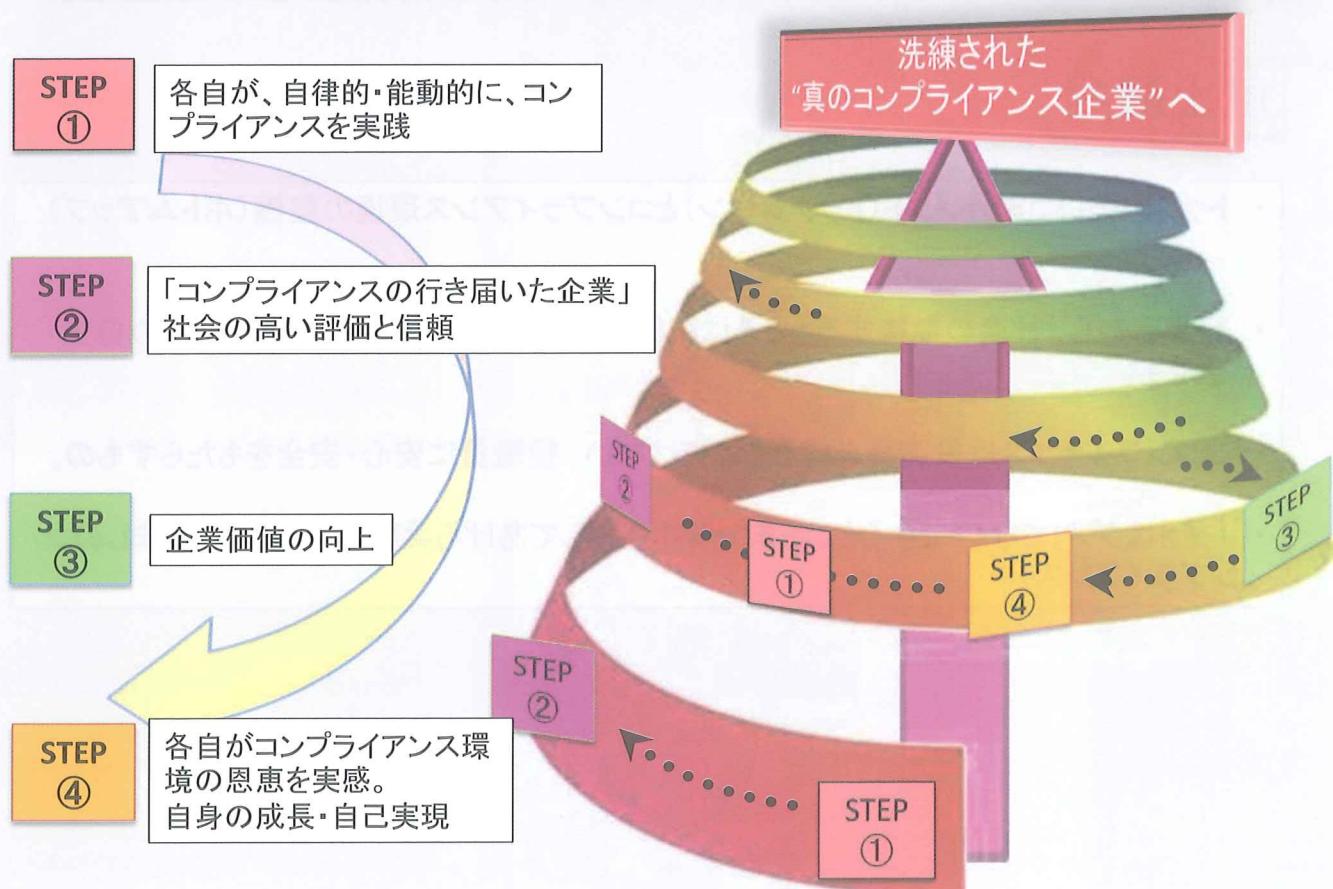


～役職員一人ひとりが～

- ・ コンプライアンス実践による会社のコンプライアンス環境の恩恵を実感
- ・ コンプライアンスの実践による企業価値の向上が自身の成長・自己実現と一体
- ・ 自分の事として能動的に行動

43

■ 「自律型コンプライアンス」の確立による好循環



■ これまでのモヤモヤ

- ・ボトムからトップまで、「コンプライアンスを実践・浸透させることができる装置」はないか、と考えがち
- ・全世界で1日10万人の建設技術者が当社傘下で働く現実にあって、そんな「夢のような装置」などない
- ・これまで考え違いし、一所懸命、装置を探し、見つからず、結局、「運に任せるしかない」と諦め…

45

■ “それなり”の結論

- コンプライアンスは結局、理念、風土、そしてヒトの問題。
- 骨格を作り、器官ができただけでは、ヒトはヒトとして動けない。そこに神経を通し、血液を流してはじめて動ける。
- 「自律」を尊重したコンプライアンスは疲れない。一人ひとりを「元気」にする効能がある。
- 一人ひとりの「元気」が、企業価値を押し上げる好循環を生む。

25

46

ご静聴ありがとうございました



地図に
残る仕事。

当社テレビCMより

Chuo Online 論文集

時系列／肩書等はWebUp当時

01	コンプライアンスの対話的アプローチと企業の価値	http://www.yomiuri.co.jp/adv/chuo/opinion/20150713.html
	大澤 恒夫	弁護士・桐蔭法科大学院教授・中央大学法科大学院客員教授 専門分野：法的対話論、ADR論、コンプライアンス論
02	企业文化の変容-残されるものと削ぎ落とされるもの-	http://www.yomiuri.co.jp/adv/chuo/opinion/20150918.html
	阿部 信一郎	中央大学法科大学院特任教授 専門分野：企業再編・再生、競争法、M&A、争訟
03	他人事(ひとごと)ではない、コーポレート・ガバナンス	http://www.yomiuri.co.jp/adv/chuo/opinion/20151102.html
	大杉 謙一	中央大学法科大学院教授 専門分野：商法、会社法、金融商品取引法
04	コンプライアンスで企業価値は向上するか	http://www.yomiuri.co.jp/adv/chuo/research/20160204.html
	阿部 道明	中央大学法科大学院教授 専門分野：国際取引法、国際経済法、企業法務
05	企業活動の最前線に立つ弁護士を目指して	http://www.yomiuri.co.jp/adv/chuo/people/20160212.html
	富樫 久美子	セブン＆アイ・ホールディングス、弁護士
06	企業の不祥事とコンプライアンスについて	http://www.yomiuri.co.jp/adv/chuo/research/20160428.html
	柏木 昇	中央大学法科大学院フェロー 専門分野：国際取引法、国際経済法
07	企業価値と人権をめぐる覚書-憲法からの問題提起-	http://www.yomiuri.co.jp/adv/chuo/research/20160526.html
	橋本 基弘	中央大学法学部教授 専門分野：公法学
08	企業価値向上のためのトップと現場のつなぎ	http://www.yomiuri.co.jp/adv/chuo/research/20160721.html
	山本 秀男	中央大学大学院戦略経営研究科(ビジネススクール)教授 専門分野：プログラムマネジメント、ICTシステム投資評価
09	法は会社のコンプライアンスにつき何ができるか	http://www.yomiuri.co.jp/adv/chuo/research/20160804.html
	落合 誠一	中央大学法科大学院・ビジネススクールフェロー 専門分野：商法、消費者法
10	なぜ、事業活動においてコンプライアンスは重要か	http://www.yomiuri.co.jp/adv/chuo/people/20160908.html
	杉山 忠昭	花王株式会社 執行役員 法務コンプライアンス部門統括
11	コンプライアンスの源流と来歴	http://www.yomiuri.co.jp/adv/chuo/research/20160915.html
	古田 裕清	中央大学法学部教授 専門分野：哲学、倫理学
12	自主規制による法令遵守	http://www.yomiuri.co.jp/adv/chuo/research/20160929.html
	河谷 清文	中央大学大学院法務研究科准教授 専門分野：経済法、独占禁止法



[トップ](#) > [オピニオン](#) > コンプライアンスの対話的アプローチと企業の価値

オピニオン

一覧

コンプライアンスの対話的アプローチと企業の価値

大澤 恒夫／弁護士・桐蔭法科大学院教授・中央大学法科大学院客員教授
専門分野 法的対話論、ADR論、コンプライアンス論

[本ページの英語版はこちら](#)



大澤 恒夫 [\[略歴\]](#)

本稿は、JSPS科研費15K03220の助成を受けたものです。(広報室)

企業の価値とコンプライアンス

企業は私たちの社会生活の基盤であり、必要不可欠な存在です。そのような企業の価値 (Value) は、その企業が社会で果たす具体的な役割とコンプライアンス（社会から求められる要請への適応）によって支えられます。この二つの側面が良いものになればなるほど、その企業の価値は高まるでしょう。私自身、35年も前のことになりますが企業内弁護士として社内のコンプライアンス推進にかかわったほか、独立後も上場企業の社外監査役等を務め、また法科大学院ではコンプライアンス教育にも携わってきましたが、今年度から遠山信一郎・中央大学法科大学院教授を中心として開始された「企業価値向上コンプライアンス」をテーマとする科研費研究（JSPS科研費15K03220）の末席に加えていただいたことから、これまで私なりに考えてきたコンプライアンスの視点について、簡単にご紹介したいと思います。

不祥事の不可避性

日々の報道に接していますと、企業や組織の不祥事の記事が無い日を見つけるのが難しいほど、社会は不祥事で満ちているようにみえます（もっとも、最近の日本が悪くなってしまったわけではなく、昔から伏在する不祥事が白日の下に晒される機会が増えた、つまり社会の透明性が高くなつたといえましょう）。超優良と目されてきた巨大企業でさえ深刻な不祥事を起こすことは厳然たる事実です。高層ビルの現代的オフィスは何の曇りもない合理的な理性と冷徹なシステムを象徴しているように見えますが、その中で働いているのは「生身の人間」なのです。不祥事の発生は不可避なことです。

問題は、a)人間の過誤によって不祥事を起こさないようにするためにには、何が必要か、b)万一不祥事が起こってしまったときに、企業が直ちに適切なアクションを起こすことができるようになるためには、何が必要か、ということです。この二つの問題を考える際に共通して重要なことは、「直面する事態の問題性を自分自身の目でとらえる独自の思考力」と「目の前の権威や圧力に負けないで、異論を唱え正面から問題を乗り越えていこうとする勇気」だと思います。

人間の弱さと「励ましとしてのコンプライアンス」

私たちは、みな弱い人間です。第二次大戦後、アッシュの同調実験、ジンパルドの監獄実験、ミルグラムの服従実験といった社会心理学的な実証研究がなされ、人間が他者に同調し、他者から期待される役割を演じ、命じられたことに服従してしまうなど、とても弱い存在であることが証明されました。「空気の支配」も、同じです。まず、この事実を冷静に受け止めが必要です。その上で、人間の弱さを克服し、日常の業務の中でおかしいと気づく独自の思考と率直に異論を唱え、正面から問題を乗り越えていこうとする勇気を励まし（私はこのような実践を「励ましとしてのコンプライアンス」と言っています。）、また、制度としてもそのような異論を保護するシステムを構築することが、真のコンプライアンスを実現するうえで必要です。

経営トップが旗を振る「対話」と納得

そして、独自に思考し発言する勇気を企業の中で育み実効あるものにするためには、日常から経営トップが先頭に立って旗を振り、全ての従業者を含めた対話を通じて、何が問題なのか、どうしたらいいのかを相互の納得のレベルまで高める努力を継続的にすることが大切だと思います。「納



Pick Up

- ハラスマント防止啓発キャンペーン＜アルコールハラスマントとLGBT＞を終えて（長島 佐惠子）
- NY留学体験記－人を先生に、街を学校に。（金子 晋輔さん）
- 近代製糖業の経営史的研究（久保 文克）
- 自主規制による法令遵守（河谷 清文）
- 教育者は前もって組織立てられた知識から出発する人か（中元 順一）
- 【常磐興産株式会社代表取締役会長・斎藤一彦氏×2014年度卒業生 中央大学座談会】復興への道を歩む、震災後の東北を見つめて
- 2009ロンドン紀行～ミドル・テンブルを訪ねて～（動画）

Movies

映像で見る
中央大学

得」は「正しいと思えること」と「自分で決めたと思えること」が交錯するところで生まれるものであり、コンプライアンスは経営トップから全ての従業者に至るまで、その正しさを取り決め実行への納得に支えられることで、よりよく企業価値を高めるものになるでしょう。実際、様々な企業不祥事をめぐる第三者委員会の報告書を見ると、必ずと言っていいほど、不祥事発生の原因として「社内にモノを言えない風土が蔓延していた」ということが挙げられ、再発防止策として経営トップが旗振り役になって現場に赴いて従業者と対話を重ねることを提言しているのは、このような文脈でとらえることができるでしょう。私自身の経験でも不祥事発生を契機として、経営トップが旗を振り社内の若手も巻き込んで徹底した激論（対話）を重ねることで、企業の文化が変わり、社員一人ひとりがおかしいと気づく独自の思考と率直に異論を唱える勇気をもって職務に当たる風土が醸成された例があります。

ナラティブ・コンプライアンス

この対話的なアプローチで重要なもう一つのこととは、人は皆（人が支える企業も）言葉で構成される「物語」（Narrative）の中で生きているということです。社内のコンプライアンス規程も、当該企業の社会における役割や志を頂点とした物語の一環であり、社内の従業者が共感することで初めて、自らの事として（他人事でなく）これを遂行するものとなるはずです。当該企業の物語はそれだけではなく、様々なステークホルダー（株主、顧客、金融機関、取引先、一般市民など）の織り成す「社会の物語」の中で受容されるものでなければなりません。社会からの受容性が高まることが企業価値の向上を意味することは当然です。これらの意味で、経営トップは常に先頭に立つて、その企業の物語を社内の従業者はもちろん、社会の広範囲のステークホルダーに向かって語り掛け、対話し更新し続けていく必要があるのです（最近言われるスチュワードシップはこの一局面ということができましょう）。

科研費研究への期待

冒頭に紹介しました科研費研究ですが、遠山教授のほか中央大学の法律学系、経営学系の研究者の方々や日本を代表する企業の第一線でご活躍の方々が参加しておられ、その成果が大いに期待されます。本稿も上記科研費の助成を受けたものです。

大澤 恒夫（おおさわ・つねお）／弁護士・桐蔭法科大学院教授・中央大学法科大学院客員教授
専門分野：弁護士論、ADR論、コンプライアンス論

1954年静岡県生まれ。中央大学法学部卒業。1981年弁護士登録とともに日本IBM社内弁護士となり、コンプライアンス法務に携わる。1986年独立。2004年中央大学大学院法学研究科博士後期課程修了。博士（法学）。研究テーマは「弁護士業務における対話の理念と技法」。この間、日本ヒューレットパッカード社外監査役などを歴任し、現在は法科大学院の実務家教員としてコンプライアンス、法曹倫理、企業法務など（桐蔭法科）やADR（中央法科）の講座を担当。

遠山信一郎・中央大学法科大学院教授を中心として開始された科研費研究「企業価値向上コンプライアンス」のメンバーとして、「対話」の視点から参加している。

著書に『対話が創る弁護士活動』（信山社2011）、『法的対話論』（信山社2004）、『IT事業と競争法』（日本評論社2001）など。



HAKUMON Chuo

**【最新刊】
2016年夏号**

学生記者が、中央大学を学生の切り口で紹介します。

**ロボカップ [ジュニア部門]
世界大会出場**

坂本龍馬の子孫 第1代は法学部2年生

[\[目次へ \]](#)



トップ > オピニオン > 企业文化の変容—残されるものと削ぎ落とされるもの—

| オピニオン

一覧

企业文化の変容 —残されるものと削ぎ落とされるもの—

阿部 信一郎／中央大学法科大学院特任教授
専門分野 企業再編・再生、競争法、M&A、争訟

本稿は、J S P S 科研費 15K03220 の助成を受けたものです。(広報室)

本ページの英語版は[こちら](#)阿部 信一郎 [【略歴】](#)

日本の企业文化いまだ廃れず？

大海に浮かんでいる小船が、グローバル化の大きな荒波に揉まれているような状況、これが現在の日本の大多数の企業の状況ではなかろうか。操縦を少しでもあやまると、大波をかぶり、下手をすると難破する可能性もある。難破しないために、小船は装備を最新のもの（グローバル標準）に備えなければならない。ところが年老いた船長は、なかなか新しい装備に馴染むことができず、「船の運航に新しい装備は不要である。今までの装備で十分である。」と叫んでいる。その意識を改革せざるべく、様々な施策に取り組んでいるのが日本の企業を取り巻く状況である。

その一つのキーワードが「企业文化の向上」である。企业文化を向上させることは株主からの至上命令である。この点、例えば社外取締役（社外監査役）を例にとると、選任によって企业文化の向上に結び付くはずであると考えられているようであるが、これまでの実証研究からは、社外取締役の選任イコール企业文化の向上とは直ちには結びつかず、一定の条件のもとで企业文化が向上する場合があるに過ぎないといわれている。この理由は直ちには論じられていないが、日本の企業における伝統的な出世コースが従業員から取締役（執行役）への昇進であり、そこで昇進したサラリーマン取締役が社長の顔色をうかがって取締役会をコントロールしているという日本の従来型の企业文化がいまだ存続しているとするならば、むしろ上記の実証研究の結果は、日本の企业文化という項目をいわば変数の一つに加えることで説明可能となるとも言えそうである。

企业文化向上のための様々な施策

他方で最近の新しい流れは、会社法ばかりではなく、いわゆるソフトローによる統制を加えたことである。ごく最近公表されたコーポレートガバナンスコードは、金融庁と東京証券取引所が上場企業に対して策定したものであるが、その意図は日本企業の生産性が欧米企業に比べて低いことを直視し、中長期的な収益性や生産性を高めるためのコーポレートガバナンスの強化を図っていくことである。内容は多岐に渡っているが新聞報道などでなじみが深い項目は、独立社外取締役を複数名選任する点や、投資以外の目的、例えば取引関係の維持のために株式を保有する政策保有株式（いわゆる株式の持ち合い）の開示を強化することなどであろう。日本では、伝統的に上場企業同士が株式を持ち合うことがあったが、これにより互いの会社の経営陣の安泰を図るという日本の企业文化があった。ところが、このような企业文化は、一般的の株主・投資家の目線からは、企業の効率化に寄与しておらず、企業の価値の向上が図れないでのある。上記の施策を実行することで、経営者の評価・監督を適切に行い、また経済合理性に欠けるいわゆる株式の持ち合いの解消を目指す。企業を効率的に運営して、日本企業のグローバル化を図ろうとする戦略である。

また最近では日本版スチュワードシップ・コードという言葉も目にすることになった。これは金融庁による機関投資家向けの行動規範であり、機関投資家と投資先企業との対話を通じて企業の持続的な成長を促すことが要請されているが、間接的には投資先企業の改革を図ることも期待されている。投資利益の最大化という機関投資家の目線を、投資先企業に伝えるチャンネルをより多様化することで、企業の価値の向上を促そうとしている側面もあるであろう。

これら2つの方策は、日本の企業に対し、従来の日本の企业文化を変容して、さらなる企业文化の向上を迫るものである。

企业文化の変容を余儀なくさせるグローバル化

行います 知る
中央大学
中央大学 公式サイト

中央大学について

中央大学の「ChuoOnline」Twitterは
こちら

Find us on Facebook
中央大学
公式ページ

教養番組 知の回廊

Pick Up

- ハラスマント防止啓発キャンペーン＜アルコールハラスマントとL G B T＞を終えて（長島 佐恵子）
- N Y留学体験記－人を先生に、街を学校に。（金子 晋輔さん）
- 近代製糖業の経営史的研究（久保 文克）
- 自主規制による法令遵守（河谷 清文）
- 教育者は前もって組織立てられた知識から出発する人か（中元 順一）
- 【常磐興産株式会社代表取締役会長・斎藤一彦氏×2014年度卒業生 中央大学座談会】復興への道を歩む、震災後の東北を見つめて
- 2009ロンドン紀行～ミドル・テンブルを訪ねて～（動画）

Movies

映像で見る
中央大学

視点を、海外に移すと、さらに日本の企業は大波にさらされている。日本法以外にも各国競争法、贈収賄規制（米国FCPA、英国贈収賄禁止法等）、EUにおけるPrivacy Act等、遵守すべき重要な規制が多い。例えば、競争法（独占禁止法）の分野では、カルテル（談合）が禁止されているが、その制裁は過酷である。EUでは、会社のある製品に関する談合により、該当製品のEUでの売上高の一定割合、会社の全世界における総売上高（該当商品に限らず）の10%以内の制裁金として跳ね返ってくる。EUの2014年度の制裁金は8580万ユーロであるがその中の5%は日本企業に課せられている。また米国においては、罰金が科せられるとともに関係者も刑務所に送られる。最近では自動車部品に関するカルテルの摘発が続いているが、これに関して起訴されているのは現在50人以上である。カルテルを行った会社の役員が、わざわざ刑罰を受けるために日本から渡米し、米国刑務所に入ることも稀ではなくなっている。しかも米国においては、カルテルが公的に処罰されるだけではなく、その後に続くのは損害を被った消費者による巨額のクラスアクションであり、その時間的・労力的・費用的ロスの影響は計り知れない。日本の企業は、当初は対応が遅かったため、例えば2012年度のEUでの制裁金合計18億5000万ユーロのうち日本企業への制裁金の割合が30%弱であったという時期もあった。しかし最近では、カルテル予防を率先する企業も増えており、また上記のようにここ2年で日本がEUにおいて制裁金が激減していることからわかる通り、日本企業が制裁を諸外国で受けることを通して、グローバルスタンダードに追いついてきた。コンプライアンス遵守によって、企業価値が毀損されなくなってきたことを示す好例である。カルテルには手を出さないとともに、特に過去のカルテル行為については、課徴金の減免（リーニエンシー）申請が有効であるが、そのためには企業には組織だった行動が求められる。本社の対応、海外子会社（関連会社）の対応が一貫していないと巨額の損失が降りかかる。この分野を独禁コンプライアンスと呼ぶが、このコンプライアンスは日本の本社で対応するだけでは不十分であり、海外子会社の所在地での現地競争法の精査、日本本社と海外子会社との密接な連携対応が必須である。このような連携対応をグローバル化し、かつスタンダード化（標準化）することで、競争法の分野にとどまらない各国の各種規制にも対応でき、結果として企業の価値も高まってくるのである。

企业文化を、より創造的に変容させるために

このようなグローバル化の波は、一面では日本企業に試練を与えるかもしれないが、他方でこの波に乗れば企業価値の向上に結び付く。ただし何をやるにも最後に問題となるのは人（ヒト）である。カルテルを行った従業員、賄賂を渡した従業員だけが問題となるのではない。経営者のコンプライアンスの意識・マインドが会社の組織のありよう、会社のコンプライアンスへの意識を大きく決定する。経営者の意識が、企业文化をよりグローバル化させ、コンプライアンスを意識する経営を創造するのであり、企業価値を向上させる。日本人の勤勉さは、コンプライアンスを遵守できる意識が高い人材を育て得る土壤を既に提供しているのであり、このような人が集まる土壤を生かしてポテンシャルの高い人材を育てられる会社は、グローバル社会においても大活躍できるに違いない。

HAKUMON Chuo
【最新刊】
2016年夏号
学生記者が、中央大学を学生の切り口で紹介します。
ロボカップ [ジュニア部門]
世界大会出場
坂本龍馬の子孫 第11代は法学院2年生
【目次へ】

阿部 信一郎（あべ・しんいちろう）／中央大学法科大学院特任教授
専門分野 企業再編・再生、競争法、M&A、争訟

宮城県出身、1964年生まれ。
1989年 早稲田大学大学院法学研究科博士前期課程修了
2001年 カリフォルニア大学ロサンゼルス校ロースクールLL.M修了
2007年より 世界最大級のベーカー＆マッケンジー法律事務所パートナー弁護士、
2009年より 中央大学法科大学院特任教授。遠山信一郎・中央大学法科大学院教授を中心として開始された科研費研究「企業価値向上コンプライアンス」のメンバー。
最近の著作として、企業法務の実務Q&A（編著書、三協法規出版）、論点体系会社法4（担当執筆、第一法規）、わかりやすいアメリカ連邦倒産法（編著者、商事法務）等。論文として「企業再建における債権者の立場からの対応」（清水直編著「企業再建の究極にあるもの」商事法務）他、英語論文多数



トップ > オピニオン > 他人事(ひとごと)ではない、コーポレート・ガバナンス

オピニオン

一覧

他人事(ひとごと)ではない、コーポレート・ガバナンス



大杉 謙一 【略歴】

大杉 謙一／中央大学法科大学院教授
専門分野 商法、会社法、金融商品取引法

本稿は、JSPS科研費15K03220の助成を受けたものです。(広報室)

本ページの英語版は[こちら](#)

1. はじめに

コーポレート・ガバナンス（企業統治）の議論は、つい最近までは一部の学者や上場企業のIR担当者にしか関係がなかった。しかし、政府は、アベノミクスの一環として企業統治の改善を掲げたために、企業統治は上場会社およびその役員にとって無視できない、広がりのあるテーマとなった。具体的には、政府の方針を受けて、金融庁・東京証券取引所などが、2014年2月には「スチュワードシップ・コード」を、2015年6月には「コーポレートガバナンス・コード」を策定し、上場会社および機関投資家はこれらの行動規範への対応を迫られることになったのである。

ここではこれらのコードの内容を詳しく説明することはしないが、ごく大まかにいうと、上場会社は独立性の高い社外取締役を複数置いて、経営者をきちんと監視するように努めるべきであり、機関投資家（年金基金や保険会社など）は投資先企業と対話をして、その企業統治の向上を促すべきである、ということである。このような考え方は、10年ほど前から一部の論者によって指摘されてきたものであるが、比較的最近までは「大きなお世話」として顧みられることがなかったものである。ところが、そのような「歐米かぶれ」の意見が政府の方針として採用されたため、今年（2015年）の6月総会を1つの山場として、上場会社の間では空前のガバナンス・ブームが生じている。

もっとも、「ブーム」とはいっても、それは自発的に政府の方針に従うというものではなく、各社担当者の内心の葛藤を孕むものという印象を筆者は受けている。本稿は、この「葛藤」を解きほぐし、日本企業の未来をより明るいものにしようとするものである。

2. 日本企業は特殊か？

欧米でも企業の不祥事は少なくないが、それを受けて、企業活動の適法性と収益性を高めるための仕組みとして、「モニタリング・モデル」が提唱され、これが定着・発展してきた。モニタリング・モデルとは、取締役会の役割は意思決定にあるのではなく、経営者の監督にあると考え、具体的には社外取締役が経営者の業績を評価し、その結果を経営者の選抜や報酬に反映させるという仕組みである。このような考え方は、1970年代の後半にアメリカで誕生したが、その後ヨーロッパの西側諸国に広がり、現在では日本を除くアジア諸国でもそれなりには受け入れられている。ところが、この考え方は、日本の企業人には刺さらなかった（実感をもって納得されることがなかった）。なぜだろうか。

筆者はこの点につき、（1）日本企業がこれまで人事制度を通じた経営者の養成・選抜がうまく機能していて、社外取締役に頼らなくても経営トップをうまくけん制することができていた、（2）転職市場が未発達の日本では、企業が内向きになってしまことから、社外取締役を招いてもそれをうまく生かすことが難しい（社外取締役が実際に役に立つというイメージを描くことができない）、という2点に起因するのではないかと考えている。

具体的には、日本の大企業では、社員のほとんどは新卒一括採用で入社し、ローテーション人事で多くの職場を経験しながら徐々に技能を高め、ゆっくりと昇進する。転職者が少ないため、メンバーは固定的である。そのため、社員はチームとして利害を共通にする。従業員の利益・やりがいの最大化と、企業価値の最大化は、大まかには一致する。そこから、社員は相互に協力し、相互に監視し合ラインセンティブを持つ。このような仕組みは、経営上層部においてもある程度機能し、

中央大学について

中央大学の [ChuoOnline] Twitterは こちら

Find us on Facebook
中央大学 公式ページ

教養番組 知の回廊 CORRIDOR OF KNOWLEDGE

Pick Up

- ハラスマント防止啓発キャンペーン＜アルコールハラスマントとLGBT＞を終えて（長島 佐恵子）
- NY留学体験記－人を先生に、街を学校に。（金子 晋輔さん）
- 近代製糖業の経営史的研究（久保 文克）
- 自主規制による法令遵守（河谷 清文）
- 教育者は前もって組織立てられた知識から出発する人か（中元 順一）
- 【常磐興産株式会社代表取締役会長・斎藤一彦氏×2014年度卒業生 中央大学座談会】復興への道を歩む、震災後の東北を見つめて
- 2009ロンドン紀行～ミドル・テンブルを訪ねて～（動画）

Movies

映像で見る
中央大学

1885
CENTRAL UNIVERSITY
CHUO DNA

部長以上の役員層での相互チェックが社長を牽制することができていたと考えられる。このような(1)のメカニズムを、「下からのガバナンス」と呼ぶことにしよう。

同時に、日本社会には共有された「聖典」が欠けているという特徴もある。欧米では、大学の学部では教養（例えば人文知）が、大学院では実践知が提供されるが、その内容はある程度標準化されていて、授業ではそれを使って未知の問題を分析することが学生に求められる。つまり、「知」は標準化され、共有されているが、具体的な問題に当たったときの結論は人によって異なる。だからこそ、分析枠組みを共有しつつ、議論を戦わせることが重視される。翻って、日本の大学（学部・大学院）の文系分野で、そのようなことが行われているだろうか。残念ながら、ノーである。

そのため、企業が直面する問題への解決力は、わが国では主としてOJT（職場内訓練）によって養成される。そのような「知」は企業横断的には共有されていないから、各企業で「方言」が生まれる。大規模多角化企業では、事業部門ごとに「言語」が異なることも生じる。

このような状況で、社外取締役が取締役会に参加したところで、社内の経営陣とは言語（分析枠組み）を共有できていないから、なかなか活躍が難しい。もちろん、会社により状況は異なるが、以上が伝統的な日本企業の特徴であったと推測できる。

3. 今後の見通し

先に述べた日本企業の特徴は、短時間で変わるものではない。しかし、企業の多角化、従業員の多様化、経済・文化の成熟などの変化によって、「下からのガバナンス」は次第に機能しなくなっている。

いま日本の上場企業がなすべきことは、社外取締役を置くことではなく、活用することである。その要点は、経営トップに対する健全な監査機能を確保することにある。そのためには、取締役会のメンバーが、取締役であれ監査役であれ、内部者であれ社外者であれ、知見を共有し、緊張感のある協調関係を築くことが必要である。

外来のモニタリング・モデルの外形を模倣することは、必ずしも各企業にとって得策でないかもしれない。しかし、社外者を含む取締役会を健全に機能させることは絶対に必要である。そのための具体的な方策として、社内者・社外者が同席して双方向的な研修を受ける機会を設けることや、「取締役会評価」^[1]を実施することなどが有力である。そして、トップを牽制するためには、社内の「権力分立」を確立しなければならない。

1. ^ 「取締役会は、取締役会全体としての実効性に関する分析・評価を行うことなどにより、その機能の向上を図るべきである」（コーポレートガバナンス・コード原則4-11より）。



HAKUMON Chuo

**【最新刊】
2016年夏号**

学生記者が、中央大学を学生の切り口で紹介します。

**ロボカップ [ジュニア部門]
世界大会出場**

坂本龍馬の子孫 第11代は法医学2年生

【目次へ】

**大杉 謙一（おおすぎ・けんいち）／中央大学法科大学院教授
専門分野 商法、会社法、金融商品取引法**

1967年生まれ。兵庫県出身。1990年東京大学法学部卒業。東京大学助手、東京都立大学（現・首都大学東京）助教授を経て、2004年より現職。
会社法の現代的問題、たとえばベンチャー企業、事業再生、企業買収(M&A)、コーポレート・ガバナンスに関する研究を行っている。著書・論文に、『会社法 第2版』（伊藤靖史・田中亘・松井秀征との共著。有斐閣、2011年）、「会社法と金融規制その他の業規制との関係」法律時報82巻12号（2010年）、「Recent Reform of Japan's Corporate Law in an International Context: Who have Participated in the Reforms, and How?」in Japanese Yearbook of International Law Vol. 53 (2010) などがある。



トップ > 研究 > コンプライアンスで企業価値は向上するか

研究

 一覧

コンプライアンスで企業価値は向上するか



阿部 道明【略歴】

阿部 道明／中央大学法科大学院教授
専門分野 国際取引法、国際経済法、企業法務

本稿は、JSPS科研費15K03220の助成を受けたものです。（広報室）

コンプライアンスの歴史

いまではコンプライアンスは巷にあふれている。ほとんどの企業のみならず研究機関、大学、官庁、自治体においてさえコンプライアンスが実行され、書店には所狭しとコンプライアンス本が並べられている。わが国でコンプライアンスはいつごろから語られるようになったのであろうか。筆者はかつて東芝の法務部門に在籍したが、そこでいわゆる東芝コム事件に遭遇することとなった。いまの若い人にコムといつても知らない人が圧倒的に多い。事件の起きた1987年当時は米ソ冷戦時代で、西側諸国はコムという国際委員会において共産圏に軍事技術・戦略物資を輸出してはならないと取り決め、それを各国がその輸出管理関連法規（日本では外為法と貿易管理令）で取り締まっていた。ところが、子会社の東芝機械がこれに違反して、潜水艦のスクリュー音を小さくすることに貢献する極めて優秀な工作機械とそれに関連する技術情報をソ連に輸出してしまったのである。これによって東芝は日本のみならずアメリカにおいてとてもなく大きな非難とバッシングを受けて企業存亡の危機を迎えることとなった。

ここで、東芝制裁法まで制定したアメリカの怒りに対処する目的もあってコンプライアンス・プログラムを設定、導入したのである。筆者もこれに関与し、以前に同じような過ちを犯した企業としてシーメンスの作ったコンプライアンス・プログラムを調査するように命じられてミュンヘンに出張したことがあった。いずれにせよ、これは輸出管理に関するものだけではあったが、東芝においてとてもなく重厚なコンプライアンス・プログラムが完成した。ここでこの事件を紹介したのは、正確に検証したわけではないが、多分これが日本におけるコンプライアンスの草分けではなかろうかと考えるからである。

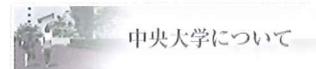
コンプライアンスの進化

その後、コンプライアンス・プログラムは他社に広がり、また分野も輸出管理から出発して独禁法などその他の多くの法分野に広がっていった。このように各プログラムは個別法分野から作られていったが、しだいにそれを統括する行動基準（コード・オブ・コンダクト）といった包括的なものが制定されることとなり、現在のコンプライアンスの形ができていったものと考えられる。

ここああたりではコンプライアンスは間違なく法令遵守である。つまり、comply withの後には、業法や行政法規を含めて圧倒的に法令が多い。しかし、この辺の概念は時代とともに変化ないしは拡大を見せており、現在ではcomply withの後に来るべきものの中に社会的道徳的倫理的な基準も含める傾向がみられる。例えば、いわゆるやらせ系の不祥事は法令違反であることは稀である。筆者は2011年に九州電力やらせメール事件の第三者委員会委員を務めたが、この件は九州電力の社員が経済産業省・保安院の主催する玄海原発再稼働の是非に関する公聴会において再稼働について賛成意見を出すように促すメールを社員に送った件であった。この不祥事は法令違反とは言えないが社会的には許容しがたい不祥事の事例の一つであり、同社においてはこういったものも包含するコンプライアンス体制を整備することとなった。

CSR、サステナビリティーの概念との競合

社会的道徳的倫理的な基準までcomply withの対象と考えるコンプライアンスは、法令遵守のみの狭義のコンプライアンスに対して、広義のコンプライアンスと言えるものである。ただ、このあたりまで来ると、さらに他の概念との接点ないしは競合点が頭に浮かんでくる。それはいわゆるCSR（企業の社会的責任）とサステナビリティー（持続可能性）である。これらの概念も明確で普遍的な定義があるわけでもない。ただ、CSRについては、全てのステークホルダー、さらにはそれを取り巻く社会の中で企業がどれだけ貢献しながら自社の活動を展開・発展していくかどうか、



Pick Up

- ハラスマント防止啓発キャンペーン＜アルコールハラスマントとLGBT＞を終えて（長島 佐恵子）
- NY留学体験記－人を先生に、街を学校に。（金子 晋輔さん）
- 近代製糖業の経営史的研究（久保 文克）
- 自主規制による法令遵守（河谷 清文）
- 教育者は前もって組織立てられた知識から出発する人か（中元 順一）
- 【常磐興産株式会社代表取締役会長・斎藤一彦氏×2014年度卒業生 中央大学座談会】復興への道を歩む、震災後の東北を見つめて
- 2009ロンドン紀行～ミドル・テンブルを訪ねて～（動画）

Movies

映像で見る
中央大学

また、サステナビリティに関しては、いわゆるトリプル・ボトムライン（経済・環境・社会）を頭に入れながら、CSRの要素に加えて地球環境の維持や貧困の撲滅といったテーマまで取り入れた広範な概念のもとに進められる企業活動とも考えられる。

そこで再びコンプライアンスの概念に戻るが、一般的には、コンプライアンスという概念がCSRやサステナビリティまでを包含するかと言われると、現状ではややネガティブな感じがする。ただ、ここでコンプライアンスに新しい切り口として、現在我々が取り組んでいる科研費研究（JSPS科研費15K03220）のテーマとなっている企業価値の向上という要素や目的を加えた場合には、コンプライアンスをCSRやサステナビリティに近づける切り口の一端が見えてくるような気もする。

企業価値を向上させるコンプライアンスへ

法令遵守を目的とするいわゆる従来型コンプライアンスの必要性、重要性はいささかも揺らがないが、それを厳格に実行するのみでは企業構成員の委縮のみが目立つ恐れがあり、また、コンプライアンスが過剰化、形骸化またはポイントを外したものに陥り、本来の法令遵守という目的の達成さえ脅かされることもありえること、さらには会社ぐるみ型やトップ暴走型の不祥事にはコンプライアンスが機能しないことが考えられる。こういう中で、コンプライアンスにもっと積極的な意味合いを持たせられないかという思いが出てくる。それが企業価値の向上という要素であり目的である。もちろん、いわゆる企業不祥事を厳格に防止すること、さらに発生してしまった不祥事に厳格かつ適切に対応することでも、企業価値の低下を防ぐだけでなく、場合によってはレピュテーションの向上を通して企業価値の向上に結び付くことは考えられる。ただ、そこで留まっていては従来型のコンプライアンスの発想から抜け出ることはできない。企業価値の低下の防止だけでなく積極的な企業価値の向上を目指すことが要求されてくる。

具体的な企業価値向上コンプライアンスとは

その一つはステークホルダーへの積極的な対応を行うことによってコンプライアンスへのインセンティブを高めることである。最も重視されるのが従業員への対応であり、各従業員（業種によってはパート、アルバイトまで含む）一人一人を人として尊重し、そのダイバーシティ（人種、性別、信条、年齢、国籍）を頭に入れて、可能な限りの対話（コミュニケーション）を図り、ワーカーライフバランスを重視することによって、従業員に自らコンプライアンスに取り組む労働環境を整備していくことが重要である。また、顧客対応としては、鉄道においてホームドアを設置したり体の不自由な方の乗車を介助するなど現在すでに行われていることがそのまま社会からの高い評価を生むことになる。

もう一つは、直接のステークホルダーではないが、企業活動の社会全体への貢献という観点からすれば、環境、労働、貧困の問題などが考えられる。環境との関係で言えば、省エネや省資源の商品を世に出すことはもちろん良いことであるが、その企業の世界環境に与える（プラスマイナスを合算した）総負荷の低下を目指すとか、発展途上国への過酷な労働条件（深夜労働、児童労働など）によって生産・流通している商品を扱わないとか、発展途上国の原料や製品を適正な価格で継続的に購入することにより、立場の弱い発展途上国の生産者や労働者の生活改善と自立を目指すいわゆる国際フェアトレードを推進するとかといった活動が長い目で見た企業価値の向上に貢献することは明らかである。

もちろん先に述べた通り、これら、特に後者の環境、労働、貧困への対応はむしろCSRやサステナビリティの概念そのものであるととらえ方もあるであろう。しかし、同時にこれらをも広義のコンプライアンスの一環ととらえていくことによって企業価値向上型コンプライアンスの輪郭が見えてくるような気がする。

**阿部 道明（あべ・みちあき）／中央大学法科大学院教授
専門分野 国際取引法、国際経済法、企業法務**

1951年生まれ、岡山県出身。 1975年東京大学法学部卒業。
1975年、（株）東芝入社、法務部門配属。
1982年、カリフォルニア大学バークレー校ロースクールLLM修了。
その後も、東芝で、法務事案（国際法務が多い）とともにコンプライアンスにも取り組む。
2001年、東芝退社、九州大学法学部助教授。
2003年、同教授、国際取引法を中心担当。 LL.M.（留学生）英語コースも担当。
2012年、中央大学法科大学院教授。国際取引法、国際経済法、企業法務を担当。
現在、遠山信一郎教授を中心とする科研費研究「企業価値向上コンプライアンス」のメンバー

主要著書・論文は、「国際取引法」（九州大学出版会、2012年）、「執行役員の意義についての考察」（法政研究69巻1号1頁、2002年）など。



HAKUMON Chuo

**【最新刊】
2016年夏号**

学生記者が、中央大学を学生の切り口で紹介します。

**ロボカップ [ジュニア部門]
世界大会出場**

坂本龍馬の子孫 第11代は法学部2年生

[\[目次へ \]](#)



[トップ](#) > [人ーかお](#) > 企業活動の最前線に立つ弁護士を目指して

人ーかお

[一覧](#)

企業活動の最前線に立つ弁護士を目指して

富樫 久美子さん／セブン&アイ・ホールディングス、弁護士

本稿は、J S P S 科研費 15K03220 の助成を受けたものです。(広報室)



富樫 久美子さん【略歴】

1. 弁護士である前に、まず社員として

増加を続ける企業内弁護士について、その姿を議論されることが多々あるが、私個人としては、-弁護士である前にまず社員として-どうあるべきかという視点から企業実務を学ぶことが、企業で勤める上で非常に大切なことだと考えている。

まず、社員として、会社概要（会社の事業内容、業態、経営理念）、会社の風土、会社の歴史、会社が大事にしている価値観（例えば、弊社の場合ばお客様の立場に立つ」という視点）を理解することはもちろんのこと、現場がどう動いているか、各部署がどのような業務を行っているか、取引先とのやりとりがどのように事業に結びついているのか、という企業実務を学び、理解しないといけないと思っている。

2. 企業で生きること

(1) 企業実務の理解

企業で働く上では、企業活動とそれを支える企業実務をよく理解することが必須である。

なぜなら、法的リスクは、企業活動（現場）と離れたところに存在するわけではなく、企業活動（現場）そのものに内在しているからだ。

従って、企業活動（現場）とそれを支える企業実務を理解することができなければ、目の前にある問題の本質を掴み、解決に導くことは不可能だと思う。

特に、弊社は流通小売業を営んでおり、店舗で直接お客様と触れ合う業態なので、企業実務を理解することが特に大事となる。



総務部トップの松田匡史さんと

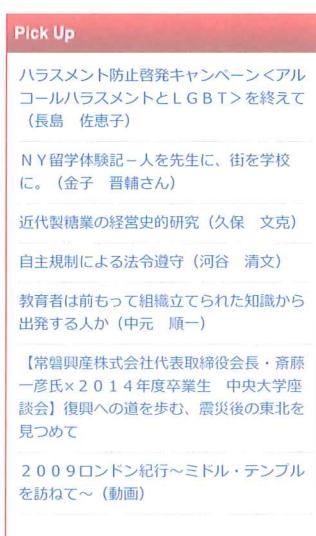
(2) 企業内弁護士の価値 ~企業活動を押し上げていく~

弁護士資格は大きな武器であることは間違いないが、企業で勤める限り、弁護士資格を持っていなければできない仕事はないと思う（※刑事弁護・訴訟代理するなら別）。

外部弁護士（法律事務所で働く弁護士）との違いは、（1）企業実務をよく理解している（2）起き得るリスクを想定できる（3）当事者として問題解決に関われる（4）同じ問題が発生しないような具体的な防御策を各部署に提案し、社内に落とし込んでいくところにあると思っている。

私の上司も「君の強みは、企業実務を理解しようと努力しているから、事案ごとの問題点の整理もスピードがあることだ。また、問題が発生したときも、自分の意見を実務レベルに落とし込んで周りに伝えることができる。だから、周りのメンバーも君の意見を聞いたときに新たな気付きがあるんだ。」と話してくれる。

企業実務を理解しようとしているからこそ本質をついたサポートを行うことができ、ひいては企業活動が迅速にすすむよう押し上げていくことができる。



これこそが企業内弁護士の価値そのものではないだろうか。一言でいえば、企業実務に精通した専門家、だ。

「法的にみるとできません。」「こんな法的リスクがあります。」という単なる法的論評だけしてもまったく意味がない。

「今回のプロジェクト発足の背景は何か? このビジネスを通して達成したいことは何なのか? ここに法的リスクが潜んでいるので、このような方法で進めて、ビジネスを進めていきましょう。リスクを回避するためにはこういった法的解釈が可能ですよ。」という形で、いかに具体的な解決方法を示すことができるかが大事だと思う。法律はあくまで道具なのだから。

このように企業活動(現場)に寄り添った判断ができるれば、案件を進めていくスピードが格段にあがり、無用な紛争も回避することができる。

実際、私も案件対応のなかで、企業実務を踏まえたアドバイスや解決方法の提案をすると、「思いもよらない視点だった!」ということでメンバーからも感謝され、案件が一気に進むことが多い。

昨年より、遠山信一郎教授が代表研究者の科学研究費助成事業-企業価値向上型コンプライアンス(従来の企業不祥事防止を主目的としたリスク管理型コンプライアンスを超えて、企業価値向上を主目的としたコンプライアンス態勢作りに取り組んでいる)にメンバーとして参加させていただいているが、これも本質は同じなのではないだろうか。

企業活動(現場)を押し上げ、スピードを上げていく取り組みでなければ企業には根付かないし、コンプライアンスを語るうえでも、企業実務を理解しようとしなければ、ただの綺麗ごとにすぎないと思う。コンプライアンスは、企業が自分たちで作り上げていくものだ。

(3) 自分から企業活動(現場)に入り込んでいく

法律事務所で勤務していたときから感じていたことだが、交渉が煮詰まる、関係がこじれてどうしようもなくなっているといった段階から介入していくのでは、遅すぎる。

初期対応が遅れるほど、企業活動に支障が生じるだけでなく、会社が抱えるリスクは大きくなっている。

案件をすすめるとき、最初の段階からメンバーと連携し、自分から積極的に関わっていくことで、案件発足の背景を理解し、課題の洗い出し(この課題は法的リスクに限定されない)を行うことができる。

この点で、企業内弁護士の活躍分野としては、法務部だけでなく、営業部門など取引先との交渉を行う部門、また、事業戦略部門(企業戦略を練る部門)においても生きるのではないか。

こういった企業活動の最前線の部署に身を置くことにより、初期の段階で課題を洗い出し、無用な紛争を回避しながら、企業活動をサポートすることが可能になるからだ。

この点経営法友会がまとめた「法務部門の実態調査」(第11次中間報告)によると、5年前の調査時には企業内弁護士のほとんどが法務部に配属されていたが、今回は社内弁護士の約15%が法務部門以外に配属されている。

この結果をみても、企業内弁護士が活躍する領域は拡大していることがわかる。



仲間といつも一緒に乗り越えてきた

3. 後輩へのメッセージ

司法試験を合格したら法律事務所に勤務して裁判所に向かう、これが今までの弁護士像だった。しかし、これは固定概念ではないだろうか。

現在、弁護士の就職難が問題となっているが、試験に向けて勉強したことや司法修習で得た能力(私は、問題解決能力だと思う。)を生かす場所は、法律事務所だけではなく、民間企業や行政機関などたくさんある。

どこで仕事をするのかではなく、「自分は何をするのか」これが一番大事なのだろう。

どこに所属しようと、自分が頑張って得た知識や能力を使って活躍するためには、結局自分の気持ち次第だと思う。私がこのような姿勢を貫いていると、自ずと上司や仲間が応援して助けてくれた。これがチームとなり、絆となっていき、大きな問題もチームで乗り越えていくことができた。

HAKUMON Chuo

**【最新刊】
2016年夏号**

学生記者が、中央大学を学生の切り口で紹介します。

**ロボカップ [ジュニア部門]
世界大会出場**

坂本龍馬の子孫 第11代は法学部2年生

[【目次へ】](#)

頑張つたら頑張っただけのものが必ずあると思う。固定概念にとらわれることなく、皆さんにはたくさんの選択肢・可能性が広がっているのだと希望を持って進んでほしい。

富樫 久美子（とがし・くみこ）さん

1981年生まれ 徳島県出身
2004年 中央大学法学部法律学科卒業
2006年 中央大学法科大学院法務研究科修了
2007年 司法試験合格
2008年 弁護士登録（新61期）、法律事務所勤務・中央大学法科大学院実務講師
2010年 株式会社セブン＆アイ・ホールディングス入社（法務部）
出産後育児休職を経て、2016年より総務部オフィサー

プランチャイズに関する案件相談、各種紛争案件対応、対外折衝業務、株主総会運営、コンプライアンスに関わる業務、保険・物流・環境政策業務、M&A案件に対する法的サポートを行っている。
2015年4月より遠山信一郎・中央大学法科大学院教授を中心として開始された科研費研究「企業価値向上型コンプライアンス」のメンバー。

 教育 × ChuoOnline

RSS English



トップ > 研究 > 企業の不祥事とコンプライアンスについて

研究

企業の不祥事とコンプライアンスについて

柏木 昇／中央大学法科大学院フェロー
専門分野 国際取引法、国際経済法

本稿は、JSPS科研費15K03220の助成を受けたものです。(広報室)



柏木 昇 [略歴]

私は、中央大学法科大学院教授の遠山信一郎教授を中心とする「企業価値向上型コンプライアンス研究会」に参加させていただいている。コンプライアンスに「企業価値向上型」という限定がつくと、これはたいへんに難しい問題となる。「企業価値向上」を、企業価値の毀損を防ぐというマイナスを減らすことも含むなら、コンプライアンスは当然に企業価値の毀損を予防するからわざわざ「企業価値向上型」と言うには及ばない。遠山信一郎教授も、「企業価値向上型」という言葉から、プラスの企業価値を積極的に増大させるという意味で理解しているようである。そうなると、私には「企業価値向上型コンプライアンス」がいかなるものか、いまだに回答が見つからず、頭を抱えたままである。

とりあえず「企業価値向上型」を外して日本企業のコンプライアンスを考えてみると、昔に比べて現在の日本企業のコンプライアンス意識はどんどん高まっていることが明らかである。私のような年寄りは、昔のことをよく知っているという特徴がある。私の子供時代は、日本の社会はコンプライアンスの面ではたいへんにいい加減であった。交通規則違反を起こすと免許証は一時警察が預かるシステムであったが、多くの人は、国会議員や市会議員などの有力者に頼んで、免許証を警察から返してもらっていた。その場合は当然に交通規則違反処分もなくなることになっていた。賭け麻雀も盛んで、おそらく、警察でも賭け麻雀が行われていたはずである。賄賂も横行し、昭和電工事件や造船疑惑事件などの大型贈収賄事件が起った。大型の贈収賄事件は、ロッキード事件をして減少してきたように思われる。もちろん、皆無となったわけではなく、1988年のリクルート事件、1993年のゼネコン汚職事件や2008年の西松建設事件などが発生しているし、小型の贈収賄事件も時々報道されている。しかし、傾向としては、大型の贈収賄事件はどんどん少なくなっている印象である。

世界の贈収賄による汚染度を調査しているNPOのトランスペアレンシー・インターナショナルの2015年腐敗度番付では、日本は世界168カ国中、香港、アイルランドと同順位の18位である。香港は徐々に順位を落としている。ちなみにアジアでは、シンガポールがダントツでクリーンであり、順位は8位である。贈収賄に関して最も清潔な国はデンマークであり、2位がフィンランドである。ドイツ10位、アメリカは16位、フランスが23位である。南米は一般的に贈収賄が横行しているように思われているが、ウルグアイは日本の次ぎの21位(18位が3カ国ある結果)であり、チリはフランスと同順位の23位である。最悪の168位はソマリアで、その一つ上が北朝鮮である。

食品の産地や賞味期限の偽装などは、私の子供のころは日常茶飯事であった。灘の日本酒の酒造に福島から日本酒を卸していたとか、小田原のかまぼこ屋さんに、福島のいわきからかまぼこを供給していたというような噂を聞いてもだれも驚かなかった。いまでは、産地偽装や賞味期限の偽装は、消費者から厳しく糾弾されている。

総会屋を使って株主総会を短時間の内に終わらせる慣習も株主に対する利益供与罪が制定され、勇気のある企業と総会屋の壮絶な闘いを経ていまや総会屋は絶滅したように思われる。

談合についても、リーニエンシー制度が出来てから企業が疑心暗鬼になってきたことが功を奏して減少しているように思われる。アメリカの独禁法が活発に域外に適用され、日本の企業が多額の罰金をアメリカ司法省に払い、その結果、日本で取締役の責任を追及する株主代表訴訟が起される、と言う状況も、国際的に活動する日本企業の談合を少なくしている。明らかに、株主代表訴訟は、企業経営者をしてコンプライアンス強化に向かわせた。

インサイダー取引についても、昔は大手法律事務所のトップパートナー弁護士がインサイダー取引を行なうというようなことすらあったが、現在ではかなり少なくなっているように思われる。



中央大学について

中央大学の [ChuoOnline] Twitter は
こちら

Find us on Facebook 中央大学
公式ページ

教養番組 知の回廊
CORRIDOR OF KNOWLEDGE

Pick Up

- ハラスマント防止啓発キャンペーン＜アルコールハラスマントとLGBT＞を終えて (長島 佐恵子)
- NY留学体験記－人を先生に、街を学校に。 (金子 晋輔さん)
- 近代製糖業の経営史的研究 (久保 文克)
- 自主規制による法令遵守 (河谷 清文)
- 教育者は前もって組織立てられた知識から出発する人か (中元 順一)
- 【常磐興産株式会社代表取締役会長・斎藤一彦氏×2014年度卒業生 中央大学座談会】復興への道を歩む、震災後の東北を見つめて
- 2009ロンドン紀行～ミドル・テンブルを訪ねて～ (動画)

 Movies

映像で見る
中央大学

1885

このように、敗戦後から現在まで、日本では大企業から始まり着実に企業不祥事が減っており、逆にコンプライアンス意識が少しづつ中小企業に到るまで進展してきていることが分かる。昔、商社に就職したころ、営業部の人に「これは違法ですから契約書に書けません」と言うと、「では、裏契約として別途覚書を作つておきましょう」と言われて、びっくりしたことが何度かあった。このような裏契約にすればオーナーという考え方もその後消えた。まちがいなく、日本の企業はクリーンになってきている。もちろん石川五右衛門ではないが、「浜の真砂は 尽くるとも 世に不祥事の種は尽くまじ」であり、あの東芝が不正経理事件を起こしたことで驚いているうちに、今度はあるのフルクスワーゲンがディーゼルエンジンのデータ改ざん事件を起こした。企業不祥事を起こしているのは日本企業ばかりではなく、アメリカや欧州の企業も同様である。アメリカや欧州でどのような不祥事対策が取られているか、参考書は多少買ったが、研究はこれからである。

冒頭に述べたように、遠山信一郎教授から出された問題が「企業価値向上型コンプライアンス」である。単に企業の身の回りをクリーンにし、企業価値毀損の機会を少なくするだけではなく、コンプライアンスによってプラスの企業価値を向上させなければならない。これはコンプライアンス概念のコベルニクス的発展である。コンプライアンスを「法令遵守」と理解すると、解はない。コンプライアンスを法令のようなハードローのほかに慣習や社会規範や倫理などのソフトローをもちこむとなんとか答えができるのではないか、と考えている。幸い、日本では、このようなソフトローをコンプライアンスに含む考え方が強くなってきたようである。（藤井孝司、「コンプライアンスは風に乗って」NBL 1071号（2016年）1頁）それでも、コンプライアンスの対象に合意的限定を付けないと、どんどん内容が希薄化しそうである。

比較法的に、アメリカやヨーロッパの不祥事対策研究を調べてみたいが、今まで読んだ文献では「トップの意識改革が大切である」的な議論が多く、なかなか学問的かつ実証的な議論に遭遇しないことが悩みである。



HAKUMON Chuo

**【最新刊】
2016年夏号**

学生記者が、中央大学を学生の切り口で紹介します。

ロボカップ【ジュニア部門】
世界大会出場

坂本龍馬の子孫 第1代は法学部2年生

[【目次へ】](#)

柏木 昇（かしわぎ・のぼる）／中央大学法科大学院フェロー
専門分野 国際取引法、国際経済法

福島県いわき市出身 1942年生まれ。 1965年東京大学法学院私法コース卒業、三菱商事（株）に就職、配属先は法務部門 1993年三菱商事（株）を退職、東京大学法学院比較法政国際センター教授、2003年東京大学を退官、中央大学法学院教授、翌年中央大学法科大学院教授。2012年中央大学法科大学院定年退職。現在は、法務省法令外国語訳推進会議座長、公益財團法人民事紛争処理研究基金理事長。
長年の研究課題の一つに、日本企業の不祥事がある。現在、時間の多くは日本法令の英訳の諸問題である。主要著書に国際取引法（共著）、有斐閣（1999年10月）がある。



トップ > 研究 > 企業価値と人権をめぐる覚書－憲法からの問題提起－

研究

[一覧](#)

企業価値と人権をめぐる覚書－憲法からの問題提起－

橋本 基弘／中央大学法学部教授
専門分野／公法学

本稿は、JSPS科研費15K03220の助成を受けたものです。(広報室)



橋本 基弘 [\[略歴\]](#)

1. 八幡製鉄政治献金事件最高裁大法廷判決と企業の人権

ブラック企業という呼び方が普及して、企業が法令を遵守しない場合や企業倫理に著しく反する行為を行っている場合、あるいは企業利益優先としかとれないような活動を続けている場合には、一般社会から非難が浴びせかけられるようになった。企業が人権（ここでいう人権とは、日本国憲法が保障する基本的人権にとどまらず、個人の尊厳を守るために必要な権利一般を指す）を軽んじる場合には、企業価値だけでなく、企業の社会的存在そのものに否定的な評価が与えられることになる。

かつて八幡製鉄政治献金事件で最高裁大法廷は（最大判昭和45年6月24日民集24巻6号625頁）、会社にも人権が保障されることを認めた。その理由は、会社も自然人と同様な社会的実在であることに求められた。同時期、企業が雇い入れの自由を有するかどうかが争われた三菱樹脂事件最高裁大法廷判決（最大判昭和48年12月12日民集27巻11号1536頁）では、この自由を認め、企業と私人との間で生じる人権問題には憲法の人権規定の直接の適用はないと断言した。要するに、会社にも憲法上の人権が保障されるが、会社による人権侵害には憲法の適用はないとしたわけである。私人には憲法を擁護する義務は課されないので、よほどのことがない限り、会社と個人の間で生じる「人権問題」には国家が口出しをしないとう論理がここから生まれている。

とはいものの、法律には、会社に対して「人権」を擁護せよと義務づけるものも少なくない。男女雇用機会均等法は言うに及ばず、個人情報保護法や障害者差別解消法も事業者たる会社に「人権」を守ることを要求している。憲法が適用されない領域を法律によって埋め合わせるという戦略なのだろうか。今思うと、最高裁が「人造物である会社は、自然人と同じではないし、ましてや自然人以上に強大な力を持つ会社は、むしろ国家と同等に人権の抑圧主体となり得る」と言ってくれれば事は簡単だったのかもしれない。上記最高裁判決とこれら法律の関係をどのように説明するのかは、いまだによく分からぬ。自然人に課すことができない義務を会社に課すことができるという論理は、最高裁判決からは導けないようにも思う。

一方、八幡製鉄事件最高裁大法廷判決には、次のような説示がある。

「会社にとつても、一般に、かかる社会的作用に属する活動をすることは、無益無用のことではなく、企業体としての円滑な発展を図るうえに相当の価値と効果を認めるこどもできるのであるから、その意味において、これらの行為もまた、間接ではあつても、目的遂行のうえに必要なものであるとするを妨げない。災害救援資金の寄附、地域社会への財産上の奉仕、各種福祉事業への資金面での協力などはまさにその適例であろう。」

人権を守らないと、会社に対するマイナスのイメージが生じる。会社に対するネガティブな社会的評価は企業価値を低下させる。会社は人権の享有主体であるが、人権を守る立場にはないという判断の前提を踏まえると、会社が上記の法律を遵守する理由は、おそらくこの点にあるといえよう。企業の社会的責任論が空疎に見える理由は、このような判例の立場に理由があるのかもしれない。

2. Nike vs Kaskey, 539 US 654 (2003)

もちろん、企業活動を円滑に行うためあれ、企業活動を阻害する要因を除去するためあれ、人権という価値を重んじているという会社の姿勢は、従業員を初めとするステークホルダーにとって重要である。逆に、人権を抑圧しているといライメージは、冒頭で述べた「ブラック」とのレッテルを貼られることに直結する。



Pick Up

ハラスメント防止啓発キャンペーン＜アルコールハラスメントとLGBT＞を終えて（長島 佐恵子）

NY留学体験記－人を先生に、街を学校に。（金子 晋輔さん）

近代製糖業の経営史的研究（久保 文克）

自主規制による法令遵守（河谷 清文）

教育者は前もって組織立てられた知識から出発する人か（中元 順一）

【常磐興産株式会社代表取締役会長・斎藤一彦氏×2014年度卒業生 中央大学座談会】復興への道を歩む、震災後の東北を見つめて

2009ロンドン紀行～ミドル・テンブルを訪ねて～（動画）



映像で見る 中央大学



一つ例を挙げよう。ある有名なスポーツメーカーが海外拠点において現地の労働者を虐待したり、最低賃金を下回る条件で雇っていたことが報じられた。この報道に反論するため、この会社はプレスを通じて自社の立場を説明したり、大口取引先への説明を行った。これに対して、カリフォルニア州の住民が、同社の広報活動には虚偽が含まれているとして、同州にある企業倫理法(Business and Professions Code)に基づき差し止めなどを求めた事例がある(Nike vs Kaskey, 539 US 654 (2003))。

合衆国最高裁判所は、この訴えを当事者適格を欠いているという理由で却下した。その限りで同社は裁判には勝つことができたものの、企業イメージの修正改善に多くのコストを費やさざるを得なくなつた。原告からすると、裁判に負けて勝負に勝った事例であると言えようか（以上、詳細については、拙稿『表現の自由 理論と解釈』（中央大学出版部）125頁を参照願いたい）。わが国においても、消費者団体訴訟が制度化された今日、この種の訴訟が提起されないとは断言できない。企業の広告活動が企業の反人権的活動を理由とする差し止め請求の対象となる可能性も生じてこよう。

一方、この手の訴えを封じ込めるために、会社が多額の損害賠償請求を行うS L A P P (Strategic Lawsuits Against Public Participation)訴訟も問題となる（S L A P P 訴訟に関する綿密な論考として、吉野夏巳「反S L A P P 法と表現の自由」岡山大学法学会雑誌65巻3、4号709頁参照）。会社を批判する言論を封じ込めるための損害賠償請求は、企業の財産権を守ることになるし、ひいては株主の利益にも奉仕することになるであろう。ただ、この手の訴訟を行うとなると、言論封殺という悪いイメージや高圧的な姿勢が知れ渡ってしまう。それが回り回って「企業体としての円滑な発展を図るうえに相当の（マイナスの）価値と効果」を持つ危険性も考慮しておく必要がある。

要は、会社が人権を守る理由は、それが企業利益につながるからであり、そのことを過小評価すべきではない。もともと内心の自由のない会社に人権の価値を共有せよというのもだいおかしな話であって、むしろ端的に、人権を擁護しない会社は、市民社会からも放逐されるという状況を作り出すことが重要なのだと思う。企業倫理とは、われわれ生身の人間における倫理とは異なり、内心的問題として構成することはできない。

この点は、合衆国最高裁判所においても同様な意見があることに注目したい。政治献金規制の合憲性が問題となつたCitizens United 判決（Citizens United vs FEC, 558 US 310 (2010)）では、株式会社の有限責任が社会的無責任につながるとの強力な意見が展開された（このような見方を明確に述べたものとして、奥村宏『株式会社に社会的責任はあるか』（2006年岩波書店）47頁以下参考）。ステーブンス裁判官は、会社が「自然人とは異なり、所有者や経営者に有限責任を負わせるのみであり、『永続的生命』を持ち、所有と支配が区別され、財産の蓄積と分配について優遇措置を受け、それにより資本を集め、株主の投資に対して配当を最大化するやり方で資源を開発する能力が強化され…良心がなく、信念も感情も思想も欲望も持たない」(558 US 466)と言いついたのである（これらの点について、拙稿『政治献金規制と司法審査の役割－McCutcheon判決を読む－』比較法雑誌49巻1号1頁）。

3. おわりに

会社と人権をめぐる問題を考える際、私たちは、自然人と同様な意味で人格や責任をとらえることは適切ではない。なるほど、法がそこに一定の資格を付与したのだという意味では、法人も自然人も同じ人格なのかもしれないが、自然人を人格と呼ぶ場合には、もっと他の意味合いが付け加えられているように思う。それは、カントが言うような、定言命法に従うような生き物であって、完全責任を前提としている。それゆえに、企業価値と人権を結びつけるとき、企業が人権を意識できる主体であるとか、責任を果たす主体であるという幻想は捨てなければならない。企業の社会的責任論と同じく、「企業の人権」あるいは「企業と人権」という問題は、純粹に経済活動における損得の問題として構成しなければならないでなかろうか。



HAKUMON Chuo

**【最新刊】
2016年夏号**

学生記者が、中央大学を学生の切り口で紹介します。

ロボカップ [ジュニア部門]
世界大会出場

坂本龍馬の子孫 第1代は法学部2年生

【 目次へ 】

橋本 基弘（はしもと・もとひろ）／中央大学法学部教授
専門分野／公法学

徳島県出身。1959年生まれ。1982年中央大学法学部法律学科卒業。
1989年同大学院法学研究科公法専攻博士後期課程単位取得。博士（法学）。
高知県立高知女子大学（現高知県立大学）助教授・教授を経て2004年4月より中央大学法学部教授。
2009年1月 中央大学法学部長に就任（2013年10月まで）
2009年1月 学校法人中央大学理事に就任（2013年10月まで）
2014年1月 中央大学副学長に就任（現在に至る）
現在の研究・活動分野は、憲法における個人と団体の位置付け、現代社会と情報の自由、条例制定権をめぐる諸問題など。主な著作に、『近代憲法における団体と個人』（不磨書房・信山社）、『ブチゼミ憲法1（人権）』（法学書院）、『よくわかる地方自治法』（共著、ミネルヴァ書房）、『憲法の基礎』（北樹出版）、『国家公務員法の解説』（共著、一橋出版）、『表現の自由 理論と解釈』（中央大学出版部）、『日本国憲法を学ぶ』（中央経済社）などがある。



[トップ](#) > [研究](#) > 企業価値向上のためのトップと現場のつなぎ

研究

[一覧](#)

企業価値向上のためのトップと現場のつなぎ

山本 秀男／中央大学大学院戦略経営研究科（ビジネススクール）教授
専門分野 プログラムマネジメント、I C Tシステム投資評価

本稿は、J S P S科研費15K03220の助成を受けたものです。（広報室）



山本 秀男 [【略歴】](#)

はじめて知った言葉「出精値引」

2002年6月、私は、ある中央省庁の文書管理システム構築に応募する準備を進めていた。e-Japan構想が固まり、官公庁の情報システム構築業者は公募によって選定されていた。しかし「東京都の文書総合管理システムの落札価格が750円」という新聞記事^[1]も出て、超安値入札が社会問題となっていた。そのため、入札は「技術点+価格点+a」という総合評価方式で実施することになった。私のグループは、当該省庁への導入実績はなかったが、総合評価方式であれば、技術力で勝負できると考えていた。

上記のシステム構築費用を人件費と物品価格から算出すると、想定される落札価格の1.5倍近い費用になることがわかった。そこで、関連子会社にはほとんど利益が出ない費用で下請けてもらう交渉を行い、想定落札価格ギリギリで入札した。技術力には自信があったので、受注できると思っていた。しかし、結果は失注。落札した企業の提案価格は、我々の入札価格の3分の1であった。

低価格で落札された案件は、後日その内訳が公表される。内訳の中に「出精値引」という言葉があった。この出精値引によって低価格の提案ができるのだ。しかし、どのようにしてこの費用を回収するのだろうか？

失注のため、本件の情報収集と資料作成に要した約1ヶ月の人件費が、全て無駄になってしまった。私は、赤字プロジェクトのリーダーになることは無く、子会社に辛い思いをさせることはなかった。しかし、その後も、コストを積み上げた価格で入札すると失注が続いた。

価格競争になると、人件費の削減と利益の圧縮が不可欠になる。下請け企業や部品を供給する企業は、特別な能力や特徴を持たないと、コスト削減圧力が強まり、厳しい労働環境におかれれる。談合は悪である。しかし、規制の強化やモラル教育だけでは、下請け企業のしわ寄せに起因する問題は解決されない。価格競争が行き過ぎると品質確保が難しくなることを実感しながら、受注の取れないマネジャーとして、何とも割り切れない感覚が続いた。

トップのリーダーシップ

（野中・遠山・平田、2010）は、2004年11月に発覚した三井物産D P F事件^[2]の後の檜田松瑠社長の行動を引用し、組織改革を行うときにリーダーの取るべき姿を論じている。檜田社長は、2002年に発覚した国後事件^[3]の引責で辞任した清水慎次郎社長の後任である。就任直後、「三井物産の志すもの」というメッセージを発し、2003年4月には「業務改革ビジョン」を全社員に向けて発信した。ところが2004年11月にD P F事件が発覚する。事件発覚後に設置された、社外委員からなる「D P F問題委員会」の答申によると、「国後事件以降、社員のコンプライアンス意識の向上に取り組んできたが、現場の隅々まで浸透していなかった」「仕事の現場が『役職員行動規範』と必ずしも一致していなかった」「匿名の内部通報制度の存在が周知徹底していなかった」などが指摘された（野中・遠山・平田、2010, p.338から引用抜粋）。檜田は、三井物産の創業者益田孝の残した経営理念に立ち戻り、「良い仕事」とは何かを地道に説き続け、社員に自らの仕事の価値を自覚させ、組織の改革を継続した。

三井物産の檜田の事例は、企業のトップは、社会的存在意義のあるビジョンを掲げ、そのビジョンを実現するために、粘り強く行動することが必要であることを示唆している。

社員の士気が影響する



Pick Up

ハラスマント防止啓発キャンペーン＜アルコールハラスマントとL G B T＞を終えて（長島 佐恵子）

N Y留学体験記－人を先生に、街を学校に。（金子 晋輔さん）

近代製糖業の経営史的研究（久保 文克）

自主規制による法令遵守（河谷 清文）

教育者は前もって組織立てられた知識から出発する人か（中元 順一）

【常磐興産株式会社代表取締役会長・斎藤一彦氏×2014年度卒業生 中央大学座談会】復興への道を歩む、震災後の東北を見つめて

2009ロンドン紀行～ミドル・テンブルを訪ねて～（動画）

Movies

映像で見る
中央大学

価格競争に陥らないためには、顧客に受け入れられる新しい製品や新たなサービスの開拓が必要である。新しい研究やビジネスを創出するためには、トップによる組織構成員への動機付けと同時に、担当者の自由度を認めることが忘れてはならない。

キユーピー株式会社は、価格競争に巻き込まれない製品の開発を行うため、事業ラインとは一線を画したコーポレート研究開発を立ち上げた。発足当初、研究・開発・商品化の各節目（ステージ）において、その段階までの成果物の採用／不採用を判断するステージゲート法^[4]を用いていた。しかし、管理を強化すると研究員の士気が低下し、研究開発のスピードが落ちた。そこで、2009年に、研究者の士気を高める管理手法を取り入れた。各節目で不採用になっていた成果物に対して、どのように改良すれば良いかの助言を与え、プロジェクトを継続させる方式、ブーストゲート法を導入した。各節目には経営者が参加し、企業のミッションを社員と共に共有する具体的な「場」を提供したのである（和田・亀山, 2013）。その結果、社員の士気が上がり業績も向上した（Wada, Y., et al 2015）。

企业文化を育てる

2010年、米国で起こったトヨタのリコール問題で、トヨタの豊田章男社長が米国下院議会の監督・政府改革委員会の公聴会で証言^[5]した。証言の中に次のような言葉がある（山本が日本語訳）。

（前半省略）トヨタはこの数年間、急速にビジネスを拡大させてきました。率直に申し上げると、成長のベースが速すぎたのではないかと感じています。トヨタは、一に安全、二に品質、三に量産、の優先順位を伝統的に守っていました。ところが、あまりにも急速に成長したため、その優先順位が混乱してしまいました。「お客様の声を聞き、良い製品をつくるために、立ち止まって考え、改善する」という基本精神が薄れてしまったのです。・・・（後半省略）

豊田社長の証言からは、企業に文化を定着させ、企業価値の向上に結びつけるためには、トップと現場の十分な対話の時間が必要だという示唆が得られる。

企業のマネジメントには、様々なジレンマ^[6]が存在する（ミンツバーグ, 2011）。多様な価値観を持つ人材が集まる大きな組織では、トップの意向を受けたミドルマネジャーの役割が重要なとなる。ミドルマネジャーが、現場の社員の要求や苦悩を理解し、新しいアイディアが出やすい環境を創るのである。それには、二項対立の判断ではなく、八百万の神を認めるような多様性を許容する創造的思考法が必要ではないだろうか。

本ビジネススクールにおいて、組織のビジョンを現場の社員と共にし、正しい方向に牽引できる人財育成の研究・教育に努力していきたい。

参考文献

- 野中郁次郎・遠山亮子・平田透：『流れを経営する』東洋経済新報社、2010年、pp.331-348
- 和田義明・亀山秀雄：「企業における研究開発手法の考察」国際P2M学会論文誌 Vol. 7, No. 2, pp. 75-85 (2013)
- Wada, Y., et al., A Proposal for a Boost Gate Methodology to Evaluate Corporate R&D, Journal of Chemical Engineering of Japan, 48 (7), pp. 600-606, 2015
- ヘンリー・ミンツバーグ、池村千秋訳：『マネジャーの実像』日経BP社、2011年、pp. 241-302

脚注

1. ^日本経済新聞（2001年9月20日）に東京都の文書総合管理システム構築の公募に対して各社の応札価格が掲載されている。
2. ^2003年10月から首都圏一都三県で排気ガス規制が強化されたことを受けて、ディーゼルエンジン車から排気ガスに含まれる微粒子を取り除くフィルターの性能をねつ造した事件。
3. ^2002年、北方四島支援事業の国後「ディーゼル発電所」競争入札で、三井物産社員が入札価格に関する情報を不正に聞き出し、公正入札を妨害した事件
4. ^プロジェクトの節目で、あらかじめ設定した基準値を満たしているか否かを評価し、基準値を満たさないプロジェクトは中止させるマネジメント手法
5. ^Toyota president Akio Toyoda's statement to Congress
6. ^様々なタイプの29人のマネジャーの日々を観察し、彼らは13に分類されるジレンマの中で判断していると分析している。

山本 秀男（やまもと・ひでお）／中央大学大学院戦略経営研究科（ビジネススクール）教授
専門分野 プログラムマネジメント、ＩＣＴシステム投資評価

青森県出身、1952年生まれ。1975年 東北大学工学部電気系学部卒業、1977年 東北大学大学院工学研究科電気及通信工学科修士課程修了。1988年 工学博士（北海道大学）。1977年～2004年 NTT電気通信研究所、NTTアメリカ、NTTコミュニケーションズ(株)、(株)NTTデータ勤務。2004年 一橋大学大学院商学研究科教授。2008年から現職。2011年～2015年 戦略経営研究科 研究科長。国際P2M学会副会長、国際戦略経営研究学会理事、IEEエシニアメンバー。

主要論文、著書：吉田邦夫・山本秀男編著『イノベーションを確実に遂行する 実践プログラムマネジメント』日刊工業新聞社（2014）、山本秀男「イノベーションプログラムのマネジメントに関する考察」国際P2M学会論文誌、Vol. 8 No. 2 p.p. 123-133 (2014)、Hideo Yamamoto, "Program Management in Context", The 4th Asian Conference on Innovative Energy & Environmental Chemical Engineering (ASCON-IEEChE) November 9-12, 2014, Proceedings, pp.548-553. Hideo Yamamoto, Atsushi Yoshikawa, Mikako Ogawa, Akiko Orita and Takao Terano, "Narrative Approach Education using MANGA for Management", Journal of Strategic Management Studies, Vol.2, No.2, pp.31-42 (2011)



[トップ](#) > [研究](#) > 法は会社のコンプライアンスにつき何ができるか

研究

[一覧](#)

法は会社のコンプライアンスにつき何ができるか



落合 誠一 [【略歴】](#)

落合 誠一／中央大学法科大学院・ビジネススクールフェロー
専門分野 商法、消費者法

本稿は、JSPS科研費15K03220の助成を受けたものです。（広報室）

はじめに

本稿は、1つのジョークから始めたい。

「8才のジミーが、学校の先生から手紙をもらってきた。『ジミーは隣の生徒から、鉛筆を1本盗みました』。父はカンカンに怒った。ジミーにこんこんと説教し、自分がどんなに驚き、がっかりしたかを話して聞かせ、2週間の外出禁止を申しわたした。『母さんが帰ってきたらどんなに叱られるか！』とおどかした。父は最後にこう結んだ。『それにジミーや、鉛筆が欲しいなら、そう言えばいいじゃないか？なぜ父さんに頼まない？鉛筆くらい、職場から何十本だってあって帰れるのを知っているだろう？』」（ダン・アリエリー／櫻井裕子訳『する』（早川書房、2014年）42頁）。

アリエリーは、このジョークを人間として誰しも持っている不正直さが、どんなに複雑かを示す例としてあげている。しかしここでは、「会社（職場はその一部である）のもの」ということの規範性の弱さに着目したい。「隣の子のもの」は、「会社のもの」と比較した場合、その帰属性は、明確であり、その規範性も強い。これに比して、「会社のもの」は、その具体性に乏しく、抽象度が高い。ヒトは、学校の隣の生徒あるいは同じ職場で一緒に働く同僚は強く意識できても、学校あるいは会社と言う存在は、通常ほとんど意識できないのである。

ヒトの会社に対する意識の希薄さは、当然、会社のコンプライアンスの問題についても特有の困難さを生じさせる。「会社のもの」、「会社が大切にしている企業理念」、そして「会社のコンプライアンス」を、いかにしてヒトに不斷に意識させ、遵守させていくかは、より難しい課題と言わねばならない。

もちろんヒトは、この課題を克服するために、さまざまな工夫をしてきた。そしてそうした工夫の1つとして、法があることも疑いない。そこで、本稿では、法は会社のコンプライアンスにつき何ができるかを、若干、考えてみたい。もっとも難問であり、本格的な検討は、他日を期す。

会社のコンプライアンスとは何か

会社のコンプライアンスとは何か。それを明らかにするためには、まずもって会社の社会的な存在意義を確認する必要がある。会社のコンプライアンスは、ヒトと会社と社会とのかかわりのなかで、その意義を明らかにしなければならないからである。

それでは、なぜ、会社がわれわれの社会にとって有意義なのだろうか。それは、会社が新たな富をわれわれの社会にもたらすことにあると考える。新たな富の創出がなければ、われわれの社会は窮屈化せざるを得ないからである。「会社の営利性」とは、利益を創出し、それを会社構成員に分配することであるが、それは、まさに会社の社会的な存在意義を会社法ルールとして表現したものに他ならない。ヒトは、自己の利益の実現を求めて会社に出資し、会社はその期待に応えて、利益を創出し、それを出資者であるヒトに分配する。このヒトによる営みが、会社だからである。

ところで会社の利益創出活動は、われわれの社会を離れてはあり得ない。会社は、経済社会を本拠とするからである。換言すれば、われわれの社会を離れて会社は成り立たない。その意味で会社は、社会の一員であるから、社会が期待することには、当然、会社も従わなければならない。これは、すなわち、われわれの社会が大切にする社会規範は、会社も遵守しなければならない。会社のコンプライアンスとは結局のところ、このことを意味するのである。

法とコンプライアンスのインフォースメント

Pick Up

ハラスメント防止啓発キャンペーン＜アルコールハラスメントとLGBT＞を終えて（長島 佐恵子）

NY留学体験記－人を先生に、街を学校に。（金子 晋輔さん）

近代製糖業の経営史的研究（久保 文克）

自主規制による法令遵守（河谷 清文）

教育者は前もって組織立てられた知識から出発する人か（中元 順一）

【常磐興産株式会社代表取締役会長・斎藤一彦×2014年度卒業生 中央大学座談会】復興への道を歩む、震災後の東北を見つめて

2009ロンドン紀行～ミドル・テンブルを訪ねて～（動画）

Movies

映像で見る
中央大学



「法とは何か」については、周知のように諸説ある。しかしここでは、社会規範の1つであり、通常「～すべし」「～すべからず」の形態をとるものと理解する。当然、それには、国家法のみならず、慣習法、自治規範も含む。いわゆるハードローは、もちろん、ソフトローも法である。法とは、要するに、われわれの社会が大切にする社会規範の1種である。

法は、ヒトに対して「～すべし」、「～すべからず」と一定の行為をとることを要求する。しかしながらそれを要求しても、ヒトがそれに従わなければ、法はその効果を発揮しない。法規範は、その内容自体の有用性はもちろんあるが、そのインフォースメントが重要となる。法は、その実効性があって、初めて規範性を得るからである。

刑事法規は、国家が相当の積極性をもってその不遵守を探知し、裁判所にその是正を求める（起訴）により、インフォースされる。これに対して民事法規のインフォースメントは、私人による裁判所への損害賠償請求等の提訴があつて初めて開始される。国家の関与は、刑事と民事とで、直接的か、間接的かの相違はあるが、国家によるインフォースメントによってその実効性が担保される。

これに対して会社のコンプライアンスでは、法規範のみならず当該会社の理念や倫理等もその対象となるから、その内容は、相当広範囲なものとなる。もっとも法規範の場合は、会社のコンプライアンスによらずに、その実効性が、期待できる部分もある。例えば、会社としては未だ認識できていない犯罪＝不祥事であっても、国家による刑事法規のインフォースメントが、いわば会社の頭越しになされる場合もあり得るからである。

しかし会社のコンプライアンスとしては、かかる頭越しのインフォースメントは、決して好ましいことではない。会社が認識していない不祥事は、当該会社の内部統制が機能していないことの証左だからである。したがって、法規範違反の場合であっても、会社が刑事・民事法規の違反を発見し、会社のイニシアティブにより国家によるインフォースメントが求められることが望ましい姿である。

他方、法規範以外の会社の理念・倫理等に関する会社のコンプライアンスの実効性確保は、会社によるインフォースメントがすべてであり、国家のインフォースメントは、一般に期待できない領域である。会社のコンプライアンスは、むしろこの領域こそが中核であり、各社それぞれの特色・個性が発揮される部分となる。会社は、それぞれが置かれた環境・ニーズに応じて適切なコンプライアンスを用意すべきであり、まさに会社にとって極めて重要な戦略的部分となる。したがって、この部分のインフォースメントの実効性を確保するための仕組みの構築し、維持することが、会社にとってのコンプライアンスの基本となると言つてよいであろう。

むすび

会社とは、そのベールを剥けば、株主、債権者、従業員、経営者等のさまざまなステークホルダーの自己利益実現の場であり、それ以上でもそれ以下でもない。会社は、会社それ自体が重要なのではなく、こうしたステークホルダーがそれぞれの満足の実現することこそが重要なのである。

無論、会社のコンプライアンスがそのインフォースメントを含めて十分機能することは、すべてのステークホルダーにとってプラスである。そうだとすると、会社の良きコンプライアンスの実現には、単に適確なモニタリング・システムの構築・維持に尽きるものではない。むしろ株主、債権者、従業員、経営者等のさまざまなステークホルダーが、それぞれの立場からコンプライアンスへの能動的な関与が不可欠である。コンプライアンスは、最終的にはヒトの問題であり、法は主役とはなり得ないのである。

落合 誠一（おちあい・せいいち）／中央大学法科大学院・ビジネススクールフェロー
専門分野 商法、消費者法

1944年生まれ 東京都出身
1968年東京大学法学部卒業、東京大学助手、成蹊大学法学部助教授、同教授を経て1990年東京大学大学院法学政治学研究科・法学部教授。
2007年中央大学法科大学院教授、同ビジネススクール教授。
日本私法学会理事長、法と経済学会会長、日本保険学会理事長、国民生活審議会会長、市場化テスト管理委員会委員長等を務める。現在、中央大学フェロー、東京大学名誉教授、自動車損害賠償責任保険審議会（金融庁）会長。最近の関心は、コーポレートガバナンスにある。単著は、『会社法要説』（有斐閣、2010年）、『消費者契約法』（有斐閣、2001年）、『運送法の課題と展開』（弘文堂、1994年）『運送法の基礎理論』（弘文堂、1979年）等があり、他に共著、論文多款。



HAKUMON Chuo

**【最新刊】
2016年夏号**

学生記者が、中央大学を学生の切り口で紹介します。

**ロボカップ [ジュニア部門]
世界大会出場**

坂本龍馬の子孫 第11代は法学院2年生

【目次へ】



トップ > 人一かお > なぜ、事業活動においてコンプライアンスは重要か

人一かお

一覧 なぜ、事業活動においてコンプライアンス^[1]は重要か

杉山 忠昭さん【略歴】

はじめに

所属会社でコンプライアンスの講話をを行う時には、必ず「なぜ、皆さんは花王においてコンプライアンスが重要と考えているのですか?」と、問うことにしている。コンプライアンスの重要性を否定する役職員は一人もいないが、明快に即答できる者もいない。たまに答えがかえってきてても、会社が法律違反できるわけがないとか、行政罰・過大な課徴金・刑事罰またレビューーション低下による事業活動への悪影響が心配、などという答えが多い。

「赤信号は止まれ」というのは誰もが知っていることで、実行していること。では、なぜ赤信号は止まれなの?と問うと、これまた明快な答えが返ってこない。常識、小さい頃からそう教えられてきたから、ルールだから、、、とか。

こうした答えをする人、答えられない人に、コンプライアンスの啓発・浸透をするのが最も難しい。私は、『皆さんが「安心・安全」にこの会社で働くために、皆さん自身のためにコンプライアンスを繰り返しお願いしている』と説明する。信号規則は道路交通法であるが、その目的は、無事故・交通安全である。そのために青は進め、赤は止まれと定めている。これを守ることで安全に安心して横断、運転ができる。交通事故の被害者・加害者が話す交通ルール順守の話は、身をもって痛い経験をしているので説得力がある。みなさんも、なぜコンプライアンスが重要か自分事として考えねばならない(ポイント①)。

複雑で詳細な条文をまる暗記していくなくても、自分に関わりのある法律や規則をコンプライするためには、なぜその法律や規則が存在するのか、その目的は何なのかさえ理解し納得しておれば、そうした場面に直面した時の貴方の行動は99%正しく、コンプライアンスを全うできる。常に法律・規則の存在目的、本旨を意識してほしい(ポイント②)

企業価値の向上を目指して

さて、人々が信号を無視して我先に交差点に突っ込んだら、、、事故が多発するだけでなく、そのために大渋滞となるのは明らか。信号を守ることで安心・安全な交通に加えて、渋滞なしのスマートな効率的な交通が実現できる。効率性の確保・向上は企業価値向上の源泉である。明確適正なルールを設定し、これを全員で遵守することは、効率性の向上というプラス及びレビューーションの低下を防ぐというマイナス、両面において企業価値向上に直結する(ポイント③)。

正しくプログラムされたコンピューターであれば、正しくデータをインプットすればすばやく、正確に効率的に処理できる。しかし、日々のすべての事象を予測したプログラムの開発はできない。

ある日、私は車を運転し陸橋を通過していた。黄色いセンターライン(追い越しのための反対車線はみ出し禁止)があるにもかかわらず、それをやってしまった。案の定、パトカーに止められた。しかし、私がその理由を警察官に説明したら、反則切符を受け取らずに無罪放免となった。「前を走行している車が急ブレーキを踏んだので、とっさに追突回避行動をとった。」と。道交法の目的を思い出してもいい。交通安全・事故防止である。この目的からして私のとった回避行動は、法律上も容認される。江戸時代の火消は延焼を防ぐため隣家を取り壊すことを認められていた。本来の目的のためには時として人は表面的なルールを自らの判断と責任で破らなければならぬことがある(ポイント④)。先日、米国で自動運転車による死亡事故が発生したという衝撃的なニュースが流れたが、物事にはコンピューターには任せられない人間の自己責任による判断が必ずある。



- 行動する知性 中央大学 公式サイト
- 中央大学について
- 中央大学の「ChuoOnline」Twitterはこちら
- Find us on Facebook 中央大学 公式ページ
- 教養番組 知の図書

Pick Up

ハラスメント防止啓発キャンペーン<アルコールハラスメントとLGBT>を終えて(長島 佐恵子)

NY留学体験記－人を先生に、街を学校に。(金子 晋輔さん)

近代製糖業の経営史的研究(久保 文克)

自主規制による法令遵守(河谷 清文)

教育者は前もって組織立てられた知識から出発する人か(中元 順一)

【常磐興産株式会社代表取締役会長・斎藤一彦氏×2014年度卒業生 中央大学座談会】復興への道を歩む、震災後の東北を見つめて

2009ロンドン紀行～ミドル・テンブルを訪ねて～(動画)

Movies

映像で見る
中央大学



自己実現風土の醸成

今春ニューヨークで開催された米国シンクタンク系のコンプライアンスに関するカンファレンスに参加した^[2]。スピーカーは皆一様に口をそろえて、コンプライアンスの推進はトップの強いコミットメントによるトップダウンと、行動規範の制定や通報相談窓口の設置運営などを梃子としたメンバーへの施策・教育というボトムアップの双方向の努力が必須であると強調していた。「プローケンウインドウ理論」米国ラトガース大学のケリング教授がこの理論に基づきNYの地下鉄の凶悪犯罪抑制のため落書きを徹底的に消すことを提案、いろいろな議論を経て、5年後には落書きの清掃作業の進行について凶悪犯罪の増加速度が鈍り、ついには減少に向かったという話はあまりにも有名^[3]。コンプライアンスの推進においても、トップマネジメントは強い意思をもってコンプライアンス環境を整備・維持し、メンバーに対してそうした環境の恩恵を実感させ、自分事として参画させる風土を作りあげることが最も有効であるということを示す実証例である。

行動規範の制定や通報相談窓口の設置運営などのしきみ・制度によるコンプライアンス推進もちろん有用な手段であるが、私はそれにもまして役職員ひとりひとりが自分事として、より良い環境の維持向上していきたいというモチベーションを自然体で、持続する風土、成果や福利厚生を含めた仕事へのモチベーション、会社の成長と自己実現という自身の成長が共栄する風土の醸成（ポイント⑤）を大事にしていくことが一番のコンプライアンス推進と考えている。そうすることで、コンプライアンスの推進のみならず、企業価値の向上も図れると信じている。

検証とP D C Aサイクル

コンプライアンス活動の効果は数値化できないので、何等かの定期的効果測定・評価を考えねばならない（ポイント⑥）。コンプライアンス推進がトップダウン／ボトムアップの双方向からの施策であることから、1) トップへの定期的報告によるフィードバックの受領と、2) 推進施策に対する社員からのアンケート等の手法によるフィードバックの受領が必須となる。所属会社では、取締役会への年次報告で社会変化、通報相談の傾向、教育啓発の実績、年次計画の進捗、懲戒・法令違反状況等を報告し、取締役会の期待とのギャップ等についての指摘を受けている。社員に対してはアンケートの実施、車座の議論等において意見を聴取している。こうした自己評価とともに客観的評価のため、3) 「World's Most Ethical Companies（世界で最も倫理的な企業）」の調査表の回答と評価のフィードバック受信。1) 乃至3) の分析と次の施策への反映が、コンプライアンス活動における絶えざる革新の源泉となっている。

調査表は、コンプライアンスプログラム、社会との共生、倫理文化、コーポレートガバナンス、及びリーダーシップ・革新性・世評の5項目でなんと94ページから構成されている。各項目の質問「2016 Ethics Quotient™ Survey」の方向性は次の通りである。

1. 会社概要についての質問
2. コーポレートガバナンス
統制、方針、リスクマネジメントなどを含むコーポレートガバナンス強化のための仕組みの有用性と品質に関する質問
3. 違法倫理プログラム
同プログラムの設計・対象・リソース・統制・経営トップのコミットメント・書面化・教育訓練・対話・適正手続・監視・監査・実施細則・懲罰等が米国Federal Sentencing Guidelineに則って有効性が担保できているかを確認する質問
4. 企業市民として社会の永続性への責務
企業市民として社会の永続性への責務について環境責任・社会貢献・寄付・職場の環境安全・サプライチェーンとの協働と統制といった広い視点からの質問
5. リーダーシップ、革新性と世評
法令遵守・訴訟・倫理記録や市場における企業倫理評価を確認。表彰授与等の他、環境責任・高品質のガバナンス・透明性や社会的責任など企業倫理に対する責任と推進や持続性ある企業行動といった地域・全土・業界等におけるリーダー企業として振る舞いやグローバルイニシアチブがとれていることの実証例を確認。標準化やトップダウンに加え、会社規模・業界・競争優位性などの要素を踏まえた多様なステークホルダーとの協調や革新性の確認のための質問。

米国の視点からの英語の質問を日本の環境・制度に引き直して読み解き解答するのはかなりの負担となる。トップの閣与度・本気度を測る質問から手続・制度の確認、公表姿勢など、多岐にわたっているが、自社評点と受賞会社平均を比較するなどの方法で、いま、当社がどの項目がどのレベルにいるかフィードバックを受けている。回答時にYESを付けられなかった項目、評点が低かった項目などが翌年に向けての改善課題となる^[4]。

彼らの質問と解説一例を紹介する。



HAKUMON Chuo

**【最新刊】
2016年夏号**

学生記者が、中央大学を学生の切り口で紹介します。

**ロボカップ [ジュニア部門]
世界大会出場**

坂本龍馬の子孫 第11代は法学部2年生

[【目次へ】](#)

「あなたの会社は、サプライヤー、エージェント、仲介人、小売店などの行動規範を確認・関与していますか？」

——社外のステークホルダーと倫理的なビジネス活動への期待を議論するということは、その組織自体及びビジネスパートナーが真剣に遵法倫理を実施し高いレベルに維持するという明確な宣言である。Ethisphereでは、各社が自社のこうした期待に他社の行動規範を添わせることが今日の潮流であるとみている。2016年の受賞者の82%が取引先の行動規範を確認しているが、これは2015年比5%の増加である。

おわりに

最後に、所属会社の企業理念である「花王ウェイ」の基本となる価値観にうたわれている『正道を歩む』の起源を紹介して筆を置きたい。

「人は幸運ならざれば非常の立身は至難と知るべし。運は即ち天祐なり。天祐は常に道を正して待つべし。總て何事も順序を誤るべからず。」

花王の創業者が病床において遺した企業経営者としてるべき姿の一節である。明治の時代のことである。

1. ^コンプライアンスというカタカナ日本語は、complianceという英語から来ているが、complianceという英語の正しい訳は、comply with laws and regulation、すなわち遵法である。日本語のコンプライアンスが意図するethics的な意味合いは含まれていない。花王の行動規範（花王ビジネスコンタクトガイドライン）には、本則である11項目のガイドラインの前に基本精神7項目が記載されている。その4項目目に「法律等の許す範囲でも、最も清廉な行動をとります。」という基本精神が掲げられている。法律や規則の存在意義、本来の目的に則った判断と行動をとれば、自ずから最も清廉な行動となる。日本でコンプライアンスとして使われている言葉の意味はどちらの方がふさわしいだろう。私は、日本語はコンプライアンスというカタカナ語が浸透しているのでこれを維持するが、英語の場合は、compliance and ethics もしくはintegrityというワードを使っている。
2. ^ このシンクタンクが2007年に創設した「World's Most Ethical Companies（世界で最も倫理的な企業）」に、花王は10年連続で選定された。筆者は授賞式のためニューヨークを訪問会議に参加した。
3. ^ 『人生カンタン リセット！－夢をかなえる「そうじ力」』、舛田光洋 著 総合法令より。
4. ^ 2017年度のWorld's Most Ethical Companiesがスタートし、本年度の質問事項が彼らのWebSiteでオープンになっているので参考までにご紹介する。

杉山 忠昭（すぎやま・ただあき）さん

花王株式会社 執行役員 法務・コンプライアンス部門統括
1958年 生まれ
1980年 中央大学法学部法律学科卒業
1980年 花王（株）入社 法務部門配属
1996年 米国デラウェア州 Widner University School of law, Master of law degree "Corporate Law and Finance"。
2012年、花王（株）執行役員 法務・コンプライアンス部門統括（現任）

中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会委員（2010年9月～ 現任）
経営法友会 代表幹事（2011年3月～現任）



[トップ](#) > [研究](#) > コンプライアンスの源流と来歴

研究

[一覧](#)

コンプライアンスの源流と来歴

古田 裕清／中央大学法學部教授
専門分野 哲学・倫理学

本稿は、J S P S 科研費 15K03220 の助成を受けたものです。（広報室）



古田 裕清 [\[略歴\]](#)

コンプライアンス（法令遵守）が叫ばれて久しいが、多くの日本企業はこれに食傷気味だとう。面倒が増えて本来業務が委縮する、と感じるらしい。「そんなこと気にせず利益拡大に専心したい」、これが本音かもしれない。だが、ここには誤解がある。

コンプライアンスと近代法の理念

コンプライアンスは20世紀後半の米国で喧伝され始めたキャッチフレーズ。英語のcomplianceは広い文脈で「従うこと」を意味する。企業の法令遵守のみならず、患者が医師の投薬法に従うこと、外力を受けた物体が弹性を示すこともcompliance。語源はラテン語の動詞complere（空所を満たして一杯にする）。これは英語のcomplete（完成させる、完成された）の祖語でもある。我を張らず従順に相手に合わせ、その求めを十分に満たす。法的文脈であれば、法令の命ずる所に従い、法の支配を完全に実現する。コンプライアンスとは「法の支配」という国家の統治原則を企業統治にも適用し、業務効率のアップやリスク軽減、市場からの信認拡大を目指すもの。その背後に法に対する強い信頼がある。

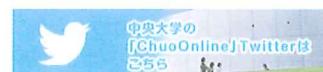
現代社会の法は近代欧州が掲げた理念的人間像、すなわち他者から独立した自由で平等な個人を基軸とする。具体的な法制度は、ロックの流れを汲む米国のように自由に重きを置くか、ルソーの系譜にあるフランスやドイツのように平等にも同等の重みを置くかで、中身が違ってくる。だが、法の支配により個人の尊厳を守ろうとする点は欧米各国に共通する。同様に、企業が遵守すべき法令は国や時代で異なるが、法令遵守の姿勢や個人の尊厳を守るという価値観は現代欧米の企業に概して共有されている。廃棄物を適正に処理しない企業や消費者を欺く企業、労働法を無視する企業は市場から報復を受ける。法令遵守なしに企業は市場から信認を得られない。つまり、企業には法令遵守のインセンティヴが必要である。だが、実際には様々な原因で企業の法令違反はどこで発生する。それゆえ、殊更にコンプライアンスを唱えて原因除去に努める必要も生じてくる。

事態は日本企業にとっても概して同じ。では、なぜ多くの日本企業はコンプライアンスを厭わしく感じてしまうのか。

そもそも会社制度とは

会社制度は近代欧州で生まれた。ローマ法の時代には組合はあったが会社はなかった。社会に有益な財やサービスは、提供者である自然人の死後も継続的に提供されるのが望ましい。そのため、原資を広く社会から募り事業を実施する主体を会社法人（中世教会法が生んだ法人概念を転用）として觀念する法的慣行ができた。英蘭の東インド会社など初期の会社は国家権力の特許で設立され、國益に資することが期待された。しかし、それでは受益者が一部の金持ちに限られる。平等思想を掲げたフランス革命を経て、欧米における会社制度はその後、社会全般の厚生増進に有効な法的メカニズムへと脱皮した。すなわち、市民の自由な起業精神を活用して財・サービスを市場に効率よく提供し、あらゆる市民の生活を豊かにするための制度である。これを主導したのは個人を重視する上述の近代欧州の理念。こうした目線で見ると会社は株主や経営者、従業員のものであるだけでなく、市場に参加する全市民のためのもの。現代の市場は自ら主権者として立法し、自ら法を遵守して行動する個人の自律に支えられており、企業が従うべき法律もこの中に作られる。企業活動を規制する法律もあるが、それは企業活動を不適に縛るものではなく、個人の尊厳を守るために社会が要請する必要最低限である。経営者も従業員も企業人である以前に一人の尊厳ある個人。企業が法に従わないという選択肢は本来、あり得ない。

もちろん、これは理想論である。実際には、企業が規制法を喜ばしい義務と見なすには困難が伴う。それでも、百年単位で見ると、企業のあり方はこの理想論にゆっくりと近づきつつある。かつ



- Pick Up
 - ハラスマント防止啓発キャンペーン＜アルコールハラスマントとLGBT＞を終えて（長島 佐恵子）
 - NY留学体験記－人を先生に、街を学校に。（金子 晋輔さん）
 - 近代製糖業の経営史的研究（久保 文克）
 - 自主規制による法令遵守（河谷 清文）
 - 教育者は前もって組織立てられた知識から出発する人か（中元 順一）
 - 【常磐興産株式会社代表取締役会長・斎藤一彦氏×2014年度卒業生 中央大学座談会】復興への道を歩む、震災後の東北を見つめて
 - 2009ロンドン紀行～ミドル・テンブルを訪ねて～（動画）



では人を人と見なさない企業活動も横行した（18世紀の奴隸売買企業、19世紀の労働者搾取企業、20世紀の公害企業など）。これを規制する立法の過程で企業と市民が対立、立法内容の歪曲や法令遵守の遅滞が起こることもしばしばだった。こうした弁証法的なイタチごっこが二百年も続いて、法令は改善され、悪質な企業は淘汰され、個人の尊厳重視や遵法意識・体制が企業に概して定着するに至った。

日本特有の共同体思考

日本の企業も似たような過去を持つ。だが、尊厳重視や遵法意識・体制という点で欧米と比べて周回遅れに見える。その一因は日本の文化にある。日本には共同体を個人に優先させる価値観が根を張る。共同体は家族、友人、学校、会社などあちこちに存立し、それぞれが外部から閉ざされた空間となっている。会社内でも各部署（取締役会から末端の実働部隊まで様々）がそれぞれ一つのサブ共同体として閉鎖的になりがち。各共同体内部には同調圧力に象徴される倫理規範が根を下ろす。この規範はチームワークや和の精神など日本の美德の源泉だが、個を殺す滅私奉公的発想（サービス残業など）、事を荒立ててのを避ける隠蔽体質（三菱の燃費偽装など典型）など否定的側面の源泉でもある。

共同体優先の思想は欧米にもアリストテレス以来、現代のサンデルらに至るまで存在はするが、概して個の尊厳と親和性が高い。アリストテレスは古代ギリシアの都市国家を共同体の典型と捉え、共同体で各自が果たすべき役割（自由人としての、奴隸としての、等々）を果たすことでその繁栄永続に寄与すべし、と考えた。他方、彼が生きたアテナイ（今日のアテネ）では自由民が一定程度、主体性ある個としてふるまう規範が根づいていた。サンデルはこのアリストテレス的な枠組みを現代米国（多様な共同体が複層的にひしめく多民族社会）に再生させた人で、諸共同体間の対話を重視はするが、個を否定するわけではない。これに対して日本では個の成立そのものがくじかれる傾向にある。行き場を失った個はいきおい禪に代表される無の思想など（あるいは飲み屋での愚痴話やオタクの世界など）へと逃げ込むことになる。

こうした日本の文化伝統にどっぷり浸かると、自らが共同体の一員である以前にまず尊厳ある個人である、という意識は涵養されにくい。むしろ共同体への帰属が自らのアイデンティティの揺り所となり（昔前の「会社人間」が典型）、全体の方向性に抗わず己を無にして身を委ねることが人の生きる道と諦念されることになる。東芝で粉飾の下働きをした人々もこうした諦念を抱いたに違いない。ここには上述した近代欧州の理念とは真逆の「法人が主、自然人は従」という規範が定立されがちとなる。

喜ばしきコンプライアンスへ向けて

加えて、日本では明治以降、富国強兵、戦後復興、高度成長など様々な理由で企業（の利益拡大）が個人より重視されがちだった。個人の尊厳は大事だが、まず企業が儲けないと話が始まらない。アベノミクスもこの発想。更に1980年代以降は英米主導の短期利益至上主義が席卷し、目先の利益につながらないことをすべて切り捨てる価値観が浸透した。だが、短期利益至上主義は富の公正な配分に失敗し、今や世界的に修正が求められている（米のトランプ・サンダース現象、英のEUを巡る国民投票結果を見よ）。市場ではCSRやESG投資など自律的修正が既に始まっている。市場には自由な利益最大化という功利主義的ベクトルと尊厳の保護という平等主義的ベクトルが共存しており平衡点を絶えず模索している。レーガン・サッチャー以降、前者に偏った振り子が今、次第に後者へとより戻しをかけつつある。環境問題や労働者保護、法令遵守は会社の本来業務と無関係に映るかもしれないが、関係すると認識を改めた方がいい。

どうすればコンプライアンスが喜ばしきものとなるか。それには株主、経営者、従業員、それぞれが責任ある一市民としての強い自覚を持つことが必要だろう。そうすれば、目先の手間を増やすルールが課されても、それが市民目線で必要ならば、長い目で企業活動にプラスだと理解できるはず。法令遵守を低コストで進める術も身についていくはず。



HAKUMON Chuo

【最新刊】
2016年夏号

学生記者が、中央大学を学生の切り口で紹介します。



ロボカップ [ジュニア部門]
世界大会出場

坂本龍馬の子孫 第11代は法学部2年生

【目次へ】

古田 裕清（ふるた・ひろきよ）／中央大学法学部教授
専門分野 哲学・倫理学

1963年生まれ、1986年京都大学文学部卒業。
1993年ミュンヘン大学（ドイツ）哲學部博士課程修了、ミュンヘン大学哲學博士（Dr.phil.）。

中央大学法学部専任講師、助教授を経て2004年より現職。

哲学・倫理学の分野で著作多数。レクシスネクシス社刊の雑誌『ビジネスロージャーナル』にシリーズ「源流からたどる翻訳法令用語の歴史」を連載中、その第1回から第30回までは『源流からたどる翻訳法令用語の歴史』（中央大学出版部、2015年）にまとめられている。

トップ > 研究 > 自主規制による法令遵守

研究  

自主規制による法令遵守

河谷 清文／中央大学大学院法務研究科准教授
専門分野 経済法・独占禁止法

本稿は、JSPS科研費15K03220の助成を受けたものです。（広報室）



河谷 清文 [略歴]

1 法令遵守と自主規制

事業において成功するためには、競争に挑まなければならない。競争に打ち勝つためには、法令で許されるギリギリの領域に踏み込むこともあるかもしれない。ところが、法令にはグレーゾーンがあり、越えてはならぬ一線が明確には示されておらず、個別具体的な状況に応じてケースバイケースで判断されるものがある。

そのようなリスクのある領域に自社だけが足を突っ込むことは、できれば避けたい。しかし、逆に自社だけがリスクを忌避し、ライバルたちにし出しがれ、競争に負けてしまうことも避けたい。

このような競争の激しさと違法のリスクを調整する際に、業界で自主規制ルールをまとめことがある。グレーゾーンの一歩手前に明確な線を引き、その内側で競争をする、という協定である。

業界自主規制を積極的に活用する法制度も存在する。たとえば、景表法には「公正競争規約」という制度がある。消費者を惑わせたり誤解を与えるような不当な表示と景品について、業界で自主規制のルールを取り決め、消費者庁と公正取引委員会の認可を受けることで、公正競争規約となる。公正競争規約に沿った表示・景品であれば、景表法違反とされることではなく、また、独占禁止法上も通常は問題とならない。消費者に対して適切な情報を提示することが、情報の非対称性を解消する一助となるものとして、このような制度が採用されている。

2 業界自主規制と独占禁止法

業界で自主規制の合意をすることは、独占禁止法に違反することになる場合がある。「自主規制」の名目の下に、価格競争を抑制したり、特定の事業者や輸入品を排除するなど、既存の事業者の利益保護のための隠れ蓑に用いられるることは容易に想定しうる。

業界自主規制により競争者間の自由な競争を制限し、価格・数量・品質などの競争を回避させる効果が生じる場合にはカルテルとなり、特定の事業者や製品等を排除する効果が生じる場合にはボイコットとなる。事業者間の協定や合意による場合には3条または19条、事業者団体が主体となる場合には8条が適用される。

事例をふまえて要点を解説すると、以下の（1）～（3）のようになる。

（1）価格や生産量を調整する合意・協定は、ほぼ違法となる。オイルショック時に通産省からの行政指導後、その意向をふまえて価格の引き上げ幅や生産数量を団体で自主的に決定した行為が、価格カルテルとして違反となっている（最判昭59・2・2・24・刑事判例集38巻4号1287頁）。市場メカニズムが機能し、需要と供給が調節された結果として価格・数量が決まる、というのが自由市場経済の基本であり、価格・数量を競争者間の合意によって人為的に左右することは、ごく例外的な場合を除いてほぼ違法となる。通産省の行政指導を受けて、それそれが自主的に独立して判断し、自制的な行動をとるのであれば問題とならなかつた。意向をふまえて過剰に行動し、業界で合意したからカルテルとなつた。

業界で合意したにもかかわらず、違法とならなかつた唯一の事例は、認可料金を下回る違法な貸切バスの料金が常態化していた状況で、それを改善するために団体がした決定くらいのものである（公取委審判平7・7・10審決集42巻3頁）。

（2）価格それ自体でなくとも、価格競争を抑制する効果がある協定や、事業者間の競合を避ける協定が違法となつた例はある。医師会が、診療報酬の料金の表示を広告に載せないようになると、広告看板を設置する数を制限するとか、新規開業・入院ベッドの数の増加・診察



中央大学
中央大学 公式サイト

中央大学について

中央大学の [ChuoOnline] Twitter はこちら

Find us on Facebook 中央大学
公式ページ

教養番組 知の回廊
CORRIDOR OF KNOWLEDGE

Pick Up

- ハラスメント防止啓発キャンペーン＜アルコールハラスメントとLGBT＞を終えて（長島 佐恵子）
- NY留学体験記－人を先生に、街を学校に。（金子 誠輔さん）
- 近代製糖業の経営史的研究（久保 文克）
- 自主規制による法令遵守（河谷 清文）
- 教育者は前もって組織立てられた知識から出発する人か（中元 順一）
- 【常磐興産株式会社代表取締役会長・斎藤一彦氏×2014年度卒業生 中央大学座談会】復興への道を歩む、震災後の東北を見つめて
- 2009ロンドン紀行～ミドル・テンブルを訪ねて～（動画）

Movies

映像で見る
中央大学



科目的追加について近隣の病院の同意を必要とするなどの規則を設定した行為が、違法とされた事例が複数ある（東京高判平13・2・16判時1740号13頁など）。医療は命を預かる仕事であり営利を追求するものではない、という理念から始まった規則かもしれないが、価格や数量について競争を制限する効果のある行為には違法ではない。医師会でなくとも、もっともらしい理由をつけて、競争を抑制し、違法となった事例が多い。

(3) 自主規制は、自主的なものであるので、それに参加するかどうかは個別事業者の判断による。これに参加を強制するとか、参加しない事業者に対して嫌がらせをするとか、取引先に働きかけて参加しない事業者との取引を拒絶させるなどの行為は違法となる可能性が高い。圧縮空気の力でプラスチック製の弾を発射する銃の玩具メーカーの団体が、消費者の安全のために自主規制の基準を作成した。団体に所属せず、その団体の自主規制も遵守しない事業者の製品について、販売業者らに取り扱いをやめさせた行為が違法となっている（東京地判平9・4・9・判タ959号115頁、判時1629号70頁）。消費者の安全のため、という目的には合理性があつても、その内容や実施方法には合理性を欠く場合がある。自主規制の強制や、非遵守事業者の排除は、実施方法の合理性を欠くものとして違法となる。



HAKUMON Chuo

**【最新刊】
2016年夏号**

学生記者が、中央大学を学生の切り口で紹介します。

ロボカップ [ジュニア部門]
世界大会出場

坂本龍馬の子孫 第11代は法学部2年生

[【目次へ】](#)

3 自主規制の運用と監視

競争者らが集まって合意・協定により自主規制を実施したからといって、すべてが違法となるわけではないのも確かである。

上記のように違法とされた事例を積み重ねれば、おおよその違法性判断基準もわかつてくるが、それでも、これは合法である、と自信を持って示すことは難しい。違法である事例については、事実や法適用が公表されるが、合法である事例は、そもそも取り上げられず、詳細もわからぬからである。実際に、これは問題があるのでは？と過去の事例からは疑問が持たれる自主規制でも、それが事件として取り上げられていない事例は多くある。しかしそれは、合法である、というお墨付きを得た事例というわけではない。事件として分析されたが合法であると判断された事例を積み重ねなければ、その基準は明らかにできず、そのような事例はほとんど見いだせない。

かくして、グレーゾーンは現在も残り続けている。自主規制の目的と内容については、専門家あるいは当局に相談することで、ある程度の安全性ある回答を引き出せるだろう。公正取引委員会でも、そのような相談を受け付けているし、定期的に相談事例を公表している。

問題は、その自主規制の実際の運用である。自主規制として定めた規則や基準それ自体は問題なくとも、合理性を欠く運用により競争を制限することになれば、独占禁止法に違反することになる。立派なタテマエを振りかざして、特定の事業者に不利益となるような運用をしたり、内輪の利益をはかったりする、などということが起こることも想定しておかなければならない。行為者本人は立派なことをしているつもりのことも多く、そのような場合に相談に行くことはせず、自己正当化する理屈を作りだして暴走してしまうこともある。

これを防止したいなら、日々、内部から客観的に監視できるように体制をつくるしかない。しかし、それが機能するためには、組織内の上下関係を克服できるようにしておかねば、いざというときに違法な自主規制を防止することはできない。自主規制を作ることで、新たに別の法的リスクを発生させてしまうこともある、ということである

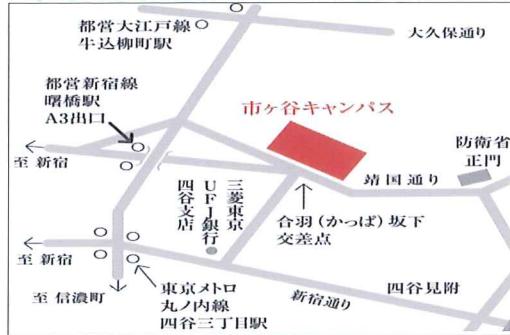
河谷 清文（こうとに・きよふみ）／中央大学大学院法務研究科准教授
専門分野 経済法・独占禁止法

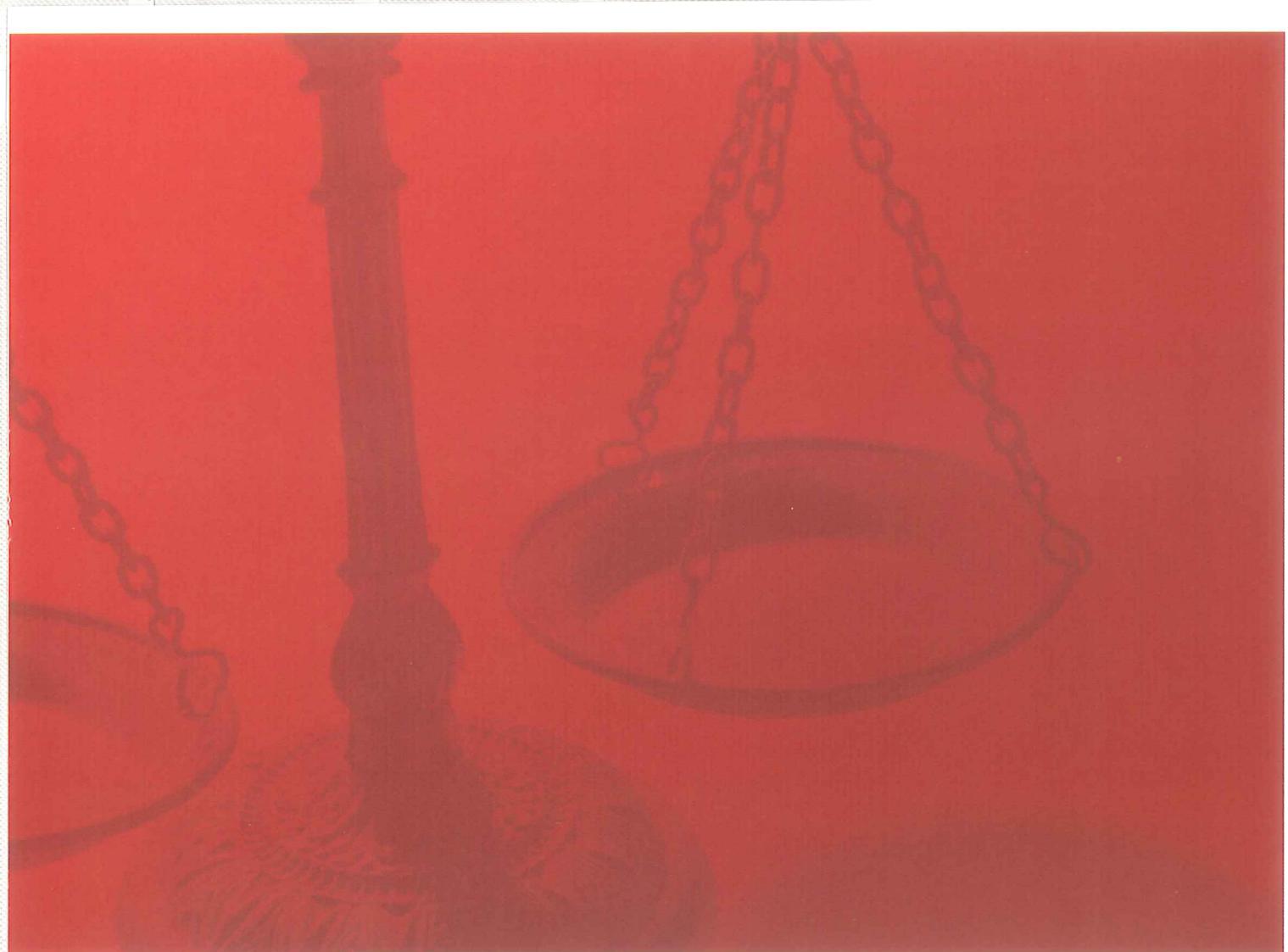
広島県出身
1993年 中央大学法学部卒業
1995年 神戸大学大学院法学研究科私法専攻博士前期課程修了
1998年 神戸大学大学院法学研究科私法専攻博士後期課程単位取得満期退学
1998年～2000年 日本学術振興会特別研究員（PD）
2000年～2003年 大阪学院大学法学部専任講師・助教授
2004年～2013年 中央大学法学部助教授・准教授
2004年～ 中央大学大学院法務研究科助教授・准教授
2014年～ 日本経済法学会理事

科研費

KAKENHI

東京都新宿区市谷本村町42-8





CHUO LAW SCHOOL

Guide Book 2017



中央大学法科大学院

introduction

圧倒的多数の法曹を輩出する国内有数のビッグ・ロースクール。

まずは、その歴史・理念・志向をお伝えします。



伝統と実学の精神で次代へ

中央大学法科大学院の歩み

中央大学の歴史は、1885（明治18）年に、増島六一郎をはじめとする18名の少壯法律家が創設した「英吉利（イギリス）法律学校」に始まります。

以来、実践的な法律を教える場の提供という情熱のもと、有為な実務法曹を養成することに尽力してきました。

その伝統を受け、中央大学法科大学院は2004年に開設されました。

その歴史が、優れた教授陣による実務法曹としての基礎固めを可能とし、他にはない個々のキャリアプランに沿ったきめ細かなカリキュラムを実現してきました。

「実学の精神」を旨として現代社会の高度かつ多様な要求に応えることのできる、リーガル・ジェネラリスト、リーガル・スペシャリストの養成を社会的使命として、次代の人材を社会に送り出します。

●設置形態

中央大学大学院に専門職学位課程として、「法務研究科」（独立研究科）を設置するとともに、1専攻（法務専攻）を置き、この法務研究科を法科大学院としています。

●正式名称

中央大学大学院法務研究科法務専攻（専門職学位課程）

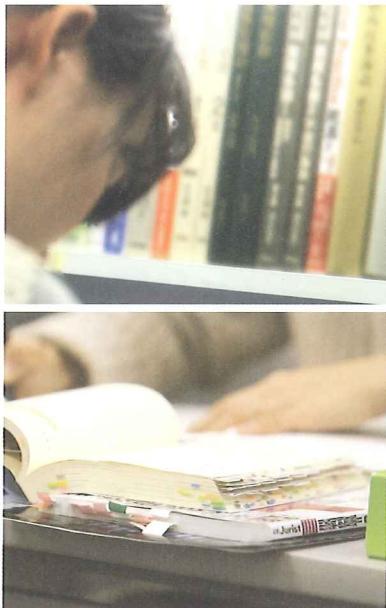
英文表記：Chuo Law School（略記CLS）

●設置場所

中央大学市ヶ谷キャンパス（東京都新宿区）

●学　　位

法務博士（専門職）



中央大学法科大学院の理念と目的

- ①市民に身近なホームドクターのような法曹に不可欠な素養とされるのは、幅広い法律知識と適切な問題解決能力、そして豊かな人間性と高い倫理観です。このような資質を備えたリーガル・ジェネラリストを養成します。
- ②現代社会のニーズの高度化・多様化に応えるため、専門的な法分野における新しい知識、分析能力および問題解決能力を身に付けた各種のリーガル・スペシャリストたる法曹を養成します。具体的には、国際ビジネス法、知的財産法、企業倒産法、先端技術関係法、国際関係法、公共政策決定、組織犯罪規制、その他の専門的な法分野に秀でたスペシャリストの養成を目指します。
- ③日常的な法分野においても、先端的・専門的な法分野においても、高度の法理論教育を重視しつつ、法律実務に即した実践的教育を行い、実務を批判的に検討しながら、これを発展させる創造的な能力を持った法曹を養成します。
- ④国民の多様なニーズに応え得るレベルにまで法曹を質的・量的に拡充する司法制度改革に応えるために、全国最大規模のビッグ・ロースクールを開設しています。これまで多数の法曹を輩出してきた伝統から、法曹人口の拡大という社会的使命を達成することこそ、中央大学法科大学院の役割であると確信しています。

GuideBook 2017 CONTENTS

■ introduction	01
■ ハートフル・メソッド	02
■ 「信頼」の実績	04
■ 養成する法曹像	05
■ OB・OG interview	06
■ 学修支援体制	12
■ カリキュラム一覧	14
■ 履修モデル一覧	16
■ 授業紹介	18
■ 法科大学院生の1週間	24
■ 学修環境	25
■ キャリア支援	28
■ 教員一覧	30
■ 学費・奨学金制度	38
■ 入学者選抜	40

ハートフル・メソッド

中央大学法科大学院には、個性を活かしながら法曹にふさわしい素養と人間性をはぐくむハートフル・メソッドが息づいています。“充実のカリキュラム”“万全の学修支援体制”、そして“OB・OGの強力なネットワーク”が揃って、合格への道を強力に支えています。

1

充実のカリキュラム

- 142人の教員 [P.30参照]：多彩な分野で活躍する精鋭教員が揃っています（専任59人、兼任12人、兼任71人）。
- 豊富な展開・先端科目 [P.14参照]：重厚で多彩、柔軟なカリキュラム編成。ポスト・ロースクールを見据えた専門分野について体系的に学ぶことができます。

2

万全の学修支援体制

- 多彩なプログラムで学修を支援 [P.12・23参照]：クラス・アドバイザー制度、フォローアップ演習、海外研修プログラムなど、多彩な学修支援体制が充実。「合格への道」を強力にサポートします。

3

OB・OGの強力なネットワーク

- エクスターンシップ [P.22参照]：全国の法律事務所や企業法務部等と提携。多彩な研修先で「エクスターンシップ」を受けることが可能です。
- 73人の実務講師 [P.36参照]：実務の第一線で活躍する若手弁護士が、日々の学修をサポートします。
- 充実したキャリア支援 [P.28参照]：OB・OGネットワークをフル活用した就職支援など、さまざまな支援を行っています。

「ハートフル・メソッド」の背景

法曹界で活躍する中央大学出身者との絆

■ 中央大学法曹会 中央大学出身の全国で5000人を超える先輩法曹（裁判官・検察官・弁護士）と交流をはかる機会が用意されています。

中央大学法曹会は、昭和26年6月に発足した伝統ある団体です。大学の同窓会の一部としての存在ですが、平成26年から学校法人中央大学理事長に就いている深澤武久先生は、東京弁護士会会长・日本弁護士連合会副会長そして最高裁判所裁判官を歴任した法曹会を代表する方です。また、平成27年からは日本弁護士連合会会长や東京弁護士会会长を歴任した山岸憲司先生が学校法人中央大学の議決機関である評議員会の議長に就任しています。中央大学を代表する方々を輩出している我が法曹会は、同窓会支部の雄たる存在であると自負しています。

我が法曹会は、学部や法科大学院が中央大学の出身である、裁

判官・検察官そして弁護士などの法律家の集団です。全国で5000人を超える方々が、法曹会の構成員です。

我が法曹会は、母校・中央大学の興隆に寄与すること等を目的に掲げていますが、法科大学院への実務家教員の推薦・派遣、エクスターンシップ生の受け入れ、各種勉強会への支援等、現役学生を支援するために様々な活動をしています。実務家教員が充実していることは他の法科大学院が追随できないことだと思います。

法律家を目指すなら、迷わず中央大学法科大学院の門を叩いて下さい。一緒に学びましょう。

中央大学法曹会幹事長 山崎 司平 弁護士（銀座ライツ法律事務所）



クラス・アドバイザーが学修全般についてのアドバイスや相談に応じています。



同じ目標に向かって、切磋琢磨する仲間が集います。



本学修了生等が実務講師としてチューター役をつとめる「フォローアップ演習」



多彩な分野で活躍する精鋭教員による授業が展開。

■ 中央大学法科大学院同窓会

中央大学法科大学院では、相互の親睦や母校の発展に寄与することを目的として中央大学法科大学院同窓会 (Chuo law School Alumni) を組織しています。本会は2,000人を超える法科大学院修了生および特別会員である先生方により組織されており、年1回の総会をはじめ、在学生を励ます会など、さまざまな活動をしています。

■ 中央大学法曹リカレントプログラム

中央大学では、法曹継続教育の一環として、若手法曹の職域拡大を支援すると

共に、あわせて広く法曹一般が専門知識を身につけ法曹としての活躍の場を拓けるために、中央大学法曹リカレントプログラムを開設しています。

2014年度から開設した科目等履修生制度では、法科大学院生と同様に授業に参加し、学期末試験を受ける等により、中央大学の正規の単位を修得することができます。特定分野の一定数の科目を修得した場合は、コース科目修了認定証が交付されます。

また、2015年度から短期セミナーを新設しました。短期セミナーは課外講座として、複数のセミナーを開講し、2015年度

は国際ビジネス法務、税務実務の2つのセミナーを開講しました。

■ 学校法人中央大学 ロースクール・アカデミー

法曹や公務員・企業法務担当者等の高度専門職業人に対し、法律を中心とした教育を行うことを目的として、2005年度に学校法人中央大学ロースクール・アカデミーを開設しました。このアカデミーを通じて、法科大学院における理論と実務に関する知を社会に還元とともに、自己研鑽の場を提供しています。

「信頼」の実績

司法試験合格実績

2006年の新しい司法試験制度発足以来、中央大学法科大学院が送り出した法曹の数は、1,720名に上ります。この数字は、実に司法試験合格者全体の9.09%が本法科大学院出身

であることを示します。過去10年、常に多数の合格者を輩出してきた実績は、「法科の中央」の信頼の証に他なりません。



「信頼」の背景

学修環境のよりいっそうの充実のために

■ クラス・ミーティング

学期初め、また必要に応じてクラスごとに随時「クラス・ミーティング」を開催するほか、年に数回、学生・教員が参加して、クラスごとや学年ごとの懇談会を実施しています。そこでは、学生・教員の相互理解と協調・協同の下に、必要な情報を共有し、学修・教育研究の充実を図るための建設的な意見交換が行われています。中央大学法科大学院は、授業だけでなく、運営全般にわたって、双方向・多方向のコミュニケーションを大切にしています。

■ 学生による授業評価

学生による授業評価を学期途中と学期末に実施し、その集計結果を分析して、教育の内容や方法についての必要な改善といっそうの充実を図っています。また、アンケートを通じて寄せられる学生の意見や要望をもとに、学修環境の整備に努めています。学生の評価・意見に基づいて「ベスト・ティーチャー賞」を該当教員に授与し、表彰しています。それらの結果は、公開しています。

■ 積極的なFD（ファカルティ・ディベロップメント）活動の展開

中央大学法科大学院は、高度かつ最先端の教育を展開していると自負していますが、教育内容と学修環境のいっそうの充実に向けてさらなる努力を続けています。このためFD委員会を組織して、教員の資質・能力の向上、教育内容の充実と教育方法の開発のために、組織的な取り組みと活動を積極的に展開しています。

具体例としては、①学生による授業評価の実施とその分析、②教員相互の授業参観等の研修プログラムの実施や外部の研修

養成する法曹像

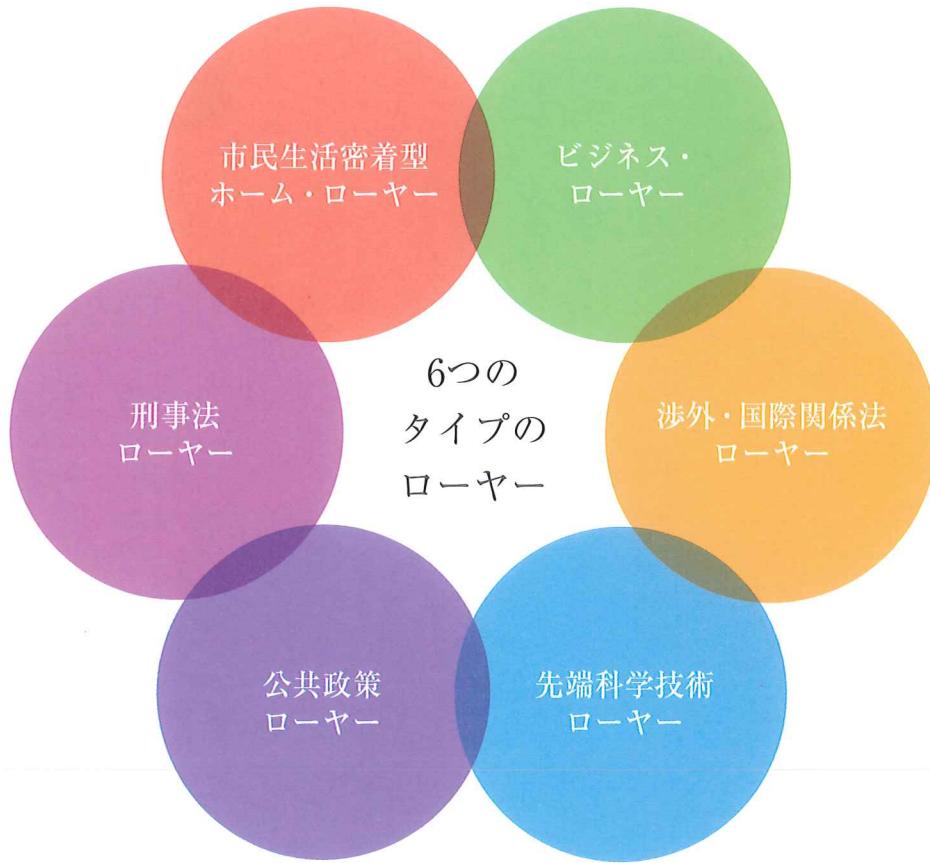
中央大学法科大学院が 養成する法曹像

中央大学法科大学院は、多様な分野で活躍が期待されるリーガル・ジエネラリストおよびリーガル・スペシャリストの養成にいっそう貢献しようと考えています。現実の法曹を明確に区分できる訳ではありませんが、養成する法曹像を分類すると

- 市民生活密着型ホーム・ローヤー
- ビジネス・ローヤー
- 渉外・国際関係法ローヤー
- 先端科学技術ローヤー
- 公共政策ローヤー
- 刑事法ローヤー

の6分野が考えられます。法曹像をこのように提示することは、学生にとって、より明確な目的意識の形成に役立つものと考えます。

これらの要素は、裁判官や検察官にも当てはまるものです。人間や社会についての深い洞察力を備え、かつ専門的能力を有する裁判官や検察官の候補者を養成し、裁判制度や検察制度を内部から直接支える人材を輩出することも、中央大学法科大学院の重要な役割の一つです。



プログラムへの参加、③授業方法の改善や教材の開発等のためのFD研究集会の開催、④学生と教員との懇談会（クラス・ミーティング）の実施、⑤そのほか、教育の質的向上のために必要な企画（司法試験内容と授業内容の相互点検、修了生・司法試験合格者の声の反映など）を実践しています。

■ 認証評価

すべての法科大学院は5年以内に一度、文部科学大臣の認証を受けた評価機関（認証評価機関）による法科大学院認証評価を受けることが義務づけられています。

本学法科大学院は2005年度に認証評価機関の一つである日弁連法務研究財団トライアル評価を受け、その後2008年度・2013年度に日弁連法務研究科財団の認証評価を受け、「適合」として認定されました。

■ 自己点検評価・アドバイザリーボード

法科大学院は、その教育と運営の全般にわたって、恒常的な自己改革を進めなければなりません。そのために中央大学法科大学院では、多様な項目にわたって自己点検評価を実施して「自己点検評価報告書」を作成するとともに、外部の有識者によって

構成される独自の「アドバイザリーボード」を設けています。委員は、自己点検評価報告書を検討し、さらに中央大学法科大学院の諮問に基づき、教育と運営の全般にわたり、充実と改善のための忌憚のない意見を示し、助言をします。

アドバイザリーボード委員（2016年度）

伊藤茂昭（弁護士、シティユーワ法律事務所 代表）
佐野慶子（公認会計士、佐野公認会計士事務所）
島岡聖也（株式会社東芝 顧問）
田中克郎（弁護士、TMI総合法律事務所 代表）
藤川忠宏（弁護士、東京パブリック法律事務所）

OB・OG interview



次代のローヤーへ。
6分野それぞれの道を歩む
先輩たちの「過去、今」と「メッセージ」。

市民生活密着型ホーム・ローヤー



2011年未修者コース修了生

角谷 史織

弁護士（法律事務所SAI）

法科大学院生活を振り返ってください

未修者コースの3年間で基礎をしっかりと身につけ、そこから思考を発展させる力をつけることができました。

また、先生方のとても気さくで面倒見がよいところは他校の友人と話していくても実感しました。先生はみな、どんな質問や相談にも真摯に対応してくださり、ありがとうございました。

現在のお仕事の内容を教えてください

公設の弁護士事務所に2年半勤務した後、パートナー弁護士として、あらゆる分野で業務を行っています。法律を知らない方々には、何が法律問題なのか、こんなことで弁護士に相談したいのか、さらには弁護士を頼むお金がない、と悩んでいる方が沢山いらっしゃいます。そのような方々に、時には費用の援助システムなどを紹介し、内容面では最善の法的サービスを提供し、心の負担まで取り除くことができればよいと考えながら仕事をしています。

あなたが活躍する
ローヤー分野をめざす後輩たちへ一言

弁護士が法律に詳しいこと、法的な考え方できることは、プロとして当然のことです。そのスキルがあることを前提に、いかに人の気持ちを考え、理解しようと努力することが、弁護士にとってとても大切だと考えています。弁護士は、人間と人間のふれあいのものに成り立つ仕事です。勉強はしっかりとしながら、クラスメイトや先生方とのコミュニケーションも大切にしてほしいです。

ビジネス・ローヤー



2012年既修者コース修了生

大村 麻美子

弁護士（TMI総合法律事務所）

法科大学院生活を振り返ってください

まず印象に残っているのは、密度の濃い授業の数々。ソクラテス・メソッド方式を採用される先生や、膨大なレジュメによって知識の定着を図ってくださる先生など、充実したものでした。また、学生個々に割り当てられた自習席、無料のプリントアウトなど、ストレスなく効率的に勉強に集中できる環境も特筆すべきものだと思います。入学当初は、別の法曹像に憧れを抱いていましたが、エクスターんシップや、多くの修了生や先生方のお話を伺ったりする中で、日本企業の発展と円滑な運営に法務面からサポートしたいという思いが強くなりました。

現在のお仕事の内容を教えてください

主として知的財産法と労働法に関する分野を担当しています。企業の知的財産権を守るために取引のリーガルチェックや訴訟の提起・応訴、また、労使双方にとって最良の人事制度の構築など、幅広い分野の案件を取り扱っています。

あなたが活躍する ローヤー分野をめざす後輩たちへ一言

企業の権利利益に対する積極的な法務サポート、顕在化しうるリスクに対する予防的な法務サポートの両面に携われることが魅力です。初めて見る法律を扱うような場面も多々ありますが、核となる部分は何も変わらず、民法や会社法といった基本法をきちんと学びながら基礎的な法的思考力を身につけておくことの大切さに改めて気付かされます。

また、たくさんいらっしゃる裁判官・検察官・弁護士など実務家の先生方から、できるだけ現場の生の声を伺い、自分の目指す法曹像を見つけるとよいと思います。

渉外・国際関係法ローヤー



2012年既修者コース修了生

小峰 拓也

弁護士（外国法共同事業法律事務所リンクレーターズ）

法科大学院生活を振り返ってください

中央大学法科大学院には、さまざまな授業科目が揃っており、私は司法試験科目以外も興味に沿って受講しました。国際取引法や英文契約の授業、Study Abroad Programを利用した海外研修で外資系の事務所の雰囲気を見たのも良い経験になりました。気の合う仲間と自主的に勉強会を開き、切磋琢磨したことも良かったと思います。

現在のお仕事の内容を教えてください

いわゆるM&Aファイナンスが主な仕事で、国際的なM&Aに伴うローン契約や担保契約のドラフト、レビューなどを担当しています。日本の大手銀行が主な顧客で、相手は海外のファンデなどです。プロジェクトファイナンスや、ジェネラルコーポレートを担当することもあります。日本の法と海外の法、両方に精通する必要がある点は、この仕事の難しさであり、やり甲斐を感じる部分もあります。

あなたが活躍する ローヤー分野をめざす後輩たちへ一言

今後、国際的な案件に対応できる弁護士の需要はますます高まっていくでしょうし、顧客もそのような弁護士のリソースを欲しており、実際に数多くの案件を抱えながら仕事をしています。中央大学法科大学院で国際的な授業科目を積極的に受講し、国際的なビジネスの第一線で活躍されている先生方の話を直接聞くチャンスを生かしてください。先生方との交流、あるいは外資系事務所でのエクスターんシップなどを通じ、自分なりの国際ローヤー像を具体的にイメージすることが大切です。

OB・OG Interview



次代のローヤーへ。
大きく広がる法曹の活躍分野から
あなたの未来をイメージしよう。

先端科学技術ローヤー



2012年既修者コース修了生

小出 将夫

弁護士（ヤフー株式会社 法務本部）

法科大学院生活を振り返ってください

権威ある法学アカデミアの先生方と、現役の実務家講師双方から、法理と実務を学ぶことができました。先端科学技術ローヤーとして働く今、バランスの良い恵まれた環境の中で、法律的思考をきちんと相手に伝えるためのリーガルコミュニケーション能力を磨けて本当に良かったと感謝しています。

現在のお仕事の内容を教えてください

入社のきっかけは在学中のエクスターインシップです。現在は企業内弁護士として、カンパニー法務本部に所属し、主にメディアビジネスの契約書作成やM&A法務などに携わっています。IT分野は技術やサービスの進歩が早く、法が想定していなかった事態が生じることが少なくありません。新事業の展開に際し、従来問題にならなかった法令が新たな法的課題に浮上するケースもあります。こうした環境下、企業人として、同時に法律の専門家として、最先端ビジネスに参加できるのは企業法務の醍醐味です。

あなたが活躍する ローヤー分野をめざす後輩たちへ一言

自分がこの分野のモデルケースを確立する、という意気込みで社会に飛び込んでください。ITのような新分野では企業自らが整合性のある自主ルールや質の高い商習慣を構築し、自由なサービスを展開できる環境を作ることも重要です。こうした新しいフィールドにおいて、企業内弁護士として社会に提供できる価値を模索し、提案できる法曹実務家が期待されていると感じます。

公共政策ローカー



2010年既修者コース修了生

加納 友希子

経済産業省 通商政策局 通商機構部 国際経済紛争対策室

法科大学院生活を振り返ってください

法科大学院では、経験豊かな先生方から、ソクラテス・メソッドに基づく対話型の授業を通じ、理論と実践をつなぐ「思考の方法」を徹底的に鍛えていただきました。知識偏重ではなく、こうした思考の精度を高める実践的な学びの経験こそ、法曹として真の力となるのだと思います。

現在のお仕事の内容を教えてください

法学部時代は検察官志望でしたが、法科大学院で独占禁止法を学んだことをきっかけに競争政策の重要性を認識し、国の根幹に政策面から貢献できる国家公務員を志すようになりました。

司法試験合格後は公正取引委員会に入局し、2年半で独占禁止法の審査部門も含め4つの部署を経験しました。現在は経済産業省に出向し、WTOルールに基づく不当廉売関税措置に関する調査や、紛争解決手続等、国際経済紛争を調整する業務に関わっています。

あなたが活躍する ローカー分野をめざす後輩たちへ一言

行政機関は広範な法令を所管しているため、法科大学院で学んだ法律の基礎知識は行政機関が判断を行う前提として非常に重要です。同時に、国際関係及び経済環境の変化が著しい貿易分野では既存の正解が存在しない事案も多くありますが、そこで問われるのが法的思考力=リーガル・マインドであり、これこそが中央大学法科大学院修了生の誇れる最大の強みだと思っています。

刑事法ローカー



2011年既修者コース修了生

二宮 英人

弁護士（渋谷青山刑事法律事務所）

法科大学院生活を振り返ってください

特に印象に残っている授業は「経済刑法」。現役検察官が教員として実務に即した講義をしてくれるもので、犯罪ごとにどんな証拠を集めるべきか、事実認定にはどの点に着目するべきかなど、刑事事件に携わる者として不可欠なことを数多く学ぶことができました。

現在のお仕事の内容を教えてください

刑事事件・少年事件を専門に扱っている法律事務所の代表を務めています。

実際扱った案件をひとつ紹介します。自宅でいきなり逮捕され無実の罪で一ヶ月以上拘束された少年がいました。彼を信じ助ける弁護士がいなければ、無実であるにもかかわらず学校を退学せられ、犯罪者の汚名を着せられるところでした。粘り強い弁護の結果、少年の無実が証明され、非行事实がなかったことが認定されました。

今後も未来ある少年の人生を良い方向に導く仕事に携わっていきたいと思います。

あなたが活躍する ローカー分野をめざす後輩たちへ一言

企業が絡む事件もあれば、逮捕された人の親族からの突然の依頼もあります。急な対応を要すること多く、どんな苦境にも負けない情熱が大切です。その分、被疑者や被告人の権利を守る刑事弁護士は、やりがいを感じることが多い仕事だと思います。

当事者の主張や気持ちに公平に向き合い
双方にとっての真の紛争解決を考える
人間性豊かな裁判官をめざして。

裁判官



2011年 未修者コース修了生

今泉 さやか

東京地方裁判所 兼 東京家庭裁判所 判事補

大学卒業を控えて進路に悩んでいたとき「一番難しい道を選べば一番後悔が少ないので？」という母の言葉に背中を押されました。法学部に在籍していましたが、それまで法曹の道は意識しておらず、いわゆる司法試験予備校にも通っていませんでした。司法試験は受験回数の制限もあり、リスクのある厳しい挑戦。目指す以上は基礎からしっかり勉強して一発合格を狙

おうと、中央大学法科大学院の未修者コースに進みました。

入学時には将来の目標として弁護士を考えていましたが、司法試験合格後の修習生時代に、合議事件の裁判官が年次も経験も超越して真摯かつ対等に議論する様子、裁判所が紛争解決に果たす大きな役割や国民から寄せられる信頼の大きさなどに深く感銘を受け、裁判官を志すようになりました。

現在は、東京地方裁判所民事通常部で裁判官として平均100件ほどの合議事件を担当しています。近年は金融商品事件やシステム開発に関する紛争など、これまでには少なかった新しい類型の訴訟も増えていますが、法科大学院時代にソクラテス・メソッドに基づく対話式の授業で養われた《既存の正解を覚えるのではなく法の趣旨・目的や結論の妥当性について自分の頭で考える力》《思考の過程を論理的に表現し、議論によってよりよい結論へ導く力》は、裁判官室の合議や主任裁判官として判決起案をする際の非常に大きな礎になっています。

在学中はオフィス・アワーの制度を活用して頻繁に質問にいましたが、先生方はいつも懇切丁寧に一緒に考える形の指導をしてくださいました。また学内試験後には、自分の答案を持参して担当教授を訪ね、評価されたポイントと改善すべき点を具体的に把握して、より良い答案が書けるようブラッシュアップに努めました。司法試験では読みやすくわかりやすく法律的に論理の飛躍がない、説得力の高い文章が求められますので、この積み重ねは本番突破の大きなアドバンテージになったと思います。

今後は日々の実務に真摯に取り組みつつ、当事者にとっての真の紛争解決のあり方を考えられる人間性豊かな裁判官に成長するのが目標です。

コラム グローバルな法曹養成教育

多彩な授業・プログラムを実施

グローバル化する社会において、国際性豊かな法曹への期待が大きくなっています。中央大学法科大学院の示す6つの法曹像の1つは涉外・国際関係法ローヤーですが、これに留まらず、ビジネスや市民生活等どんな領域で活動する法曹にも、グローバルな視点が必要です。

そこで中央大学法科大学院では、グローバルな法曹養成教育で2度の政府特別助成に採択された実績を背景に、海外学修型正規科目Study Abroad Program、多数の外国法・比較法科目、サマー・プログラム（ボストン大学法科大学院教授による“Legal English and American Law”、海外と日本の法学生が共に学ぶ“Introduction Japanese Law in English”等）を展開して、グローバルな法曹養成に努めています。また、修了後の外国法曹資格取得も視野に入れた学びも可能です。

コラム 法科大学院Webサイト&Chuo Online

法科大学院の最新情報を掲載

中央大学法科大学院では本ガイドブック以外にも、様々な媒体で法科大学院情報を掲載しています。今回は、①中央大学法科大学院公式Webサイトと②Chuo Onlineを紹介します。

①中央大学法科大学院公式WEBサイト

(http://www.chuo-u.ac.jp/academics/pro_graduateschool/law/)

中央大学法科大学院公式WEBサイトでは、法科大学院の最新情報を随時発信しています。入試情報や教育情報から、修了生へのインタビュー動画まで幅広いラインナップで紹介しています。



②Chuo Online

Chuo Onlineでは教員の研究成果や修了生の活躍を紹介しています。大学全体の観察が集まったWebサイトとなっています。

中央大学の情報を更に知りたい方は是非ご覧ください。

人間の可能性を信じ、より良い社会の実現を願って。
事件の本質を深く洞察し、
背景にある原因や心理にも思いを馳せる検事でありたい。

検察官



2012年既修者コース修了生

大橋 清志朗

福岡地方検察庁 検事

私が検事を志した経緯には、多くの素晴らしい出会いがありました。大学は法学部に入学したものの「自分は一体何のために法律を学んでいるのか、法律を学んで何をしたいのか」と進路に悩み、一時は父と同じ教師を志しました、そんな時、父が突然児童相談所に異動となり、法律と少年の接点を初めて知りました。その後、弁護士事務所へのインターンシップで法律家

の仕事の奥深さを学び、法律を通じて少年と関わる仕事に就きたいと思いロースクール進学を決意しました。

複数のロースクールの資料を徹底的に読み込んで入学を決めたのが、中央大学法科大学院です。ここは質量ともに素晴らしい出会いの宝庫でした。現役法曹によるライブ感豊かな授業、双方面の学びを通じて自分の意見が揉みほぐされ多角的複眼的に発展していく驚き、先生や職員の方々の「この学生たち全員を希望の道へ進ませたい」という強い思い、法律家になるという明確な目的意識をもって集まったクラスメイトの放つ熱量、その全てが学部時代とは別ものでした。日々の予習復習や自主ゼミ等も生半可な勉強では太刀打ちできない濃い内容ですが、互いに励ましき磋琢磨する仲間にも多く恵まれ、本当に充実した2年間でした。

検事の職を選んだのは、司法修習中のある検事との出会いがきっかけでした。その検事の指導を通じて、検事の仕事が、徹底した捜査による真実の究明により適切な刑罰を実現すると共に、犯罪者の更生を促し再犯の芽を摘み取ることにあると学びました。それまで自分が少年の中にだけ見出そうとしていた更生の可能性が万人に存在すること、その可能性を引き出すのに最も適しているのが真実発見のための捜査権限を有し、直接犯罪者と渡り合うことのできる検事の仕事であると気付きました。現在私は東京地方検察庁刑事部に所属し、巨大繁華街などの犯罪多発エリアを担当する班に配属され、1つ1つの事件の中から毎日多くのことを学んでいます。検事の仕事はいつも時間との闘いですが、忙しい中でも常に事件の本質を的確に捉えるよう努めています。事件の背景や心情まで深く洞察して根本的な問題解決に寄与し、社会から犯罪を減らすことが、検事の役割だと考えています。

コラム 司法試験への取り組み

2年・3年次に「〇〇法総合」という科目が全部で10あります。これらの科目を修了することで、司法試験のそれぞれの領域の問題に取り組む力を身につけることができます。学期末試験でも、司法試験と同様のレベル・内容・形式で出題されるため、学期末試験で良い成績をあげることは、司法試験での良い結果につながります。

■ 司法試験について

試験日は5月中旬の4日間です。試験科目は短答式が3科目、論文式が選択科目をあわせて4科目となっています。論文式試験では長時間の試験が3日間あります。普段から学修の成果が問われるだけでなく、充実した気力の涵養も大切です。

5月11日(水)	5月12日(木)	5月14日(土)	5月15日(日)
論文式試験			
選択科目※ 公法系科目第1問 公法系科目第2問	民事系科目第1問 民事系科目第2問 民事系科目第3問	刑事系科目第1問 刑事系科目第2問	憲法 民法 刑法

※倒産法、租税法、経済法、知的財産法、労働法、環境法、国際関係法（公法系）、国際関係法（私法系）の中から1科目を選択

6月2日(木) 短答式試験成績発表

9月6日(火) 合格発表

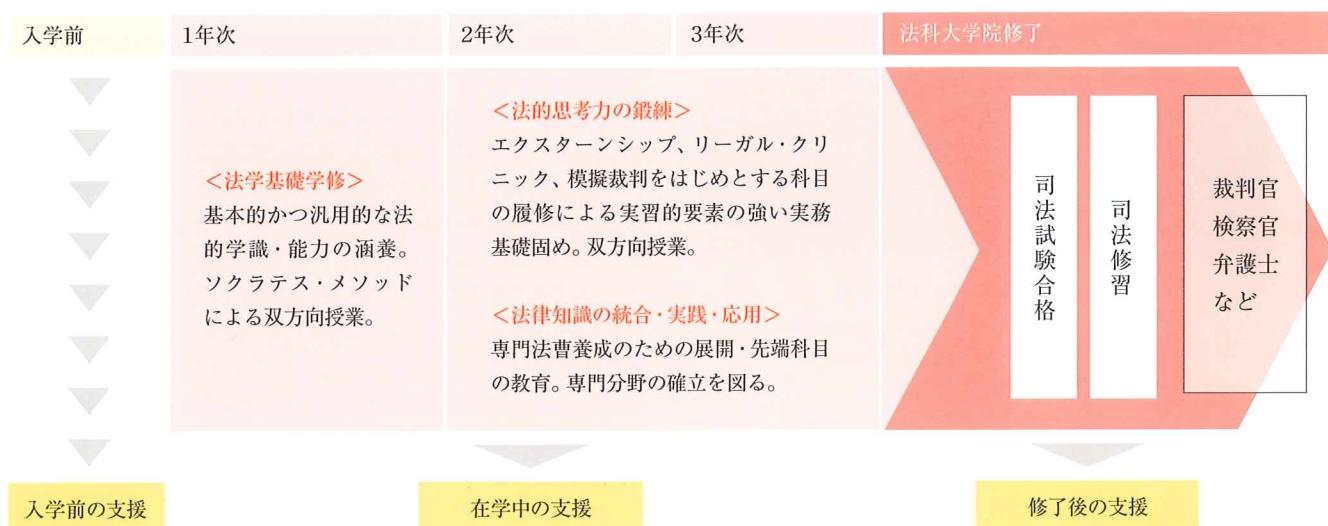
学修支援体制

難関を突破して入学した法科大学院生でも、「自分は法科大学院で十分な学修の成果をあげられるのか」「法科大学院を修了して、司法試験に合格できるのか」などの不安を払拭できない人もいると思われます。とりわけ、初めて法律学を学修することになる法学未修者は、このような不安を抱くのではないかでしょうか。中央大学法科大学院は、以上のような不安を少しでも緩和できるよう、よき相談相

手でありたいと考えます。

中央大学の校風を表す言葉のひとつとして「家族的意味」があります。家族のような温かさ、これこそ中央大学の持ち味です。いつの時代もこの伝統を忘れずに、学生一人一人に親身に接し、日本最大規模の法科大学院でありながら、学生と教員の距離が日本一近い法科大学院を目指します。

学びのマトリックス（イメージ）



入学前の支援

■ 入学前説明会・学修相談会

入学手続を行った方を対象とし、入学までの期間を有意義に過ごしていただくために、10月頃に「入学前説明会・学修相談会」を実施しています。教員が入学前のアドバイスを行うほか、司法試験合格者の体験談発表、実務講師によるフォローアップ演習の紹介など、スムーズに法科大学院への学修に入れるようアドバイスしています。

在学中の支援

■ 法学未修者に対する法学初修教育の充実

法学未修者が1年次に配当される法律基本科目を効果的に履修するためには、法学初修教育の充実が必要不可欠です。このため、年度初めのオリエンテーション期間に法学学修ガイダンスを行います。

■ 法律基本教育におけるクラス担任制（クラス・アドバイザー制度）

法律基本科目の授業は、45人程度を標準とするクラス編成としており、クラス毎にクラス・アドバイザーとして複数の専任教員を配置し、学修全般についてのアドバイスや相談に応じています。

■ C plus

履修登録、講義要項の閲覧、授業に関する教員からの指示やレポートの提出等をPCで効率的に行えるネットワークシステムを構築しています。

■ CLS e-ラーニングシステム

e-ラーニングシステムとして基礎知識養成システムと起案力養成システムを展開しています。学生自身が基礎知識を強化するための問題を解くとともに、起案演習を繰り返すことで、より実践的な起案力の養成と弱点克服が行えます。

■ オフィス・アワー制度

オフィス・アワーとは、学生と教員との「面会時間」のことです。授業を担当する専任教員は、授業実施期間中、週1回以上のオフィス・アワーを設定し、その時間帯をあらかじめ学生に公示します。学生は、この時間帯に教員の個人研究室等を訪問し、授業に関連する質問や、他の学修相談をすることができます。

中央大学法科大学院では、実務基礎科目の実践的教育活動の補助や学修相談、自主ゼミ活動での助言に若手弁護士があたる、実務講師（補助教員）制度を設けています。

具体的には、模擬裁判やローヤリングで取り扱う事案を作成したり、証人役や依頼者役を演じるなどして、現場に必要な知識と対応力を指導してもらいます。

さらに、皆さんの学修相談に応じたり、より理解を深めができるよう、「フォローアップ演習」でバックアップします。

実務講師には、現場の第一線で活躍している73名の若手弁護士を招聘し、質・量ともに充実した体制をとっています。

■ フォローアップ演習 (グループ型)

1年次生のための法律基本科目の学修を支援する演習です。法学未修者に対して、法律学の学修を円滑に進めることができるように、授業の進度にあわせて、少人数制によるグループ単位で学修指導と助言を行います。本学法科大学院を修了して弁護士登録をしている実務講師がチューター役を務めて、理解力、思考力、表現力を鍛え、法律学修の基礎づくりを支援します。

■ フォローアップ演習 (起案演習型)

2年次生（後期）および3年次生のための事例問題演習です。起案演習型フォローアップ演習では、主に本学法科大学院を修了して弁護士登録をしている実務講師がチューター役を務め、授業の復習になるような事例を用いて、学生の起案能力の養成に努めます。

■ 中央大学市ヶ谷田町キャンパス [P.27 参照]

■ 中央大学法曹リカレントプログラム [P.3 参照]

■ 学校法人中央大学ロースクール・アカデミー [P.3 参照]

■ 中央大学法曹会 [P.2 参照]

■ 中央大学法科大学院同窓会 [P.3 参照]

※「キャリア支援」については、P28・29をご覧ください。

学びのルール

開講時期

原則として前期（4～7月）、後期（9～1月）のセメスター（2学期制）で開講されます。ただし、一部の授業科目は、夏季集中（8月）または春季集中（2月）等として開講することがあります。

授業方法

授業は、講義、演習および実習により行います。法律分野等に関する実践的な教育を目的として、事例研究、現地調査、双方向または多方向に行われる討論、さらに質疑応答その他の適切な方法を併用します。

授業時間

授業は、第1時限の10時から第9時限の19時50分まで行います。1時限は50分で、多くの授業科目は2時限連続して行われます。

第1時限	10:00～10:50	第6時限	16:00～16:50
第2時限	11:00～11:50	第7時限	17:00～17:50
第3時限	13:00～13:50	第8時限	18:00～18:50
第4時限	14:00～14:50	第9時限	19:00～19:50
第5時限	15:00～15:50		

修了に必要な単位／最高履修単位

	1年次	2年次	3年次	合計
修了に必要な単位	31	63	94*	
最高履修単位	37	36	42	115
	必修	選択必修	合計	
[1] 法律基本科目群	60		60	
[2] 実務基礎科目群	6	4	10	
[3] 基礎法学・外国法科目群		6	6	
[4] 展開・先端科目群		17	17	
合計	66	27	94*	

※各科目群の修了に必要な単位数（93 単位）に加え、1 単位を修得することが修了に必要です。

成績の評価

GPA (Grade Point Average) を用いて厳格に評価される成績

成績評価は、学期末試験、授業期間中のレポートおよび中間試験、授業への出欠・発言等の参加態度等の平常点により、厳格に行います。学期末試験は筆記試験を原則としていますが、テーマ演習など科目によっては、担当教員の判断により、学期末レポート等、その他の方法によることもあります。

評価	内容	評点	GPAのGrade Point
B	合格	100～90点	4.0
		89～80点	3.0
		79～70点	2.0
		69～60点	1.0
E	不合格	59点以下	0

進級判定制度

中央大学法科大学院は、市井の人々の生活紛争から国際的な法交渉に至るまで、さまざまな局面で力を発揮できる法曹を養成するために、1年次から3年次まで、体系的なカリキュラムのもとで教育を行っています。その主旨を踏まえ、上級年次の学修をより実り多いものにするため、1年次から2年次および2年次から3年次への進級にあたって、基礎的学力が十分に備わっているかどうかを判定する仕組み（「進級判定制度」）を導入しています。

上級年次に進級するためには、①判定対象科目のすべてを履修している、②そのGPAが一定以上、という要件を満たすことが必要です。

この要件を満たさなかった場合は、翌年度も原年次に留まること（原級留置）となり、各年次の進級判定対象科目の中で、AまたはBの成績評価を得ている科目を除いて、再度履修が必要となります。この場合、成績評価も改めて行われます。

なお、原級留置となった学生が、翌年度末においても、再度進級に必要な要件を満たさなかった場合は、除籍となります。

カリキュラム一覧 (2016年度)

科目群	1年次		2年次
[1] 法律基本科目群	公法系	人権の司法的救済③ 統治の基礎*①	行政法基礎① 公法総合I② 公法総合III③
	民事系	民法I④ 民法II④ 民法III② 民法IV② 商法I② 商法II② 民事訴訟法③	民事法総合I④ 民事法総合II③ 民事法総合III③
	刑事系	刑法I③ 刑法II① 刑事訴訟法③	刑事法総合I③ 刑事法総合II②
	総合系	生活紛争と法② 基礎事案研究*②	中級事案研究①
		基礎演習*①	
	[2] 実務基礎科目群		民事訴訟実務の基礎② 刑事訴訟実務の基礎② 法曹倫理② 法文書作成① ローヤリング①
[3] 基礎法学・外国法科目群		英米法総論②	法哲学② 法と経済学(3群特講I)① 法の解釈(3群特講II)② 法社会学② Foreign Law Seminar① Study Abroad ProgramI①
[4] 展開・先端科目群		<2~3年次配当科目> 【公法発展科目】 政策形成と法② 地方公務員法(4群特講I)① 憲法訴訟論I(基礎)② 【民事法発展科目】 家事紛争と法② 保険法② 民事執行保全法② 【刑事法発展科目】 被害者と法② 社会安全政策と法(4群特講II)② 【総合発展科目】 IT社会と法② 現代司法論② シンクタンク法② 民事弁護実務の基礎理論(4群特講I)① 法整備支援論(4群特講II)② 企業法務(4群特講II)② 企業内法務の実務(4群特講II)②	【知的財産法分野】 知的財産法I(総論・商標法等)② 知的財産法II(著作権法)② 知的財産法III(特許法)② アフタショニアザインと法(4群特講I)① 地域ブランド法務(4群特講II)② 戦略的特許ライセンス契約論(4群特講II)② ものづくり支援法務(4群特講II)② 【労働法分野】 労働法I(基礎)② 労働法II(応用)② 【租税法分野】 租税法I(基礎理論・個人課税)② 租税法II(企業課税)② 【倒産法分野】 倒産処理法I② 倒産処理法II②
年次別最低履修単位		31単位	
年次別最高履修単位		37単位	36単位

[1] 法律基本科目群

基礎的かつ汎用的な法的学識・能力の涵養に最大限の配慮をしています。専門法曹養成のためのコアとなる法律基本科目群では、公法系、民事系、刑事系、総合系といった基本領域の体系的理験を重視するとともに、事例や裁判例の分析を中心として、教員と学生の対話形式(ソクラテス・メソッド)による双方向授業を実施します。また、詳細な事実分析・文献調査に基づく起案や教員・学生との間の稠密な討論を通じて、高度な法運用能力を養成します。これによって、質の高いホーム・ローヤー型のリーガル・ジェネラリストと、各種の高度な法領域におけるリーガル・スペシャリストたる専門法曹養成のニーズに応えています。

[2] 実務基礎科目群

実務基礎科目においては、指導担当者に司法研修所教官経験者、司法修習生の指導経験が豊かな法曹など、優れた実務家を多数揃え、実践的な教育訓練を行います。

全国各地の法律事務所や企業法務部等において実施される「エクスターントシップ」では、一定の成績基準を満たした学生が法律実務補助を経験することにより、司法制度改革の趣旨に則り、広く国民に開かれた司法を実現するための担い手としての自覚と素養を身につけることができる指導体制を整備しています。

また、「模擬裁判」の授業では、裁判官、検察官、弁護士その他訴訟関係者によるロールプレイなどの実務基礎教育を実施します。

注1) 各科目群の修了に必要な単位数に加え、1単位を修得することが修了に必要です。
 注2) 2年次にエクスター・シップまたはStudy Abroad Program I・IIを履修する場合のみ、2年次の年次別最高履修単位(36単位)に2単位まで上乗せすることができます。
 注3) *の科目は、1年次の履修することができます。

3年次		修了要件		
		小区分	大区分	合計
	公法総合II②	11単位 必修	60単位	修了に必要な単位 94単位
	行政法応用①	選択		
	民事法演習IV②	31単位 必修		
	手形法・小切手法①	選択		
	刑事法総合III②	14単位 必修		
	総合事案研究①	4単位 必修		
リーガル・クリニック①		選択		
比較法文化論② 比較契約法② 英米公法② 英米契約法② ヨーロッパ法② 英米不法行為法(3群特講I)① アジア・ビジネス法(3群特講II)②	6単位 必修	10単位		
Study Abroad ProgramII②	4単位 選択必修	6単位 選択必修	6単位	
<3年次配当科目> 【公法発展科目】 憲法訴訟論II(応用)② 実務行政訴訟② 情報法② 【民事法発展科目】 現代不動産法② 現代担保法② ビジネス法務戦略(4群特講II)② 現代企業取引法② ベンチャービジネスと法(4群特講II)② 資本市場と法(4群特講II)② コーポレートガバナンスと法(4群特講II)② 企業金融と法(4群特講II)② 裁判外紛争解決制度② 民事訴訟運営論② 【総合発展科目】 社会保障法② 医療と法② 消費者法② 要件事実と現代的紛争(4群特講II)② 国際刑事法(4群特講II)② 先端専門訴訟の実務(4群特講II)② 【知的財産法分野】 エンタテインメント／スポーツと法②	【労働法分野】 労働法III(実務)② 【租税法分野】 国際租税法② 【倒産法分野】 事業再生法② 【経済法分野】 経済法III(独占禁止手続法)②	17単位 選択必修	17単位	
テーマ演習I① テーマ演習II②				
研究特論(リサーチ・ペーパー)④	63単位	94単位		
	42単位	修業年限までに履修できる 最高履修単位115単位		

[3] 基礎法学・外国法科目群

外国法曹資格の保有者らが、人間と社会についてのグローバルな視野から、深い洞察力をはくぐむ教育を提供します。基礎法学・外国法科目については、中央大学の「英吉利法律学校」以来の伝統・実績を活用して、「比較法文化論」「英米法総論」などの授業科目を実施するほか、海外のロースクールとも提携した外国人教員等による「Foreign Law Seminar」や海外研修を含む「Study Abroad Program I・II」を実施。わが国の法曹のありかたをグローバルな視野で学び、わが国の法曹資格に加えて、外国法曹資格を取得する素地を築くことができる教育体制を整えています。

[4] 展開・先端科目群

リーガル・スペシャリストたる専門法曹を養成するため、法曹への確かな基礎をつくる公法系・民事系・刑事系・総合系といった基本法律科目に加え、展開・先端科目において、ビッグ・ロースクールだからこそ実現できる発展的・先端的な法に関する科目を用意し、実務家教員を交えた充実した理論的・実際的な教育を提供しています。

とりわけ、21世紀の国家戦略のひとつである知的財産法分野については、「知的財産法 I・II・III」「IT社会と法」、特講科目として「戦略的特許ライセンス契約論」「ものづくり支援法務」などを設置し、より充実したものとなっています。

履修モデル一覧 (2016年度)

赤字は必修科目／※印は「特講科目」／○数字は単位数を表します。

市民生活密着型ホーム・ローヤー

市民生活に根ざした法曹として必要な、たとえば、消費者法、労働法、家事紛争と法、医療と法、社会保障法、裁判外紛争解決制度などの知識を身につけます。

群	年次	1年次前期	1年次後期	2年次前期	2年次後期	3年次前期	3年次後期
法律基本		人権の司法的救済③ 民法I④ 民法II④ 刑法I③ 生活紛争と法②	民法III② 民法IV② 商法I② 商法II② 民事訴訟法③ 刑法II① 刑事訴訟法③ 基礎事案研究②	行政法基礎① 公法総合III③ 民事法総合I④ 刑事法総合II②	公法総合I② 民事法総合II③ 民事法総合III③ 刑事法総合I③ 中級事案研究①	公法総合II② 民事法総合IV② 総合事案研究①	刑法総合III②
実務基礎		法情報調査①		民事訴訟実務の基礎② 法曹倫理② 法文書作成①	刑事訴訟実務の基礎② ローヤリング① エクスターーンシップ②	模擬裁判①	
基礎法外国法					法社会学②	法哲学②	英米契約法② 比較法文化論②
展開・先端				環境法I②	労働法I②	家事紛争と法② 民事執行保全法② 消費者法② 労働法II②	現代担保法② 裁判外紛争解決制度② 社会保障法② 医療と法② 労働法III② 租税法I② 倒産処理法I②

ビジネス・ローヤー

ビジネスの最先端の現場で発生するさまざまなニーズに即応する法曹として必要な、たとえば、経済法、企業取引法、ビジネス法務戦略、事業再生法、倒産法などの知識を身につけます。

群	年次	1年次前期	1年次後期	2年次前期	2年次後期	3年次前期	3年次後期
法律基本		人権の司法的救済③ 民法I④ 民法II④ 刑法I③ 生活紛争と法②	民法III② 民法IV② 商法I② 商法II② 民事訴訟法③ 刑法II① 刑事訴訟法③ 基礎事案研究②	行政法基礎① 民事法総合II③ 民事法総合III③ 刑事法総合I③	公法総合I② 公法総合III③ 民事法総合I④ 刑事法総合II② 中級事案研究①	公法総合II② 刑事法総合III②	民事法総合IV② 総合事案研究①
実務基礎		法情報調査①		刑事訴訟実務の基礎②	民事訴訟実務の基礎② 法曹倫理② 法文書作成①	ローヤリング① リーガル・クリニック①	
基礎法外国法					英米契約法②	英米不法行為法① アジア・ビジネス法②	法と経済学※①
展開・先端				民事執行保全法②	倒産処理法I②	現代企業取引法② 民事訴訟運営論② 企業内法務の実務② 経済法I②	現代担保法② コーポレート・ガバナンスと法② 企業法務② 倒産処理法II② 事業再生法② 国際取引法②

涉外・国際関係法ローヤー

外国法科目のほか、「国際私法I・II」「国際経済法」などの国際関連法科目を設置。将来、国際的に活躍するためのキャリア形成を見据えた海外研修プログラムなども用意しています。

群	年次	1年次前期	1年次後期	2年次前期	2年次後期	3年次前期	3年次後期
法律基本		人権の司法的救済③ 民法I④ 民法II④ 刑法I③ 生活紛争と法②	民法III② 民法IV② 商法I② 商法II② 民事訴訟法③ 刑法II① 刑事訴訟法③ 基礎事案研究②	行政法基礎① 公法総合III③ 民事法総合I④ 刑事法総合II②	公法総合I② 民事法総合II③ 民事法総合III③ 刑事法総合I③ 中級事案研究①	公法総合II② 民事法総合IV② 総合事業研究①	刑法総合III②
実務基礎		法情報調査①		民事訴訟実務の基礎② 法曹倫理②	刑事訴訟実務の基礎② エクスターーンシップ②	法文書作成① リーガル・クリニック①	
基礎法外国法			英米法総論②	英米公法②	比較契約法②	アジア・ビジネス法② Study Abroad Program II②	Foreign Law Seminar①
展開・先端				国際私法I②	外国人の法律問題①	民事執行保全法② 資本市場と法② 戦略的特許ライセンス契約論② 国際租税法② 国際経済法②	実務行政訴訟② 国際人権法② 国際私法II② 国際取引法② テーマ演習I①

先端科学技術ローヤー

21世紀の国家戦略に位置づけられる知的財産戦略の展開において、専門法曹として活躍できる人材を養成するため、「知的財産法I・II・III」や知的財産法務クリニックなどの実務教育を用意しています。

群	年次	1年次前期	1年次後期	2年次前期	2年次後期	3年次前期	3年次後期
法律基本		人権の司法的救済③ 民法I④ 民法II④ 商法I② 刑法I③ 生活紛争と法②	民法III② 民法IV② 商法I② 商法II② 民事訴訟法③ 刑法I① 刑事訴訟法③ 基礎事案研究②	行政法基礎① 民事法総合II③ 民事法総合III③ 刑法法総合I③	公法総合I② 公法総合III③ 民事法総合I④ 刑法法総合II② 中級事案研究①	公法総合II② 刑事法総合III②	民事法総合IV② 総合事案研究①
実務基礎		法情報調査①		刑事訴訟実務の基礎②	民事訴訟実務の基礎② 法曹倫理② エクスターーンシップ②	法文書作成① ローヤリング①	リーガル・クリニック①
基礎法外国法				Foreign Law Seminar①		ヨーロッパ法②	英米契約法② 比較契約法②
展開・先端				知的財産法I② 租税法I②	環境法I②	情報法② ベンチャー・ビジネスと法② 知的財産法II② エンタテイメント/スポーツと法② 戦略的特許ライセンス契約論② ものづくり支援法務② 租税法II②	裁判外紛争解決制度② IT社会と法② 医療と法② 先端専門訴訟の実務② 知的財産法III② 環境法II②

公共政策ローヤー

官界・自治体に有為な人材を輩出してきた伝統と実績をもとに、公共政策分野に強い法曹を養成。「政策形成と法」では、各省庁や自治体からゲスト・スピーカーを招く実務基礎教育を実施しています。

群	年次	1年次前期	1年次後期	2年次前期	2年次後期	3年次前期	3年次後期
法律基本		人権の司法的救済③ 民法I④ 民法II④ 商法I② 刑法I③ 生活紛争と法②	民法III② 民法IV② 商法I② 商法II② 民事訴訟法③ 刑法II① 刑事訴訟法③ 基礎事案研究② 統治の基礎①	行政法基礎① 公法総合III③ 民事法総合I④ 刑法法総合II②	公法総合I② 民事法総合II③ 民事法総合III③ 刑法法総合I③ 中級事案研究①	公法総合II② 民事法総合IV② 総合事案研究①	刑事法総合III②
実務基礎		法情報調査①		民事訴訟実務の基礎② 法曹倫理② 法文書作成①	刑事訴訟実務の基礎② ローヤリング①	エクスターーンシップ②	
基礎法外国法			英米法総論②	英米公法②			法哲学② 法と経済学※①
展開・先端					経済法I② 環境法I②	政策形成と法② 情報法② 租税法II② 経済法II② 環境法II②	憲法訴訟論I② 実務行政訴訟② 法整備支援論※② 社会保障法② ジェンダーと法② 経済法III② 国際人権法②

刑事法ローヤー

「経済刑法」「被害者と法」などの授業科目と刑事法分野のリーガル・クリニックなどの実務基礎教育を用意。刑事法分野の先端的テーマを取り扱うことができる法曹を養成します。

群	年次	1年次前期	1年次後期	2年次前期	2年次後期	3年次前期	3年次後期
法律基本		人権の司法的救済③ 民法I④ 民法II④ 商法I② 刑法I③ 生活紛争と法②	民法III② 民法IV② 商法I② 商法II② 民事訴訟法③ 刑法II① 刑事訴訟法③ 基礎事案研究②	行政法基礎① 民事法総合II③ 民事法総合III③ 刑法法総合I③	公法総合I② 公法総合III③ 民事法総合I④ 刑法法総合II② 中級事案研究①	公法総合II② 刑事法総合III②	民事法総合IV② 総合事案研究①
実務基礎		法情報調査①		刑事訴訟実務の基礎② ローヤリング①	民事訴訟実務の基礎② 法曹倫理② 法文書作成①	模擬裁判① リーガル・クリニック①	
基礎法外国法					法社会学②	英米公法② 法哲学②	Foreign Law Seminar①
展開・先端				現代司法論②	国際人権法②	憲法訴訟論I② 経済刑法② 組織・企業の不正活動と法② 医療と法② 国際刑事法②	憲法訴訟論II② 被害者と法② 社会安全政策と法② 矯正と法② 犯罪心理学② IT社会と法②

授業紹介

担当教員&修了生からのメッセージ

1年次
必修

生活紛争と法

学生自らが主体的に考えて学修する参加型授業



遠山 信一郎 教授

現在、文科省原子力損害賠償紛争審査会特別委員、国交省中央建設工事紛争審査会特別委員、(公)日弁連交通事故相談センター理事。科研費助成を受け、独創的・先駆的な「企業コンプライアンス研究」を行っている。

「学生に、法曹実務イメージを持たせる授業を通じて、学生の頭の中に「柔らかい実務法曹イメージポール」をつくり、そのポールに、条文・法律概念・判例法理・法律理論・法原理原則を後づけていくと、学修速度と学修深度が段階に進化する」

この教育経験則をフルに活用した法学未修者1年生向け導入科目が「生活紛争と法」です。

ワークショップ連続授業で、学生が、自然に、主体的に考え方抜き、学修する習慣づけ効果を目指しています。

民事系ワークショップと刑事系ワークショップの2コースあります。

民事系コースは①民事裁判映像視聴による実務イメージづくり②模擬民事調停③判決起案④シンプル要件事実(民法)ワークショップ⑤民法原理・原則マップづくりを順次行い、2年次の「民事訴訟実務の基礎」というコア科目につなげていきます。

刑事系コースは①裁判員裁判映像視聴による実務イメージづくり②グループ起案(論告要旨・弁論要旨・判決要旨)③各公判テーブルで論告・弁論要旨・判決要旨のプレゼンテーションを順次行い、2年次の「刑事訴訟実務の基礎」というコア科目につなげていきます。

Message

法学未修者(1年次)諸君は、2年次より法学既修者と合流して切磋琢磨します。法律知識の蓄積、法律理論の習熟には、どうしても相当の勉強時間が必要となります。他方、人の営みとしての法実務イメージの獲得は、工夫さえ凝らせば、時間的には集約して実現す

ることができます。「生活紛争と法」は、2年次の学修へのブリッジ科目として、このイメージトレーニングを重視しています。モットーは「まず、プールに入ってみよう！」です。

Impression : この授業を受けて



佐野 美鶴

2015年修了
2015年司法試験合格

「条文を生活にどのように生かすか」を意識する重要性

司法の制度を座学ではなく生の体験として学ぶ授業です。特に未修者は、法律や法制度について明確なイメージを持たないまま勉強すると、単なる基本書や条文の暗記になりがちですが、この授業では「知識」を追体験することでき、生の実感を得られます。一度体験をすると、他の問題や分野についても同様に生の実感を意識した思考をすることができるようになります。このような習慣が身に付くことによって、司法試験対策だけでなく、その後の法曹人生にも役立つような勉強になっていくのだと思います。具体的な「知識の追体験」として、

現実的な民事紛争の再現DVDや民事・刑事の記録を元に、紛争解決のための手続きまでのロールプレイをしたりもしました。民法を可視化するという授業では、民法の各制度がどのような原則に基づき成立しているのか、民法の仕組みをイメージした「民法の図」を作りました。これにより、一つの制度がさまざまな具体的な考慮を総合した「大原則」に沿ってできるのだということを意識することができるようになったと感じています。実際、基本書の内容や条文をより現実の紛争に近づけて捉えることができるようになりました。

公法総合Ⅲ

判例を読み込んで、法文書づくりのテクを盗む



安念 潤司 教授

現在、規制改革会議（内閣府）委員、電力取引監視等委員会（経済産業省）電気料金審査専門会合座長、ITの利活用に関する制度整備検討会（内閣官房）主査、東京都子供子育て会議委員、等を兼任。

公法の中でも主として憲法分野の主要判例を読み込むのが「公法総合Ⅲ」です。これまでのところ、『プロセス演習憲法』（信山社）という600頁を超える分厚い教科書の、少なくとも3分の2くらいを15回の授業で読み解いていくという作業をしています。

判例を読むことは、二つの意味があります。まずは、知識の吸収です。日本は成文法の国といわれますが、実務家にとって判例は、法令と並んで最も重要な法源です。判例の知識なしにローヤーの仕事が務まることはあり得ません。次に、判例は法文書を作成するうえでの一つのお手本だということも重要です。とくに、最高裁の判決は、日本で最も優秀なローヤーが練りに練って書き上げた文章であり、事実関係と法令・判例という複雑に絡み合う与件を慎重に料理してでき上がった成果物です。判例を丁寧に読むことによって、法令・判例の解釈・適用、事実関係の摘示、論理の組み立てといった法文書を作成するうえでの必須のスキルを獲得することができます。

授業は、質疑応答を交えて進行しますから、予習・復習の負担は軽いものではありませんが、判決文をよく読みノートを作るという愚直な勉強が、実力の涵養につながると思います。

Message

答案の「パターン」をとにかく憶えたいという法科大学院生の需に応えて、「違憲審査基準論」とか「三段階審査論」とかが「お受験業界」では花盛りです。しかし、司法試験のような凝りに凝った事例問題となると、事前に記憶できる一般論を答案上にどれだけ

再現したところで高い評価を得ることはできないでしょう。実務に就けばなおさらです。判例を読み込むことは、与えられた雑多な情報を処理して筋の通った文章を作るための必須の作業といえるでしょう。

Impression : この授業を受けて



橋場 雄貴

2015年修了
2015年司法試験合格

実践的アプローチは、実務法曹に必須な姿勢、思考に通じる

主に憲法を扱う授業です。憲法は民法や刑法などと違って、実生活とかい離している部分がありますが、憲法の考え方方が当該事件や関係法令のどの部分で問題になるのかを、具体的に理解していく授業です。単なる抽象論で終わることなく、現実世界で憲法の考え方方がどう結び付き、表れてくるのかが理解できるようになっていきます。

授業の進め方としては、もし自分が訴訟代理人だったら、どの条文のどこに問題があると主張していくかといった点を受講生に考えさせる実践的なアプローチが採られます。授業に臨むにあたって、事前に配布される資

料を検討し、判例を突き合わせ、問題点や主張の足掛かりを探さなければなりません。このような力は実務法曹として必須の能力に通じます。教授が何度も言っていた「たとえ本に書いていないことであったとしても、自分の頭で考え論理的に主張していくことが法曹として大切な能力だ」という指摘は印象に残っています。未知の問題を恐れず、自分で考え立ち向かっていく姿勢は、司法試験はもちろん、将来的な法曹としての活動に必ず要求されるものだと思います。そのエッセンスがこの授業には詰まっています。

授業紹介 担当教員&修了生からのメッセージ

3年次
必修

民事法総合Ⅳ

学生自らが法律上の問題を考え、多角的な視点で議論を積み重ねる



出口 尚明 教授

裁判官として地方裁判所で民事事件を担当。最高裁判所事務総局行政局付として行政、労働事件等の調査研究等に従事。2年間パリ第2大学大学院に留学。1年間三井物産株式会社で研修。弁護士。

この授業は、民事法に関する具体的事案における法律問題を検討し、合理的な解決策を導き出すという訓練を通じて、それまでに習得した民事法に関する原理原則を、具体的な事案にどのように適用すべきかを自分なりに考える習慣を身に付けさせることを目的としています。

各授業日には、予め与えられた、売買など基本的な民事法に関する事案について、いくつかの小問を検討しますが、3・4名で構成される各回の担当班が予め作成し配布したレジュメをもとに、授業日にその内容の概略を発表します。そして、毎回半数の受講者が事前に同事案についてレポートを提出します。これらをもとに授業を進めますが、一つの法律問題について多種多様な考え方、解決策が出てきます。そこで、授業では、なぜその考え方、解決策が出てきたのか、異なる考え方の根拠は何かなどを受講者と議論します。

このような授業方法により、多角的な視点や、論理の積み重ね、一貫性が重要であることが理解できるようになります。そして、何よりもこのような訓練を通じて、自分で考えるという習慣が身につきます。そして、これが、まさに司法試験合格への近道なのです。

Message

法律実務家にとって自分の頭で考えることが最も大切です。社会に生起する事件は、全く同じものはありません。司法試験問題も然りです。したがって、多くの答案練習をし答案の書き方を覚えて、覚えた書き方をそのままアウトプットして合格答案が書ける

ものではありません。まずは原理原則を十分理解し、事案に応じてその原理原則をどのように適用するかを自分の頭で考えて解決策を導き出すという習慣をつけることが必要です。

Impression : この授業を受けて

具体的な事案をこなしていくことで、必要不可欠なスキルが身に付いていく

建物・土地の賃貸借や、遺産分割、商品売買など、さまざまな具体的な事例を通して、そこに存在する法律問題と解決方法を模索していく授業です。実務家の先生の指導の下、どのような法的構成が考えられるかという観点はもちろん、紛争解決にどの方法をもちいるのが最も実効的かという妥当性の観点も含め、総合的に検討します。

授業では、発表担当チームが事案と設問に対する解説レジュメを作成してこれを発表します。それ以外の学生は、設問に対するレポートを作成して授業に臨みます。レジュメやレポート作成は大変ですが、その分、詳細で

丁寧な検討を重ねることになります。加えて、小テストも2週間に一度ありますのでかなりの忙しさです。しかし、複雑で長い事例を読み、分析し、解決法を文章にまとめるという一連の流れを何度もこなすことで、「弁護士」という職業において最も生きてくるスキルが定着していきます。

中央大学法科大学院は、実務家の先生もたくさんおり、講演会や勉強会も多数開催されています。私はここで目指す法曹像を見つけました。実務に触れる機会も多いので、積極的に参加し、学ばれると良いと思います。



小勝 有紀

2015年修了
2015年司法試験合格

3年次
選択

ベンチャー・ビジネスと法

企業の創業から上場に關わる法律上の問題を学ぶ



大杉 謙一 教授

2004年から本学法科大学院教授。経済産業省企業価値研究会などの委員を歴任。

日本には約200万社の株式会社がありますが、上場会社は約3500社で、株式会社の99.9%は株式の譲渡が制限された閉鎖的な会社です。しかし、トヨタもソニーも、最初から巨大企業だったのでなく、創業時には中小企業でした。最近では、創業から短期間で上場を果たす企業が増えています。

「ベンチャー・ビジネスと法」という講義では、企業の創業から上場までの間に生じる法律上の問題点、特に会社法の実務的・応用的な問題を取り上げます。講義を担当するのは、研究者教員と、企業法務に精通した実務家（弁護士）教員です。創業まもない会社の社長が知人にお願いして株主になってもらうとき、あるいはそのような株主が株を手放したいと思っているとき、どのような点に注意が必要でしょうか。確認すべき定款規定や事実関係はどのようなものでしょうか。社員のやる気を引き出したり、将来の紛争を予防するために、どのようにストック・オプションや種類株式を利用すればよいでしょうか。

このように、ベンチャー企業で生じる典型的な問題を念頭に置いて、法律家はどのようなアドバイスをすべきか、どのように企業の発展に貢献できるかを、皆さんと一緒に考えていきます。

Message

法律家には、確実な知識と、想像（創造）力とが求められます。判例を踏まえながら事案を解決する能力、判例の価値判断を尊重しつつ新しい法律論を自ら編み出す能力を身に付けるには、独学では限界があります。法律は勉強すればするほど新たな発見があ

ります。

授業では、皆さんと「分かる喜び」を共有し、皆さんの「正しい方向の努力」を支援します。ビジネスや経済に関心を持つ学生の参加を歓迎します。

Impression : この授業を受けて



金子 茉由

2015年修了
2015年司法試験合格

法律を使いこなす能力を身に付けるために、支えてくれる真摯な教授陣

ベンチャー企業の設立・経営上生ずる、さまざまな会社法上の問題点を扱う授業です。大杉先生とベンチャー・ビジネスの分野で活躍されている弁護士の高原先生が隔週で受け持ってくれました。起業のための資金調達方法、経営責任、将来の創業者同士の紛争などを具体的に想定し、そこに会社法がどう適用され、「戦略」として活用されているのかを考えていきます。

毎回配布される資料には、基本書だけではイメージしにくい部分が詳細に解説されており、理解度を確認するクイズ（先生のお手製です）も設けられていました。法律は知って

いるだけではダメです。それを「使いこなす」ことがいかに大切かを痛感させられた授業でした。

法律を「使いこなす」ためには、各登場人物が何を目的として動いているかを常に念頭におくこと、各人の利害状況を的確に整理すること、毎年のように改廃される法制度を確実にキャッチアップすることです。大杉先生だけでなく、他の先生方も、どんな細かい質問にも真摯に対応してくださいました。法理論でも実務のことでも、疑問に思ったことは何でも質し、自分の考えを常に見直していくことが大切です。

授業紹介 法的思考力の鍛錬／法的知識の総合・実践・応用に通じる授業

2~3年次

エクスターンシップ

全国各地における法律事務所や企業法務部等での実務研修

エクスターンシップは、現在の大学カリキュラムにたとえると教育実習に相当します。一定の成績基準を満たした学生が、春期・夏期休暇中に、法律事務所や企業法務部等において、実務研修教育を受けるのがエクスターンシップです。

もちろん、法科大学院の学生はまだ法曹資格がありませんから、法律相談や訴訟依頼を受けることはできません。しかし、依頼人との折衝、訴訟遂行などの弁護士実務を身近に見聞する貴重な機会となります。

中央大学法科大学院は、中央大学出身者で構成される「中央大学法曹会」および大手有力企業等のバックアップを得て、エクスターンシップを実施しています。

各実習先でのエクスターンシップを経験することにより、第一線で活躍する実務家の姿を目の当たりにすることができる、法曹のイメージがいっそう明確となります。この経験を経ることによって、法曹になることへの意欲がさらに強くなることを期待します。

■スケジュール

夏	春	実習までのフロー
4月	10月	オリエンテーション
↓	↓	派遣先決定
6月	12月	第1回事前研修会 事前訪問開始
7月	1月	「事前訪問報告書」提出
8月	2月	第2回事前研修会 エクスターンシップ開始
9月	3月	エクスターンシップ終了 「実施報告書」提出
10月	4月	レポート報告会

履修希望者を対象にエクスターンシップの意義・目的についてオリエンテーションを行います。また、派遣先の希望調査をします。

実習先を直接訪問し、研修期間・内容について担当者と打ち合わせを行います。

[実習先]
●法律事務所：大手法律事務所や渉外法律事務所、その他全国各地にある法律事務所
●企業法務部：東証1部上場企業など
●その他：法テラス、地方公共団体など

■派遣者数（単位：人）

時期	法律事務所	企業法務部	その他	計
第21期（2015年2～3月）春	66	13	2	81
第22期（2015年8～9月）夏	10	4	0	14
第23期（2016年2～3月）春	80	12	3	95

自分自身の法曹像を具体化することができ、その後の学修にも大きな変化がある



富田 興太郎

2015年修了

2015年司法試験合格

エクスターンシップの特徴は、最も実務を肌で感じることができる科目ということです。夏休みまたは春休み期間の3週間を利用して、研修先の法律事務所や企業の法務部で実務を体験します。

研修内容は研修担当弁護士によって違い、私の場合は訴状から和解案に至るまでさまざまな書面の文案の起案、企業の担当者からの聴き取りに同行、弁護士会の委員会活動の見学など、本当に幅広い経験をさせていただきました。弁護士として事案にどのように向き合っていくべきか、その姿勢を研修担当の先生の背中から学ぶことができました。依頼者とどうコミュニケーションをとっていくのか、どのように事実関係を調査していくのかなど、紙の判例集からでは読み取れない部分を実務家がどのように考えているのかを見つけるのです。漠然としていた自分の目指したい法曹像もかなり具体的に描けるようになりましたし、エクスターンシップ後の学修では、事例問題を実務家が関わっている姿を想像して検討するようになりました。

2~3年次

テーマ演習

キャリア・プランに即したテーマ演習

テーマ演習とは、学部におけるゼミ（演習）をより高度化したもので、通常の授業に比べ専門性をさらに高めた内容となっています。法科大学院生は、多様なテーマ演習の中から、各自のキャリア・プラ

ン、履修プランに相応しいテーマを選択することができます。「テーマ演習」は、「テーマ演習Ⅰ」（1単位）と「テーマ演習Ⅱ」（2単位）に分類され、少人数方式で行われます。

- テーマ演習Ⅰ（開設例）
- 児童虐待と子どもの人権
 - エンタテイメント契約の実情
 - 特許侵害訴訟
 - カナダ・日本の憲法比較
 - 英米法の基礎とLegal Research
 - 情報公開・個人情報保護と法
 - 民法の解釈方法論を学ぶ
 - 許認可行政の諸問題
 - 会社と各種法人に関する法比較
 - 比較民事手続法
 - 民事訴訟法の現在問題

- テーマ演習Ⅱ（開設例）
- 行政訴訟実務の現状と課題
 - 事例研究・事業再生
 - 経済事犯と刑事法理論の今日的課題
 - 環境法政策形成の法的論点
 - 現代型犯罪に関する検査・公判上の諸問題
 - 実践国際私法
 - 取引法の発展的研究
 - 国際法重要判例研究
 - 独禁法の事例研究
 - 知的財産法の新論点
 - 倒産処理法の重要判例の分析

- 刑事控訴審からみた第1審の裁判
- 日英独比較刑罰論
- 環境刑法
- 税制基礎理論
- 最高裁刑事事例に関する多角的研究
- 雇用差別と法
- 連邦最高裁の判決を読む

リーガル・クリニック

たえず進化し続ける実感型・体感型実務科目



行政訴訟の基礎（宇佐見方宏特任教授）授業風景

【開設クリニック例】

- 市民生活紛争 近隣紛争、交通事故、離婚、相続など、市民に身近な生活紛争を扱います。
- 行政訴訟の基礎 実務法曹として要求される行政法、行政訴訟の基本を学修します。
- 裁判外紛争解決システム（ADR） 裁判外紛争解決システム（ADR）の調査研究のほか、模擬ADRの実習などが行われます。
- 個別労働紛争 我が国の激変する雇用社会の中で多発する個別労働紛争に関する解決方法を、事例を用いて、実践的に学修します。

およそ、法曹養成のための法律学修では、法の適用場面（相談・交渉・ADR・訴訟など）を、イメージ「すること」「できること」が不可欠です。

中央大学法科大学院のリーガル・クリニック（学生5~7名が標準クラスサイズ）は、実務家教員の指導監督下の法律相談実習にとどまらず、多種多様な授業（開設クリニック例を参照）が、担当教員の工夫をこらしたさまざまな教材および教授方法に基づいて活発に展開されています。

これらの各授業は、中央大学法科大学院が提示する6タイプの法曹像に、それぞれリンクし体系化されており、教員・学生双方のたゆまぬ創意工夫によりたえず進化し続けている実感型・体感型の実務科目です。

- 家事法 具体的な家事紛争例を素材として、さまざまなワークショップを行います。
- 公益的刑事弁護 国選弁護などの、刑事弁護の手法などの実習を行います。
- 企業法務の基本的実務 企業法務に関する相談、会社の設立、定款作成、企業コンプライアンスなど企業経営管理法務等に関する実習を行います。
- 企業法務の実務 「企業法務」（とくに涉外弁護士）とはどのようなものか、その果たすべき役割等を学修します。
- 知的財産法実務の基礎 企業法務としての知的財産法務について、知的財産特有の法律問題の分析などを通じ、知的財産法務を学修します。
- 倒産・事業再生 破産法・民事再生法等倒産関連法の事例にそくして学修するとともに、関係機関等の見学実習を行います。
- 国際人権法の実務 日本における国際人権法の実務に触れ、難民の受け入れと保護の問題を取り上げ、国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）、外務省難民支援室等の見学実習を行います。

Study Abroad Program

グローバル・エイジの法曹を養成

中央大学法科大学院では、法曹資格を得た後のキャリア形成までも視野に入れ、座学としての外国法科目に加え、正規科目として海外研修プログラムを実施しています。これらのプログラムは、カリキュラム上「Study Abroad Program」として位置づけられており、修得単位は修了に必要な単位に算入されます。

いずれのプログラムも、研修先大学の著名な教員から直接講義を受けるだけでなく、法律事務所や企業を訪問し、国際的法務の最前線での法運用を学ぶなど、実践的内容を含むよう工夫されています。参加者の中には、将来的に外国法曹資格取得を目指す人もいます。

■ プログラム一覧（2015年度）

Study Abroad Program I（1単位）

紛争解決における法律家の役割についていわゆる一国二制度を採用する香港のシステムを学修する
実施場所：香港特別行政区（中国）

Study Abroad Program II（2単位）

司法制度およびビジネス法の日豪比較
実施場所：メルボルン（オーストラリア）

研究特論（リサーチ・ペーパー）

高度な研究を希望する学生のための論文指導

テーマ演習での学修を踏まえ、より高度な研究を希望する法科大学院生のために、「研究特論（リサーチ・ペーパー）」が設置されています（4単位）。本学大学院法学研究科博士後期課程に進学を希望する学生は、「研究特論」を履修し、リサーチ・ペーパー（2万字以上）（注）を作成したうえで単位を修得していることが条件となります。

「研究特論」は、研究課題の選択から始まり、参考文献の収集および利用方法の研究、論文構成の指導を経て、リサーチ・ペーパーの作成というスケジュールで行われます。

リサーチ・ペーパーを作成し、博士後期課程に進学することにより、将来、実務家教員として、あるいは研究者教員としての道を開くこともできます。

（注）2万字とは本文のみとし、注釈、資料および参考文献等は含みません。

法科大学院生の1週間



勉強に集中できる環境を
いかに有効に活用できるか

藤田 竜平さん

2015年入学／未修

司法試験に合格し、法曹として活躍するためには、地道な努力、すなわち一歩一歩の積み重ねしかありませんが、そのためには勉強に集中できる環境も不可欠です。中央大学法科大学院は、個別の席がある自習室を土日でも使うことができ、周りに気を遣わず勉強ができるゼミ室などの設備も整っています。支え合える仲間や多くのライバルの存在もあります。私は学校への往復の時間ももったいないと考え、近隣に部屋を借り、1日の大半を学校内で過ごしています。帰宅が24時近くになることもあります。このような生活が送れるのも、中央大学法科大学院の強みだと考えています。

法科大学院 生活を支える 学修環境



学生自習室

授業時間外での勉強はここで取り組みます。1人1席設けられているので自分用にカスタマイズできるのがありがたいです。

藤田さんの時間割 (2015.4~2016.3)

		MON	TUE	WED	THR	FRI
1 2 限	前期	生活紛争と法				
	後期					英米法総論
3 4 限	前期	人権の 司法的救済	民法 I	民法 II (4限のみ)	民法 I	
	後期	民事訴訟法	商法 II	民法 III	民法 IV	
5 6 限	前期	人権の 司法的救済	刑法 I (6限のみ)	民法 II (5限のみ)		
	後期	民事訴訟法 (5限のみ)	刑法 II (6限のみ)	刑事訴訟法 (6限のみ)	商法 I (6限のみ)	
7 8 限	前期		刑法 I (7限のみ)		民法 III	刑法 I (7限のみ)
	後期		刑法 II (7限のみ)	刑事訴訟法	商法 I (7限のみ)	
9 限	前期					
	後期					

土曜日は、不定期で「補講」があります。



ゼミ室・小教室

自習室との違いは、多少は声を出しても大丈夫なところ。音読して暗記したい時などにも有効です。



PC自習室

授業で使う資料の検索・印刷時に訪れます。端末も十分あり、無料なので存分に使えるのが嬉しいのです。



ローライブラー

判例・その他資料の検索が便利です。豊富な資料を有した、法科大学院生の学修拠点の1つです。



保健センター

体調不良時に、その場で風邪薬等を処方してくれるので助かります。外のクリニックより安価なものもあります。

学修環境

市ヶ谷キャンパス



2号館 | 9階

模擬法廷

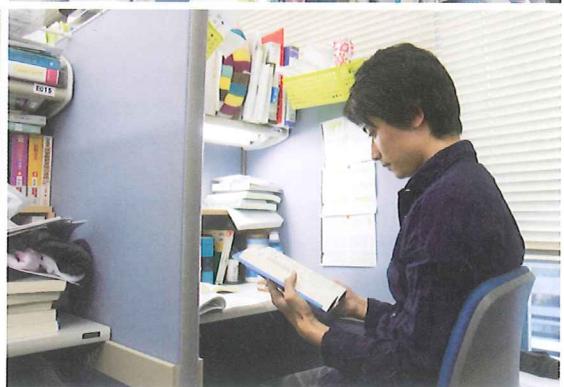
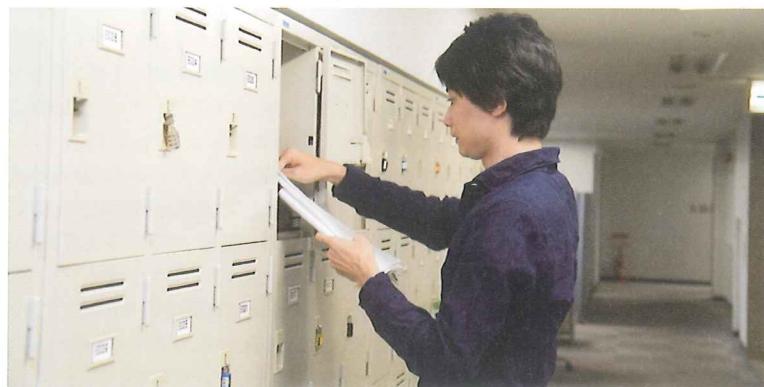
裁判員裁判に対応した法廷を市ヶ谷キャンパス内に再現。実務家教員（裁判官、検察官または弁護士の経験者）および法科大学院学生による模擬裁判を行います。実務基礎教育を実施するため、法科大学院には欠かせない施設です。

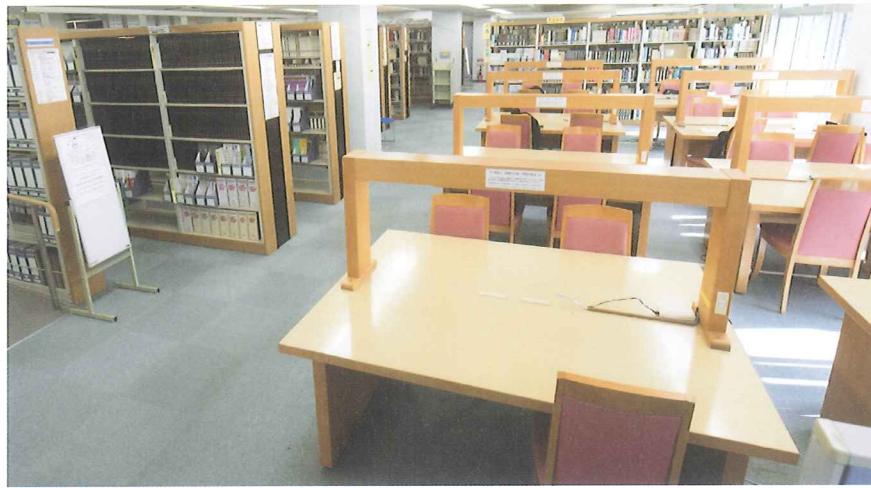
1号館 | 2~6階

学生自習室／ ロッカーコーナー

予習・復習をはじめ、各自の必要な学修を行うために、学生各人に専用の自習席（指定席）とロッカーを設けています。

■ 利用可能時間帯：8:00～24:00

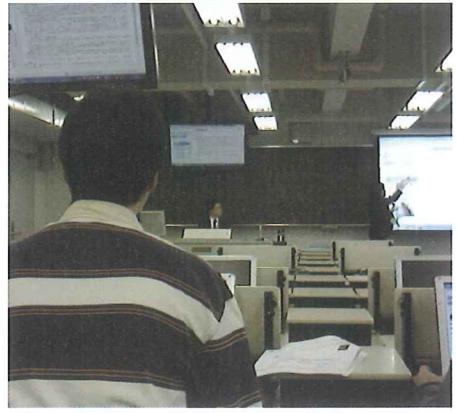




1号館 | 3~4階

ローライブライ

ローライブライでは、法科大学院の学修および研究を中心に、図書・雑誌・データベースなどを充実するとともに、リーガル・リサーチ（法情報調査）やマテリアル・リサーチ（資料調査）などをサポートする情報リテラシーやレファレンス・サービス等各種サービスにも特色を出し、力を入れています。こうした図書館サービスを充実する中で、開室日数・時間（原則授業期間中の月～土：9～22時、日・祝10～18時）も長く確保し、学修・教育・研究をできる限りパックアップしています。



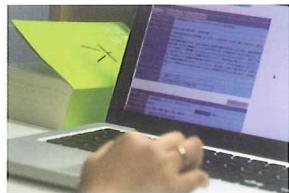
図書資料

教科書、専門書、コメントタール、判例、法令集など約5万7千冊を揃え、日常的な学修に必要な資料はほぼ充足しています。また、学修の基本となる図書や貸出が多い図書を定期的に調査し、利用状況に合わせ複本を多数用意しています。ローライブライに所蔵していない図書資料でも、学内図書館ネットワークを活用して約230万冊の蔵書を他キャンパスから取寄せするサービス（自宅などからインターネットで申込可能）を行っており、多摩キャンパス中央図書館所蔵の資料が、原則翌日には利用できます。



電子資料【データベース（DB）】

法科大学院の学修に必須の日本法の法情報総合DBを主要5社すべて導入しており、法科大学院の図書室ではほとんど見られない充実度です。図書室や教室に限らず、学生自習室などキャンパス内各所からのアクセス、さらに自宅からも複数のDBを利用できるようにしています。これらDBでは、「ジュリスト」「判例百選」「判例タイムズ」や「最高裁判所判例解説」など学修に重要な資料も相当数見ることができます。その他の法律系DBや行政情報、新聞記事情報、学術論文情報、図書・雑誌情報など本学図書館で契約する多数のDBを利用するすることができます。



レファレンス・サービス

【リーガル・リサーチ、マテリアル・リサーチなど】

「授業で出てきた判例を調べたい」「○○のテーマに関する文献を探している」「データベースの使い方を知りたい」「本学にない資料を利用したい」など、学修の中で必要な図書・資料や法情報に関する質問や相談をお受けしています。

法情報、法文献や資料検索に詳しい専門のスタッフが学修の手助けになるよう可能な限りサポートしますので、遠慮なくお尋ねください。



情報リテラシー

入学時に、学修に必須の法律・判例・法文献の調べ方やその情報源となる図書・雑誌などの資料、データベースなどをわかりやすく解説していくリーガル・リサーチガイダンスを図書館利用ガイダンスと合わせ実施しています。また、法情報を始めとするデータベース講習会も適宜実施し、利用や検索のコツがわかるようにしています。

図書室内では、裁判や法律関連、司法試験や大学関連の新聞情報や裁判所の配信する最高裁判決の要旨と全文なども日々提供しています。また、原則、隔月で「L・L便り」という最新の法令・判例・法文献などの法情報やそのリサーチ、図書館情報などをまとめ、主な情報にはワンクリックでアクセス可能なパスファインダー形式の広報誌を電子配信しています。その他、ベストリーダー、司法試験関連資料、トピック本などの各種コーナーや教員主催の読書会情報なども入口付近に用意しています。



学修環境

市ヶ谷キャンパス



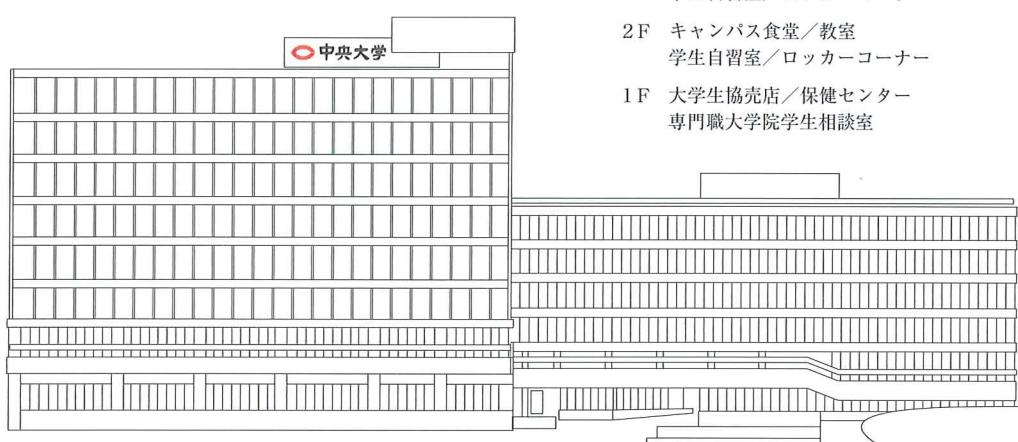
市ヶ谷キャンパス

2号館

- 9F 模擬法廷
- 8・7F 教員研究室／教室
- 6・5F 教室
- 4F PC自習室／教室
- 3F PC教室／教室
- 2F 教室
- 1F 法科大学院事務課

1号館

- 6F 研究科長室／教員研究室
学生自習室／ロッカーコーナー
研究室受付
- 5F 教員研究室／談話コーナー
学生自習室／ロッカーコーナー
- 4F ローライブラリー／教室
学生自習室／ロッカーコーナー
- 3F ローライブラリー／PC自習室
市ヶ谷ITセンター／教室
学生自習室／ロッカーコーナー
- 2F キャンパス食堂／教室
学生自習室／ロッカーコーナー
- 1F 大学生協売店／保健センター
専門職大学院学生相談室



学修環境



学修環境

市ヶ谷田町キャンパス



市ヶ谷田町キャンパス

中央大学では、法科大学院修了生が学修・自己研鑽するための法務研修施設を市ヶ谷キャンパスにほど近い、市ヶ谷田町キャンパス内に用意しています。

本施設では、ビッグ・ロースクールならではの多様な実務法曹や司法試験合格者から学修指導や助言を受けられる環境が整っており、「先輩が後輩を指導する」という本学の昔からの良き伝統を受け継いでいます。

また、法科大学院修了から、その年の司法試験受験までの間、修了生は法務研修会員として本施設を無料で利用することができます。本施設には修了生用の各個人専用の自習席・ロッカー、ゼミ等を行える教室、PCや資料を設置した自習室やネットワーク環境があり、法科大学院修了後も安心して司法試験の学修に集中することができます。

さらに、司法試験終了後から司法修習開始までの期間も引き続き本施設を利用（有料）することができ、期間中には司法修習に備えるためのセミナーや各種の実務演習も用意されていて、修了生から大変好評を得ています。

本学はポスト・ロースクールを見据え、充実した施設と研修制度を用意し、修了生を全面的にバックアップしています。



法務研修会員 専用自習席

- 東京メトロ南北線・有楽町線
「市ヶ谷」駅 6番出口 徒歩約1分
- JR総武線・都営新宿線
「市ヶ谷」駅 徒歩約5分

キャリア支援



中央大学法科大学院では、在学生・修了生のキャリア支援に組織的に対応すべく、「リーガル・キャリア・サポート委員会」を設置し、専属スタッフを3名配置しています。

リーガル・キャリア・サポート委員会では、法律事務所や企業法務部からの求人情報や就職関連イベント情報を収集し、修了生専用サイトに掲載しているほか、進路選択に資する独自の業務説明会や講演会、就職活動など進路に関する個別カウンセリングなどを実施しています。

■ リーガル・キャリア・サポート委員会年間計画（予定）

月	主に修了生向け	主に在学生向け
4月		・キャリアプランニングガイダンス
5月	[就活セミナー] ・就職活動準備セミナー ・自己分析 ・書類対策 ・面接対策 ・面接実践講座 [業務・採用説明会] ・企業（約20社）	[講演] 公務員の魅力（人事院） [講演] 若手弁護士の実情
6月	・司法修習セミナー ・面接実践講座 ・グループディスカッション実践講座 ・マナー講座	
7月	・面接実践講座 ・グループディスカッション実践講座 [業務・採用説明会] ・官公庁（約15省庁）	
9月	・検察修習セミナー [業務・採用説明会] ・法律事務所（約25事務所）	・就職セミナー
10月		・司法試験合格者報告会 未修者向け、既修者向け
11月	・企業訪問による採用状況調査	・業界研究セミナー（法律事務所・企業） ・国家公務員総合職合格者報告会
12月～1月	・企業訪問による採用状況調査	
随時	・求人票掲載（法律事務所・企業・省庁・自治体等） ・個人面談 ・就活（公務員受験含む）体験報告書受付・公開	

さらに

全国5,000人以上の中央大学OB・OG法曹で組織される「中央大学法曹会」、2,000人を超える修了生による組織「中央大学法科大学院同窓会」も、在学生・修了生のキャリア支援をバックアップしています。

業務・採用説明会実施例



企業

(五十音順)

旭硝子	大成建設
池上通信機	東芝
出光興産	日本たばこ産業
SMBC日興証券	パイオニア
NTTドコモ	フジタ
荏原製作所	みずほフィナンシャルグループ
KDDI	三菱商事
コマツ（小松製作所）	三菱自動車工業
住友商事	横河電機
セコム	

官公庁

金融庁
公正取引委員会
厚生労働省
国税庁
財務省・税関
財務省本省
参議院法制局
衆議院法制局
特許庁
法務省
文部科学省 他

法律事務所

ITS法律事務所
アトム法律事務所
アヴァンセリーガルグループ本部
片岡総合法律事務所
小出剛司法律事務所
多摩パブリック法律事務所
TLEO虎ノ門法律経済事務所
東京第一法律事務所
東京フロンティア基金法律事務所
東京パブリック法律事務所
フォーサイト総合法律事務所
ペリー・ベスト法律事務所
弁護士法人心
よつば総合法律事務所
ルネサンス法律事務所 他

キャリア支援を受けて



国家公務員
総合職内定

2015年司法試験合格
柴本 亜季子

修了生にも手厚いサポート体制を実感

リーガル・キャリア・サポート委員会の皆様には、エントリーシートや面接対策などの就職活動に関する指導はもちろんのこと、何でも親身になって相談にのっていただきました。司法試験の不合格を経験し、精神的にも不安定だった時期を支えていただいたことを深く感謝しております。

これらの経験から、中央大学は学修に対するフォローだけではなく、キャリア・サポートも非常に手厚いと実感しました。

私は他にも内定をいただきましたが、国家公務員として国の政策の企画・立案に関わり、20年後30年後を見据えて仕事をしていくことを選びました。ここで身につけた力は、今後の仕事においても必ず役に立つものであると確信しています。

授業：企業内法務の実務



大学院修了後にも活きる授業が、中央大学法科大学院にあります。

中央大学法科大学院では、法科大学院修了後のキャリア形成を意識した授業を展開しています。

その一つである『企業内法務の実務』における最大の特徴は、「ゲストスピーカー」と呼ばれる企業法務実務担当者、企業内弁護士、企業法務に主として携わる弁護士を招いて授業が行われる点です。企業内法務に要する知識、能力、基本的実務についてゲストスピーカーと教員が行う実例をまじえた講義は、受講者の企業内法務に対する理解を高めるとともに、組織内における企業内弁護士の役割と重要性を、キャリア形成に役立つ生きた知識として学修できます。

教員一覧

ビッグ・ロースクールだからこそ実現する、多数の実績

[教員紹介について]

- 各教員を専任（法科大学院に所属）、兼任（他学部に所属）、兼任（中央大学以外に所属）に分類して各50音順で掲載しています。
- 諸般の事情により掲載することができませんでしたが、その他教員も講義を担当する予定です。
- 2016年4月1日現在での情報を掲載しています。専任の教員については、任期が終了している場合があります。
- 最新情報につきましては、本大学院Webサイトをご覧ください。

[授業について]

- SAPは、Study Abroad Programの略です。 ○担当科目の※は「3群特講」、「4群特講」の講座を表します。

専任

刑事訴訟法／刑事法総合II／犯罪心理学／ テーマ演習II（犯罪と刑事裁判を考える）／研究特論

教授・研究科長 小木曽 紗



〈主な研究テーマ〉
英米・仏・日の刑事手続法の比較研究

テーマ演習II（犯罪と刑事裁判を考える）

助教 石塚 花絵



弁護士 斎藤法律事務所

〈主な担当事件・分野〉
民事、家事、刑事、少年

民法II／比較法文化論／比較契約法／ テーマ演習II（現代ロシア民法と日本民法）

教授 伊藤 知義



〈主な研究テーマ〉
ロシア・中東欧・東アジア地域と西欧・アメリカ
との比較民法・比較法文化

公法総合III／中級事業研究／憲法訴訟論II／研究特論

教授 内野 正幸



〈主な研究テーマ〉
人権と裁判

公法総合I／公法総合II／中級事業研究／テーマ演習I (許認可行政の諸問題)／研究特論

教授 大貫 裕之



〈主な研究テーマ〉
行政法学の基礎概念の研究、社会統制と警察

生活紛争と法／刑事法総合I／刑事法総合II／中級事業研究／基礎演習 (刑事第一審判決を素材とした検査官公務実務)／模擬裁判(刑事)／テーマ演習II (刑事における事実認定の応用問題)／(裁判員裁判の適用とその課題)

教授 奥村 丈二



弁護士 宗像紀夫法律事務所

〈主な担当事件・分野〉
刑事法実務一般

経済法II／経済法III／不公正な取引方法の事例研究*／ 研究特論

教授 金井 貴嗣



〈主な研究テーマ〉
私的独占規制の比較法研究

法曹倫理／ローヤリング／エクスターント

教授 木村 美隆



弁護士 田中・木村法律事務所

〈主な担当事件・分野〉
民事・商事一般

エクスターント／企業法務*／国際経済法／ 国際取引法

教授 阿部 道明



〈主な研究テーマ〉
国際貿易、企業合併、WTO、企業法務

公法総合III／中級事業研究／憲法訴訟論II／研究特論

教授 安念 潤司



〈主な研究テーマ〉
政府と市場、武力行使の法、原子力と法

刑法I／刑法II／刑事法総合I／刑事法総合II／ テーマ演習II（刑法と医事法をめぐる現代的諸問題）／研究特論

教授 井田 良



〈主な研究テーマ〉
刑法全般

行政法応用／基礎演習（行政法入門）／リーガル・クリニック／ 実務行政訴訟I／実務行政訴訟II

特任教授 宇佐見 方宏



弁護士 清・宇佐美法律事務所

〈主な担当事件・分野〉
行政事件

基権事業研究／民事訴訟業務の基礎／エクスターント／リーガル・クリニック／ 民事訴訟審論／企業内法務の実務／テーマ演習II（環境法総合演習）／研究特論

教授 太田 秀夫



弁護士 ベーカー&マッケンジー法律事務所（外国法共同事業）

〈主な研究テーマ〉
企業法務

国際私法I／国際私法II／外国人の法律問題*／ テーマ演習II（実践国際私法）／研究特論

教授 奥田 安弘



〈主な研究テーマ〉
国際私法と隣接法分野の調和的発展

民事法総合III／法曹倫理／エクスターント／ テーマ演習II（民事事実認定の事例と理論）／研究特論

教授 加藤 新太郎



〈主な研究テーマ〉
民事訴訟法の構造と実務

ヨーロッパ法／SAP II／国際刑法*／国際法I／国際法II／ 国際人権法／テーマ演習II（国際法重要判例研究）／研究特論

教授 北村 泰三



〈主な研究テーマ〉
国際人権法、難民法

エクスターント／SAP II／経済法I／ テーマ演習II（独禁法の事例研究）／研究特論

准教授 河谷 清文



〈主な研究テーマ〉
独禁法における共同行為の規制

ある教員陣による充実した授業

専任

民法 I 中級事案研究／現代不動産法／
テーマ演習 II (担保・債権保全法研究) / 研究特論

教授 古積 健三郎



（主な研究テーマ）
抵当権の効力・本質

知的財産法／知的財産法 II IT社会と法、地域ブランド法務／ものづくり支援法務／
エクステイメント・スポーツ法、ファッショナーデザイン法／テーマ演習 I (エクステイメント
契約の実情) (特許侵害訴訟) テーマ演習 II (知的財産法の理論論) 研究特論

教授 佐藤 恵太



（主な研究テーマ）
研究不正を排除する特許法改善策、
意匠法の改善策 (3Dプリント対応など)

刑法総合 II / 刑事法総合 I

教授 椎橋 隆幸



弁護士 寺本法律会計事務所

（主な研究テーマ）
弁護権・黙秘権、被害者学、少年法

民事法総合 III / 中級事案研究 / 民事訴訟運営論／
テーマ演習 II (民事訴訟の構造理解と実践) / 研究特論

教授 高橋 宏志



（主な研究テーマ）
民事訴訟法全般

民事訴訟法 / 民事法総合 IV / エクスターーンシップ／
テーマ演習 II (民事実務上の諸問題の研究) / 研究特論

教授 出口 尚明



弁護士 出口綜合法律事務所
（主な担当事件・分野）
民・商事一般の事件

刑法総合 I / 刑事法総合 II / 刑事訴訟実務の基礎 / 犯罪心理学／
テーマ演習 II (現行型犯罪に関する検索・公判上の諸問題)

特任教授 中川 深雪



検察官 東京高等検察庁 检事 (法務省から派遣)
（主な担当事件・分野）
刑事法実務一般

民法 IV / 家事紛争と法／
テーマ演習 I (相続法の改正を考える) / 研究特論

教授 野澤 紀雅



（主な研究テーマ）
親子扶養法の比較法的研究

行政法基礎 / 公法総合 II /
テーマ演習 I (自治体行政と法) / 研究特論

教授 藤原 静雄



（主な研究テーマ）
行政と情報

商法 II / 民事法総合 II / 中級事案研究 / 総合事案研究
テーマ演習 I (会社と各種私法人に関する法比較)

教授 丸山 秀平



弁護士 今井法律事務所

（主な研究テーマ）
閉鎖会社に対する法規制、法形態論

現代担保法 民事執行保全法 / 民事法総合 I /
企業内法務の実務 / 中級事案研究 / 研究特論

教授 小林 明彦

弁護士 片岡総合法律事務所

（主な研究テーマ）
担保実体法と執行手続法の架橋



リーガル・クリニック / 倒産処理法 I /
テーマ演習 II (倒産処理法の重要判例の分析) / 研究特論

教授 佐藤 鉄男

（主な研究テーマ）
倒産手続の担い手



民法 I / 民事法総合 I / 基礎演習 (民法の全体像と考え方を学ぶ) /
消費者法 / テーマ演習 I (民法の解釈方法論を学ぶ) / 研究特論

教授 執行 秀幸

（主な研究テーマ）
民法と消費者法の交錯



法文書作成

特任教授 谷 雅文

弁護士 谷雅文法律事務所

（主な担当事件・分野）
民事事件全般



生活紛争と法 / 模擬裁判 (民事) / エクスターーンシップ /
リーガル・クリニック

教授 遠山 信一郎

弁護士 山下・遠山法律特許事務所

（主な研究テーマ）
裁判外紛争処理システム (ADR)・個別労働紛争



刑法総合 I / 刑事法総合 II / 刑事訴訟業務の基礎 / 模擬裁判 (刑事) /
犯罪心理学 / テーマ演習 II (最高裁判刑事事例に関する多角的研究) / 研究特論

教授 中山 隆夫

弁護士 今川橋法律事務所

（主な担当事件・分野）
刑事裁判实务 (令状・公判・上訴)



商法 II / 民事法総合 II / ビジネス法務戦略*

教授 野村 修也

弁護士 森・浜田松本法律事務所

（主な研究テーマ）
取締役の内部統制システム構築義務



民事法総合 I / テーマ演習 II (債権法の研究・ドイツ債権法・
わが国の改正債権法との比較) / 研究特論

教授 本田 純一

（主な研究テーマ）
契約責任の変容、契約の解除、借地借家法研究



民法 I / テーマ演習 II (消費者法・高齢者法の現代的課題) /
研究特論

教授 宮下 修一

（主な研究テーマ）
民法、消費者法



総合事案研究 / 民事訴訟実務の基礎

特任教授 佐々木 健二

裁判官 東京地方裁判所判事 (最高裁判所から派遣)

（主な担当事件・分野）
民事事件



法情報調査 / 英米法論 / SAPT / 情報法 / IT社会と法 / テーマ演習 I (英米法の
基礎とLegal Research) (カナダ・日本の憲法比較) (情報公開・個人情報保護法)

教授 佐藤 信行

（主な研究テーマ）
情報法学・法情報学・英米カナダ公法学



刑法 I / 刑法 II / 刑事法総合 I / 刑事法総合 II /
中級事案研究 / テーマ演習 II (日英独比較刑罰論)

教授 高橋 直哉

（主な研究テーマ）
刑法の哲学的考察、刑罰論



行政法基礎 / 公法総合 I / 中級事案研究 /
政策形成と法 / 地方公務員法 / 研究特論

教授 土田 伸也

（主な研究テーマ）
公物法



民事訴訟法 / 基礎演習 (民事訴訟法の基礎理論) / 民事法総合 II /
模擬裁判 (民事) / リーガル・クリニック テーマ演習 I (多数の当事者が関与
する紛争の解決) / 研究特論

教授 長井 圓

（主な研究テーマ）
交通法・消費者法・環境法などの民事法・
行政法・刑事法の交錯領域 (刑事法の補充性)



民事訴訟法 / 基礎演習 (民事訴訟法の基礎理論) / 民事法総合 II /
模擬裁判 (民事) / リーガル・クリニック テーマ演習 I (多数の当事者が関与
する紛争の解決) / 研究特論

教授 二羽 和彦

（主な研究テーマ）
民事手続過程論



商法 I / IT社会と法 / 現代企業取引法 / 研究特論

教授 福原 紀彦

弁護士 マリックス法律事務所

（主な研究テーマ）
現代企業の組織および取引の制度と法理論



民事法総合 I / 民事法総合 IV / 研究特論

教授 升田 純

弁護士 升田純法律事務所

（主な研究テーマ）
契約法



生活紛争と法 / 刑事法総合 II / 刑事法総合 II / 中級事案研究 / 模擬裁判
(刑事) / テーマ演習 II (刑事控訴審からみた第一審の裁判) / 研究特論

教授 村瀬 均

（主な研究テーマ）
刑事裁判実務



教員一覧

専任

民事法総合Ⅲ／中級事案研究／テーマ演習I(民事訴訟法の現在問題)(比較民事手続法)／研究特論

教授 森 勇

〈主な研究テーマ〉
コミュニケーション過程としての訴訟



租税法II／国際租税法／テーマ演習II(税制基礎理論)／研究特論

教授 森信 茂樹

〈主な研究テーマ〉
租税政策・租税法



民法III／民事法総合 I／研究特論

教授 山口 成樹

〈主な研究テーマ〉
損害賠償法



労働法I／労働法II／テーマ演習II(雇用差別と法)／研究特論

教授 山田 省三

弁護士 西東京共同法律事務所

〈主な研究テーマ〉
雇用平等・プライバシー



民法 II／法の解釈*／法哲学／研究特論

教授 山田 八千子

〈主な研究テーマ〉
法曹制度の法哲学的考察、立法の法哲学



総合事案研究／民事訴訟実務の基礎

特任教授 吉川 昌寛

裁判官 東京地方裁判所判事(最高裁判所から派遣)

〈主な担当事件・分野〉
民事事件



労働法I／労働法II／
テーマ演習II(労働契約法をめぐる諸問題)／研究特論

教授 米津 孝司

〈主な研究テーマ〉
労働契約法



英米公法 Foreign Law Seminar／SAP II／
テーマ演習II(連邦最高裁の判決を読む)／研究特論

教授 Rosen, Daniel

〈主な研究テーマ〉
国際メディア法



兼担

矯正と法

教授(法学部所属) 伊藤 康一郎



〈主な研究テーマ〉
刑事政策・犯罪学

民事法総合 III

教授(法学部所属) 猪股 孝史



〈主な研究テーマ〉
仲裁法

テーマ演習 II(倒産法の基礎と応用)

教授(法学部所属) 木川 裕一郎



〈主な研究テーマ〉
倒産処理制度

租税法 I

教授(商学部所属) 酒井 克彦



〈主な研究テーマ〉
租税法一般

刑法総合 I

教授(法学部所属) 只木 誠



〈主な研究テーマ〉
故意・錯誤論、罪数・競合論、経済刑法、
生命倫理と刑法

社会安全政策と法*／組織・企業の不正活動と法*

教授(総合政策学部所属) 堤 和通



〈主な研究テーマ〉
犯罪統御(Governance of Crime)

社会安全政策と法*／組織・企業の不正活動と法*

教授(法学部所属) 中野目 善則



弁護士 石川綜合法律事務所

〈主な研究テーマ〉
刑事訴訟法、犯罪予防・減少のための諸方策

社会保障法

教授(法学部所属) 新田 秀樹



〈主な研究テーマ〉
社会保障法

基礎演習(民事訴訟法の基礎理論)

教授(法学部所属) 秦 公正



〈主な研究テーマ〉
民事訴訟法

憲法訴訟論 I

教授(法学部所属) 畑尻 剛



〈主な研究テーマ〉
憲法訴訟

テーマ演習 II(国際法重要判例研究)

教授(法学部所属) 宮野 洋一



〈主な研究テーマ〉
国際紛争解決過程における法的要素の
意義と機能

テーマ演習 II(国際法重要判例研究)

教授(法学部所属) 目賀田 周一郎



〈主な研究テーマ〉
紛争と国際法

兼任

テーマ演習Ⅱ(環境刑法) 客員講師 阿部 鋼 <small>弁護士 阿部記念法律事務所所長 （主な担当事件・分野） 国内法律業務全般</small>	リーガル・クリニック／事業再生法／ テーマ演習Ⅱ(事例研究・事業再生) 客員教授 阿部 信一郎 <small>弁護士 霞ヶ関国際法律事務所 （主な担当事件・分野） 事業再生・倒産事件</small>	法社会学 兼任講師 飯 考行 <small>専修大学法学部准教授 （主な研究テーマ） 司法制度論</small>
法と経済学* 兼任講師 飯田 高 <small>東京大学社会科学研究所准教授 （主な研究テーマ） 社会規範の生成・維持・変容過程の分析</small>	テーマ演習Ⅱ(経済事犯と刑法法理論の今日的課題) 客員教授 井内 顯策 <small>公証人 八重洲公証役場 （主な担当事件・分野） 経済刑法・企業犯罪</small>	テーマ演習Ⅰ(児童虐待と子どもの人権) 客員講師 池田 清貴 <small>弁護士 くれたけ法律事務所 （主な担当事件・分野） 家族法分野・一般民事</small>
法文書作成 客員講師 池田 健司 <small>弁護士 池田法律事務所 （主な担当事件・分野） 一般民事</small>	企業金融と法* 兼任講師 石川 貴教 <small>弁護士 森・浜田松本法律事務所 （主な担当事件・分野） 規制／行政対応（金融規制法、コンプライアンス）、 訴訟／紛争解決、事業再生・倒産</small>	模擬裁判（民事） 客員講師 石橋 克郎 <small>弁護士 中村法律事務所 （主な担当事件・分野） 一般民事、家事、商事</small>
Foreign Law Seminar 兼任講師 泉 克幸 <small>京都女子大学法学部教授 （主な研究テーマ） 知的財産法における競争政策の思考の意義</small>	リーガル・クリニック 客員教授 市川 正司 <small>弁護士 新千代田総合法律事務所 （主な担当事件・分野） 難民・外国人関係事件、国際人権法</small>	IT社会と法 兼任講師 伊藤 亜紀 <small>弁護士 片岡総合法律事務所 （主な研究テーマ） 訴訟、企業法務、金融法務</small>
労働法Ⅱ 客員講師 岩本 充史 <small>弁護士 安西法律事務所 （主な担当事件・分野） 人事労務関係の企業法務全般</small>	企業金融と法* 客員講師 植田 利文 <small>弁護士 森・浜田松本法律事務所 （主な担当事件・分野） ストラクチャード・ファイナンス</small>	裁判外紛争解決制度 客員教授 大澤 恒夫 <small>弁護士 大澤法律事務所 （主な研究テーマ） 相談、交渉、ADRなどにおける法的対話の 理念と技法</small>
民事弁護実務の基礎理論* 客員講師 大嶋 正道 <small>弁護士 片岡総合法律事務所 （主な担当事件・分野） 訴訟、企業法務、金融法務</small>	政策形成と法 客員教授 岡本 薫明 <small>財務省大臣官房長 （主な担当事件・分野） 国の予算編成の企画・調整、金融危機対応</small>	企業金融と法* 客員講師 尾本 太郎 <small>弁護士 森・浜田松本法律事務所 （主な担当事件・分野） 各種金融取引（企業金融取引及び ストラクチャードファイナンス取引）</small>
IT社会と法／民事弁護実務の基礎理論* 客員教授 片岡 義広 <small>弁護士 片岡総合法律事務所 （主な担当事件・分野） 訴訟、企業法務、金融法務</small>	保険法 客員教授 勝野 義孝 <small>弁護士 鳥野法律事務所 所長 （主な担当事件・分野） 保険関係事件・一般民事・商事</small>	法文書作成 客員講師 亀井 洋一 <small>弁護士 あさひ法律事務所 （主な担当事件・分野） 企業法務・民事訴訟</small>
企業金融と法* 兼任講師 紀平 貴之 <small>弁護士 森・浜田松本法律事務所 （主な担当事件・分野） 企業買収・合併（M&A）その他企業法務全般</small>	法文書作成／模擬裁判（民事） 客員講師 木村 英明 <small>弁護士 四谷東法律事務所 （主な担当事件・分野） 金融法務</small>	リーガル・クリニック 客員教授 窪木 登志子 <small>弁護士 窪木法律事務所 （主な担当事件・分野） 一般民事・リスクマネジメント・知的財産権</small>
知的財産法Ⅲ 客員教授 古城 春実 <small>弁護士 桜坂法律事務所 （主な研究テーマ） 知的財産法全般の実務（侵害訴訟、審判、契約）</small>	被害者と法 兼任講師 後藤 弘子 <small>千葉大学大学院専門法務研究科教授 （主な研究テーマ） 少年に対する処遇について</small>	ローヤリング 客員教授 小林 喜浩 <small>弁護士 田賀法律事務所 東京家庭裁判所事務停委員 （主な担当事件・分野） 一般民事事件</small>

教員一覧

兼任

リーガル・クリニック

客員講師 古笛 恵子
弁護士 コブエ法律事務所
(主な担当事件・分野)
損害賠償法

先端専門訴訟の実務*

客員教授 近藤 浩
弁護士 ベーカー＆マッキンジー法律事務所（外国法共同事業）
(主な担当事件・分野)
M&A取引（国内及びクロスボーダー）

英米契約法／英米不法行為法*

兼任講師 坂本 力也
日本大学法学部教授
(主な研究テーマ)
国際商事仲裁

現代司法論

兼任講師 佐藤 憲一
千葉工業大学教授
(主な研究テーマ)
規範的法社会学、現代法社会理論

法整備支援論*

客員講師 佐藤 直史
弁護士 牛島総合法律事務所
(主な担当事件・分野)
途上国における法整備支援

模擬裁判（民事）

客員講師 佐藤 雅彦
弁護士 viola法律事務所
(主な担当事件・分野)
金融・不動産・交通事故

テーマ演習Ⅰ（行政関係事件演習）

客員講師 重 隆憲
弁護士 元田法律事務所
(主な担当事件・分野)
行政事件・民事事件一般

法文書作成

客員講師 鈴木 正勇
弁護士 弁理士 濱田法律事務所
(主な担当事件・分野)
知的財産権

ローヤリング

客員講師 高橋 秀一
弁護士 小川・友野法律事務所
(主な担当事件・分野)
企業法務

ベンチャー・ビジネスと法*

客員講師 高原 達広
弁護士 TMI総合法律事務所
(主な担当事件・分野)
企業買収・組織再編（M&A）

民事弁護実務の基礎理論*

兼任講師 高松 志直
弁護士 片岡総合法律事務所
(主な担当事件・分野)
訴訟・企業法務、金融法務

刑法総合Ⅲ／被害者と法／国際刑法*

兼任講師 滝沢 誠
専修大学法科大学院教授
(主な研究テーマ)
刑事訴訟における犯罪被害者の地位および役割

リーガル・クリニック

客員教授 伊達 俊二
弁護士 アップル法律事務所
(主な担当事件・分野)
一般民事事件

法文書作成

客員講師 田中 宏
弁護士 堀総合法律事務所
(主な担当事件・分野)
民事事件一般

ジェンダーと法

兼任講師 谷口 洋幸
高岡法科大学准教授
(主な担当事件・分野)
ジェンダー／セクシュアリティの
人権保障に関する国際法・比較法研究

リーガル・クリニック

客員教授 辻居 幸一
弁護士・弁理士 中村合同特許法律事務所 ニューヨーク州弁護士
(主な担当事件・分野)
知的財産法

テーマ演習Ⅰ（行政関係事件演習）

兼任講師 辻本 雄一
弁護士 辻本法律事務所
(主な担当事件・分野)
一般民事事件・行政事件

憲法訴訟論Ⅰ

兼任講師 土屋 武
新潟大学法学部准教授
(主な研究テーマ)
基本権の基礎理論

総合事業研究

兼任講師 機川 泰史
法政大学法学部教授
(主な研究テーマ)
決済システムと法・有価証券法・企業金融法

倒産処理法Ⅱ

客員教授 富永 浩明
弁護士 富永浩明法律事務所
(主な研究テーマ)
倒産法の理論と実務処理

法文書作成

客員講師 中井 淳
弁護士 林勲市法律事務所
(主な担当事件・分野)
一般民事全般

ジェンダーと法

客員教授 中下 裕子
弁護士 コスマス法律事務所
(主な担当事件・分野)
女性労働事件、家事事件、一般民事事件、行政事件

社会安全政策と法*／組織・企業の不正活動と法*

兼任講師 中村 真二
警察政策研究センター主任教授
(主な担当事件・分野)
組織犯罪対策、少年非行対策および国際捜査

リーガル・クリニック

客員講師 中村 勝彦
弁護士 TMI総合法律事務所
(主な担当事件・分野)
企業法務一般

コーポレート・ガバナンスと法*

客員講師 中山 龍太郎
弁護士 西村あさひ法律事務所
(主な担当事件・分野)
企業買収・組織再編（M&A）

リーガル・クリニック／先端専門訴訟の実務*

客員教授 羽成 守
弁護士 ひびき総合法律事務所
(主な担当事件・分野)
民事交通訴訟（保険を含む）

戦略的特許ライセンス契約論*

客員教授 林 いづみ
弁護士 桜坂法律事務所
(主な担当事件・分野)
知的財産権・企業法務

<p>テーマ演習Ⅱ(犯罪と刑事裁判を考える)</p> <p>客員教授 林 勘市 弁護士 林勘市法律事務所 〈主な担当事件・分野〉 刑事件</p> 	<p>環境法Ⅱ</p> <p>兼任講師 原島 良成 熊本大学准教授 〈主な研究テーマ〉 行政法</p> 	<p>経済刑法</p> <p>兼任講師 東山 太郎 検察官 東京高等検察署検事(法務省から派遣) 東京大学大学院法学政治学研究科教授 〈主な担当事件・分野〉 刑事件・刑事法制に関する企画及び立案等</p> 
<p>アジア・ビジネス法*</p> <p>客員教授 久田 真吾 弁護士 久田・橋口法律事務所 〈主な担当事件・分野〉 中国及び東南アジアにおける国際取引 (特に中国における投資、企業買収、紛争解決等)</p> 	<p>テーマ演習Ⅱ(行政証務実務の現状と課題)</p> <p>客員教授 寶金 敏明 弁護士 寶金法律事務所 〈主な研究テーマ〉 土地境界をめぐる争訟、行政争訟法</p> 	<p>知的財産法Ⅲ</p> <p>客員講師 牧野 知彦 弁護士 桜坂法律事務所 〈主な担当事件・分野〉 知的財産法、民事・商事訴訟</p> 
<p>エンタテイメント/スポーツと法</p> <p>客員講師 升本 喜郎 弁護士 TMI総合法律事務所 〈主な担当事件・分野〉 知的財産法、エンタテイメント法、スポーツ法、メディア法</p> 	<p>医療と法</p> <p>兼任講師 松石 和也 弁護士 高田・小海法律事務所 中央大学法学院兼任講師 〈主な担当事件・分野〉 医療事故紛争</p> 	<p>企業金融と法*</p> <p>兼任講師 峯岸 健太郎 弁護士 森・浜田松本法律事務所 〈主な担当事件・分野〉 金融関連法務</p> 
<p>リーガル・クリニック</p> <p>客員教授 宮野 勉 弁護士 アンダーソン・毛利・友常法律事務所 〈主な担当事件・分野〉 一般企業法務</p> 	<p>テーマ演習Ⅰ(法律の合憲性統制の新手法)</p> <p>兼任講師 棟居 快行 専修大学法科大学院教授 〈主な研究テーマ〉 人権の実効的救済</p> 	<p>Foreign Law Seminar</p> <p>客員講師 村尾 治亮 東啓総合法律事務所 〈主な担当事件・分野〉 知的財産法、企業法務</p> 
<p>労働法Ⅲ</p> <p>客員教授 森井 利和 弁護士 西東京共同法律事務所 〈主な担当事件・分野〉 雇用事件等労働事件</p> 	<p>資本市場と法*</p> <p>兼任講師 柳 明昌 慶應義塾大学法学院教授 〈主な研究テーマ〉 会社法、金融商品取引法</p> 	<p>刑事訴訟実務の基礎</p> <p>客員教授 横井 弘明 弁護士 越町協和法律事務所 〈主な担当事件・分野〉 刑事件</p> 
<p>リーガル・クリニック</p> <p>客員講師 葭葉 裕子 弁護士 葦葉・秋定法律事務所 〈主な担当事件・分野〉 企業法務</p> 		

Pick up 機関誌『中央ロー・ジャーナル』

実務と研究のコラボレーションを目指す機関誌

中央大学法科大学院では、法律学の研究が実践的課題からかけ離れた空理空論に陥ることのないように、実務と研究のコラボレーションを重視しています。そこで、その研究成果を世に問うため、2004年6月、機関誌『中央ロー・ジャーナル』を創刊しました。

本誌では本格的な「論説」はもちろんのこと、研究上のアイディアや実務上の工夫などをまとめた「研究」、実務をリードする「判例研究」、実際に行われた授業を踏まえた「授業実践報告」など多彩な論稿を掲載しながら、年4回にわたり刊行しています。

編集には各法分野の教員から選出された委員が携わるほか、在学生にも一定の条件の下で編集や執筆の機会が提供されています。そのプロセスを通じて知的スキルを高め、将来の専門分野の確立に大いに役立てることが期待されています。

第12巻 第3号(通巻45号)

- 落合誠一先生退職記念 中央大学法科大学院シンポジウム「会社法改正で日本経済は良くなるか?」
- ・個別報告
平成26年会社法改正-ガバナンス部分を中心に- 野村 修也
親子会社 大杉 謙一
その他(株式発行、会社分割など) 丸山 秀平
- ・コメント
会社法改正で日本経済は良くなるか? 落合 誠一
- ・パネルディスカッション
- 論説
法規範対立ケースにおける民法規範の衝突(3) 執行 秀幸
- 研究
耐震強度不足と正当事由をめぐる裁判例の傾向
いわゆる馬券訴訟に見る一時所得該当性 本田 純一
企業価値型コンプライアンス 酒井 克彦
企業不祥事謝罪対応 遠山 信一郎、杉浦 宣彦、常磐 政幸、遠藤 輝好
- 授業実施報告



実務講師一覧

[実務講師について] ○実務講師は、本学出身者を中心とした若手弁護士です。※一部未掲載の講師がおります。

実務講師

秋定 和宏 中野・秋定法律事務所	阿部 みどり 中野法律事務所	五十嵐 文博 となりの法律事務所	伊勢田 篤史 みらい総合法律事務所
五十部 紀英 弁護士法人アドバンス	一瀬 太一 ジュリスト・土釜総合法律事務所	伊東 祐介 鳥飼総合法律事務所	伊伏 康典 目黒・白金法律事務所
井本 大輔 長島法律事務所	岩田 整 TOKYO大樹法律事務所	上原 誠 松田総合法律事務所	海野 千宏 みなと総合法律事務所
遠藤 輝好 遠藤輝好法律事務所	大西 洋一 弁護士法人 大西総合法律事務所	岡本 淳 岩崎・安達法律事務所	岡本 泰志 弁護士法人 中村総合法律事務所
小川 恒星 長月法律事務所	奥野 大作 高田・小海法律事務所	桶谷 雅弘 法律事務所寺子屋	小野 章子 小野・紺野法律事務所
片桐 武 真和総合法律事務所	神尾 陽一 西澤総合法律事務所	鳴田 視寿子 小笠原六川国際総合 法律事務所	萱野 唯 ヴァスコ・ダ・ガマ法律 会計事務所
河口 まり子 浜・宇佐見法律事務所	神田 木綿子 沢藤達夫法律事務所	北谷 祐輔 遠和総合法律事務所	北出 容一 元赤坂法律事務所
國安 耕太 ノースブルー総合 法律事務所	小谷 健太郎 銀座ファースト法律事務所	小屋野 匡 埼玉北部法律事務所	紺野 礼央 小野・紺野法律事務所
斎藤 純一 弁護士法人アズバーズ	斎藤 誠二郎 LTE法律事務所	佐藤 有紗 はるか法律事務所	佐藤 徳典 はるか法律事務所
島野 浩志 株式会社巴川製紙所	末岡 雄介 晴海パートナーズ法律事務所	菅田 正明 松田総合法律事務所	杉原 弘康 扶桑第一法律事務所

杉本 拓也 株式会社国際協力銀行	鈴木 貴泰 青木法律事務所	鈴木 雄貴 虎の門法律事務所	高橋 洋平 高橋洋平法律事務所
多湖 章 多湖・岩田・田村法律事務所	田中 太陽 太陽総合法律事務所	田畠 千絵 渥美坂井法律事務所・ 外国法共同事業	中地 充 中地総合法律事務所
永野 亮 山下・渡辺法律事務所	生井澤 葵 こばと法律事務所	二宮 英人 渋谷青山刑事法律事務所	野澤 政伸 樹實法律事務所
野田 陽一 三宅坂総合法律事務所	波田野 馨子 森法律事務所	春山 修平 フォーサイト総合 法律事務所	平野 大輔 小笠原六川国際総合 法律事務所
本田 宗哉 日比谷中央法律事務所	舞鶴 史也 弁護士法人 大西総合法律事務所	松村 武志 虎ノ門法律経済事務所	松本 宗道 弁護士法人 一番町総合法律事務所
水庫 正裕 小原・水庫法律事務所	百瀬 井一 あさぎ法律事務所	矢口 統一 道しるべ法律事務所	安本 樹 坂本廣身法律事務所
柳田 康男 弁護士法人やなぎだ	山岸 久晃 村下法律特許事務所	山崎 健介 ノーサイド法律事務所	山本 健太 R&G横浜法律事務所
山本 拓也 千葉市民協同法律事務所	吉井 悠介 出口綜合法律事務所	渡邊 寛一 川崎グリーン法律事務所	

学費・奨学金制度

学費について（在学2年の場合）

初年度学費		次年度学費		2年間の学費	
入学金	30万円*	在学科	140万円	合計	370万円
在学科	140万円	施設設備費	30万円		
施設設備費	30万円	合計	170万円		
合計	200万円				
入学手続時納入金	115万円	前期納入金	85万円	合計	370万円
入学年度後期納入金	85万円	後期納入金	85万円		

*本学学部卒業者は、入学金が半額免除（15万円）となります。

奨学金制度について（2016年度現在）

中央大学法科大学院では、以下のような充実した奨学制度を準備しています。

1. 中央大学大学院法務研究科特別給付奨学制度（給付）

独自の給付奨学金として以下の4種類の奨学金を設けています。

	給付人数	給付金額	選考の時期・方法・給付期間
第一種	20名まで	年間170万円 (入学金を除く学費相当額)	入学時に、入学者選抜における成績に基づき選考 【給付期間】法学未修者 3年間 法学既修者 2年間（注1） → 実質負担金 30万円 (入学金相当)
第二種	150名まで	年間85万円 (入学金を除く学費相当額の半額)	入学時に、入学者選抜における成績に基づき選考 【給付期間】法学未修者 3年間 法学既修者 2年間（注1） → 実質負担金 (在学2年の場合) 200万円 (入学金30万円 + 学費1年分相当)
第三種	2015年度実績 72名	年間85万円 (学費相当額の半額)	2年次以降毎年5月頃に、第一種、第二種を給付されていない在学生で、入学後一定期間の成績（前年度の学業成績）が優秀な者から選考 【給付期間】1年間（注2）
第四種	第一種～第三種奨学生以外の在学生	2015年度実績 30万円 (学校法人中央大学が別に定める金額)	年度末に、第一種～第三種給付対象以外の在学生を対象 【給付期間】1年間（注3）

注1：各年度で給付継続の審査基準を満たすことが前提となります。なお、奨学金の給付は給付対象年度に納入する前期および後期の学費に振り替えるものとなります。

注2：第三種奨学金の給付は、前期および後期の各学期に行います。

注3：第四種奨学金の給付金額は年度により変更されます。なお奨学金の給付は年度末に一括して行います。

2. 中央大学法曹会奨学金制度（給付）

学生への経済支援の一層の充実・強化を図るため、中央大学法曹会（中央大学出身の先輩法曹）のご篤志により、法曹として将来活躍が期待される中央大学法科大学院の在学生に対して、公募制により、本奨学金を一括給付しています。（他奨学制度との併用可）

給付金額	給付人数	目的
年間 30万円	21名 (2015年度実績)	中央大学法曹の意思を尊重し、中央大学法科大学院に在学する学生の勉学並びに研究活動を支援し、将来法曹として活躍できうる人材育成を図る。

3. 増島記念給付奨学金（給付）

国際的な法曹を育成することを目的として、英米法をはじめとする外国法に係る学修及び研究を奨励するために設けられた制度です。

4. 東京白門ライオンズクラブ学術奨励賞（給付）

東京白門ライオンズクラブのご篤志により、将来法曹として活躍が期待される人材の育成に資するために設けられた制度です。社会実務等の経験を有して入学した方を対象としています。

5. 民間団体による奨学金制度

民間団体による奨学金（主に給付）の案内・募集を行っています。団体によっては、中央大学法科大学院在学生に対する推薦枠があります。

2015年度に中央大学法科大学院在学生を対象に募集した外部奨学金制度

- 公益財団法人千賀法曹育英会
(給付・貸与、本学法科大学院推薦枠有り)
- 公益財団法人日本法制学会
「財政・金融・金融法制研究基金」
(給付、本学法科大学院推薦枠有り)
- 公益財団法人升本学術育英会
(給付、本学推薦枠有り)
- 公益財団法人三菱UFJ信託奨学財団
(給付、本学推薦枠有り)
- 一般財団法人守谷育英会
(給付)
- 公益財団法人末延財団
(給付)

6. 日本学生支援機構奨学金（貸与）

国 の 奨 学 育 英 事 業 を 行 う 独 立 行 政 法 人 日 本 学 生 支 援 機 构 の 貸 与 奨 学 金 で 、 無 利 子 の 「 第 一 種 」 と 有 利 子 の 「 第 二 種 」 の 2 種 類 が あ り ま す 。 (他 奨 学 制 度 と の 併 用 可) ま た 、 第 一 種 採 用 者 は 学 業 成 績 優 秀 等 に よ り 奨 学 金 の 返 還 が 免 除 と な る 制 度 が あ り ま す 。

種別	第一種（無利子貸与）
金額	月額 5~8.8万円 (5万、8.8万円から選択) (注1)
2015年度採用実績	101名 (注2)
種別	第二種（有利子貸与）
金額	月額 5~15万円 (5万、8万、10万、13万、15万円から選択) (注1) ※15万円を選択した場合は、4万円または7万円の増額貸与を受けることができます。
2015年度採用実績	46名 (注2)

注1：貸与月額は採用後に金額変更が可能です。

注2：臨時採用者数も含みます。

奨学制度に加え、以下の制度も利用できます。

金融機関の提携教育ローン制度

第一勧業信用組合、みずほ銀行は中央大学法科大学院の提携金融機関であり、中央大学法科大学院在学生はこれらの金融機関の提供する教育ローンを利用することができます。

専門実践教育訓練給付金制度

中央大学法科大学院は、厚生労働大臣より、専門実践教育訓練給付金の対象講座として指定を受けています。専門実践教育訓練給付金制度とは、働く人の主体的で、中長期的なキャリア形成を支援し、雇用の安定と再就職の促進を図ることを目的とする雇用保険の給付制度で、支給対象者が所定の手続を行うことで、専門実践教育訓練給付金がハローワークから支給されることになります。なお、申請に際しては、雇用保険加入期間などの受給資格を満たす必要があります。受給資格はご本人の住所を管轄するハローワークにお尋ねください。

入学者選抜

2017年度入学者選抜について

1. 入学者選抜の基本方針(アドミッション・ポリシー)<要旨>

中央大学法科大学院は、時代と社会の要請に応じる多彩な分野での高度な専門法曹を養成して輩出すべく、入学を希望されている多様な人材の中から、それら法曹の候補者として相応しい資質と能力を有する方々を選抜します。

その入学者選抜にあたっては、客觀性、公平性、開放性、多様性に配慮し、志願者の希望を尊重しつつ、多面的で総合的な選抜方法を実施します。

2. 募集人員、コース、法曹枠

募集コース	入学定員	募集人員
法学既修者(2年コース)	240名	180名
法学未修者(3年コース)		60名

法学既修者コース(以下、既修者コース)と法学未修者コース(以下、未修者コース)のそれぞれに、一般法曹枠に加えて下記の法曹枠を設けています。

地域法曹枠	法曹として地域への貢献や地域の活性化に寄与することを目指している方を募集します。
国際法曹枠	グローバルな視点をもった法曹として将来、活躍することを目指している方を募集します。
専門職法曹枠	専門的知識を活かしながら法曹として活躍することを目指している方を募集します。
女性法曹枠	女性が活躍する社会の実現に向け、女性法曹として社会に貢献することを目指している方を募集します。

※既修者コースと未修者コースの両方に出願することができます。また、同一コース内の5法曹枠(一般法曹枠・地域法曹枠・国際法曹枠・専門職法曹枠・女性法曹枠)すべてに出願することができます。

※地域法曹枠は既修者コースで最大10名、未修者コースで最大10名募集します。また、国際法曹枠・専門職法曹枠・女性法曹枠はそれぞれ、既修者コースで最大5名、未修者コースで最大5名募集します。地域・国際・専門職・女性の各法曹枠で合格した場合は、中央大学法科大学院法務研究科特別給付奨学制度の第一種もしくは第二種のいずれかひとつの給付を受けることができます。

3. 入学者選抜

1. 日程(予定)

入学者選抜要項配布開始	法科大学院全国統一適性試験	出願期間
5月中旬	5月29日(日)、6月12日(日)	7月14日(木)～7月22日(金)

法学既修者(2年コース)

法学未修者(3年コース)

8月20日(土)

適性試験第4部

出願時提出

法律科目試験

論述式試験①

(民事訴訟法、刑事訴訟法、商法)

論述式試験②

(憲法、民法、刑法)

合格発表

9月3日(土)

合格発表

9月3日(土)

2. 選抜方法 筆答試験および書類審査 以下のものの成績および内容を総合的に評価して合否を判定します。

	法律科目試験	適性試験第1～3部	適性試験第4部	事前課題レポート（注1）	証明書 （英語）能力を示す	国家資格試験の合格または その資格を有することを 証明する書類（注2）	志願者からの その他提出書類
法学既修者（2年コース）	一般法曹枠	●	●				●
	地域法曹枠	●	●	●			●
	国際法曹枠	●	●	●	●		●
	専門職法曹枠	●	●	●		●	●
	女性法曹枠	●	●	●			●
法学未修者（3年コース）	一般法曹枠		●	●			●
	地域法曹枠		●	●			●
	国際法曹枠		●	●	●		●
	専門職法曹枠		●	●		●	●
	女性法曹枠		●	●	●		●

（注1）：事前課題レポートは出願する法曹枠によって異なります。また詳細は、中央大学法科大学院Webサイト・2017年度入学者選抜要項でお知らせします。

（注2）：[国家資格試験]には公務員を含みます。

入学者選抜の詳細については一部変更の可能性もありますので、本大学院Webサイト等の情報もあわせてご覧ください。
また、最終的な日程および詳細については、5月中旬から配布予定の2017年度入学者選抜要項をご確認ください。

コラム

地域・国際・専門職・女性法曹枠で入学された方の興味関心に対応し、キャリア形成に役立つ科目を用意しています。

地域法曹枠：自治体ローカリング、4群特講Ⅰ地方公務員法
国際法曹枠：4群特講Ⅱ法整備支援論、国際人権法

専門職法曹枠：4群特講Ⅱ先端専門訴訟の実務、4群特講Ⅲ企業内法務の実務
女性法曹枠：ジェンダーと法、被害者と法

※必修科目ではありません。

※その他にも、多彩な科目が用意されています（P14・15参考）

※年度によって、設置科目に変更が生じる可能性があります。

◎本学主催入学説明会を開催します！

2016年度実施予定

日 時	時 間	場 所
4月14日 (木)	12:45～13:20	中央大学多摩キャンパス
4月16日 (土)	14:00～17:00	中央大学市ヶ谷キャンパス
7月 2日 (土)	12:15～17:00	中央大学市ヶ谷キャンパス

※一部変更の可能性もありますので、本法科大学院Webサイト等の情報も随時ご確認ください。



市ヶ谷キャンパス

お問い合わせ先

中央大学法科大学院事務課

〒162-8473 東京都新宿区市谷本村町42-8

TEL 03-5368-3512

FAX 03-5368-3520

http://www.chuo-u.ac.jp/academics/pro_graduateschool/law/

市ヶ谷キャンパス最寄り駅



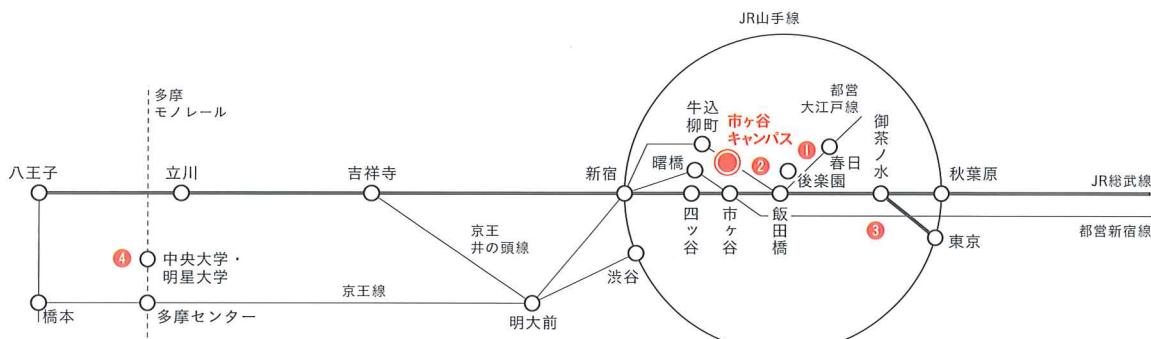
都営新宿線／曙橋駅 A3出口徒歩約3分

東京メトロ丸の内線／四谷三丁目駅 徒歩約8分

都営大江戸線／牛込柳町駅 徒歩約13分

JR中央・総武線／四ツ谷駅 四ツ谷口徒歩約13分

JR総武線、東京メトロ有楽町線、南北線／市ヶ谷駅下車 徒歩約13分



① = 后楽園キャンバス ② = 市ヶ谷田町キャンバス ③ = 駿河台記念館 ④ = 多摩キャンパス

行動する知性。